

第 3 編 風水害等応急対策計画

第1章 基本方針

風水害等応急対策計画は、風水害を中心として、次の考え方のもと作成する。

第1 迅速な災害応急活動体制の確立

災害応急対策を迅速に展開するため、町その他の防災関係機関の緊急時の組織体制、情報の収集・伝達体制を確立するとともに、防災関係機関相互の連携の仕組みを盛り込んだ応急活動体制を明示する。

- 応急活動体制
- 情報の収集・伝達
- 防災関係機関等との連携促進
- 災害救助法の適用

第2 円滑な災害応急活動の展開

災害応急対策を円滑に展開するため、次の事項について、対策内容を点検、整備のうえ明示する。

- 水防活動の実施
- 救助・救急、医療対策の実施
- 交通・輸送対策の実施
- 避難対策の実施
- 住宅の確保
- 食料・飲料水及び物資の供給
- 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施
- 生活救援対策の実施
- 要配慮者支援対策の実施
- 愛玩動物の収容対策の実施
- 災害情報等の提供と相談活動の実施
- 廃棄物対策の実施
- 環境対策の実施
- 災害ボランティアの派遣・受入れ
- ライフライン応急対策の実施
- 教育保育対策の実施
- 警備対策の実施
- 農林関係対策の実施
- 公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策の実施

なお、災害応急活動の実施に当たっては、その総合的推進に努めるとともに、災害が発生するおそれがある段階も含めて時系列的な側面から重点的に実施すべき事項を的確に把握し、対処することが必要である。こうした観点から、災害応急対策の主な流れを示すと次のとおりである。

■災害応急対策の主な流れ

時間経過	災害応急活動体制	災害応急活動内容	
初動対策	・災害（警戒）対策本部の設置 ・災害対策要員の確保 ・被害情報の収集・分析・伝達 ・通信手段・情報網の確保 ・防災関係機関との連携	・災害情報の収集・提供、広報活動の実施 ・水防活動等被害拡大防止活動の実施 ・要配慮者等の安全確保対策の実施 ・避難対策の実施 ・交通規制等交通の確保対策の実施 ・緊急輸送道路の確保等、緊急輸送対策の実施 ・災害救助法の適用（発災直後） ・人命救出・救助活動、救急医療活動の実施 ・食料、物資の供給、応急給水の実施 ・ライフライン応急対策の実施	継続実施
緊急対策 （発災後1日程度以降）	災害の規模、態様及び時間経過に応じた対応体制の整備を図る 	・各種相談窓口の設置 ・被災者への生活救援対策の実施 ・災害ボランティアの受入環境整備 ・海外からの支援受入体制整備 ・土木施設復旧の実施 ・感染症対策等保健・衛生対策の実施 ・遺体の火葬等の実施 ・学校園における教育機能回復等の教育対策の実施	
応急対策 （発災後1週間程度以降）		・応急仮設住宅建設等住宅確保対策の実施 ・ガレキ、ごみ処理対策等廃棄物対策の実施 ・被災者のこころのケア等精神医療対策の実施	

第3 大規模事故等災害応急対策の推進

大規模事故における災害の応急対策を円滑に展開するため、次の事項を中心に対策内容を点検、整備のうえ明示する。

- 大規模火災・危険物事故災害応急対策の実施
- 交通災害応急対策の実施
- 原子力等事故災害応急対策の実施
- 高病原性鳥インフルエンザ応急対策の実施
- 新型インフルエンザ応急対策の実施
- その他の事故等災害応急対策の実施

第2章 迅速な災害応急活動体制の確立

第1節 応急活動体制

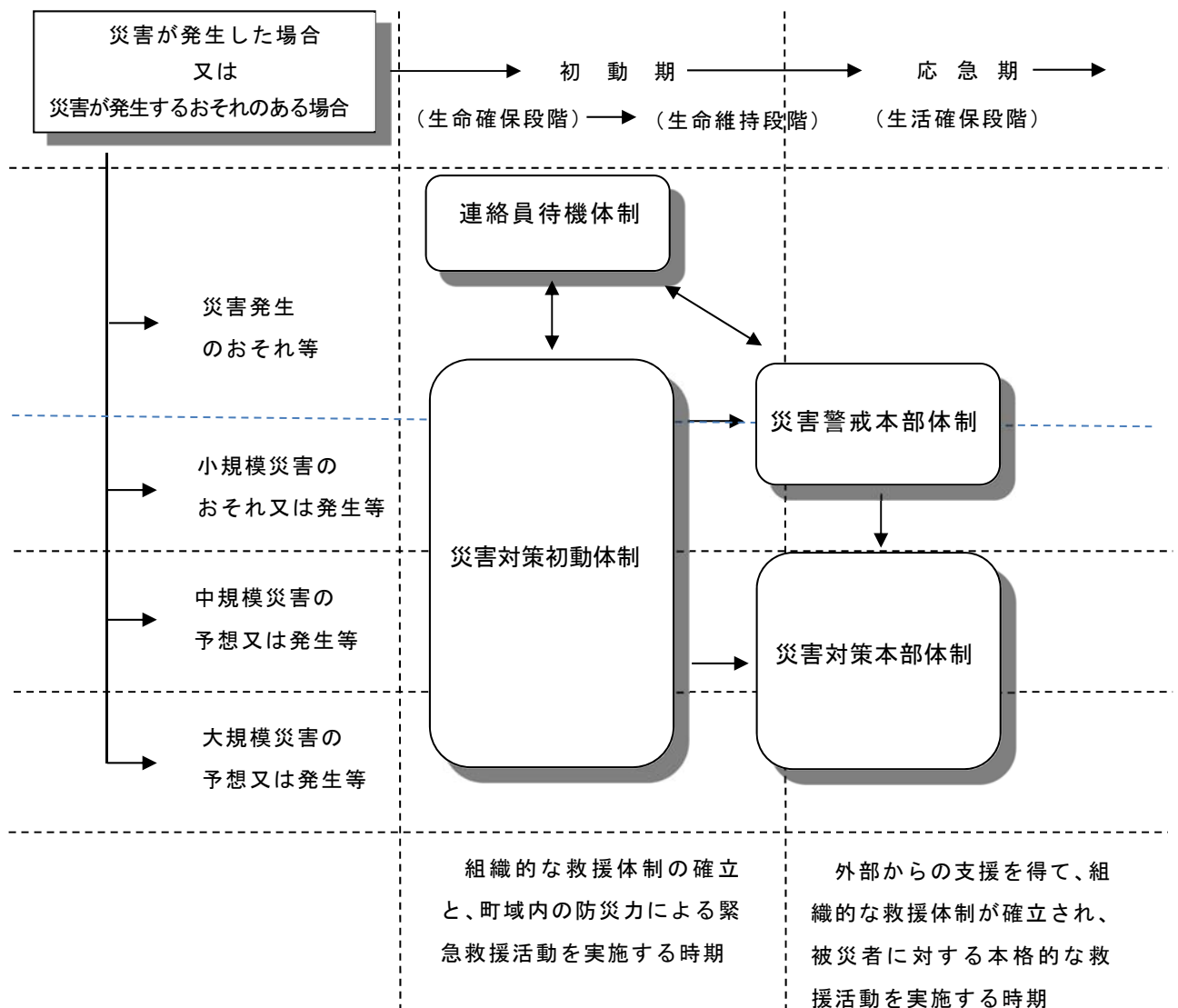
第1 配備体制

〔とりまとめ担当課：生活安全課〕

1 配備の体制と基準

災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合は、災害警戒本部及び災害対策本部体制で災害対応を行う。ただし、災害の初動期は、災害対策初動体制で対応するものとし、初動期対応が終了次第、災害警戒本部及び災害対策本部の部班体制で、応急期の災害対応を行う。

■ 配備体制の流れ



第3編 風水害等応急対策計画
第2章 迅速な災害応急活動体制の確立
第1節 応急活動体制

■ 配備体制

災害が発生した場合又は発生のおそれのある場合、町は、気象情報・災害の状況により、次の災害初動時の配備体制をとる。職員は、災害発生前から注意報・警報等の発表状況、気象状況の変化及び前兆現象等の情報に注目し、いつ動員されてもすぐに配備できるようにしておく。

災害初動時の配備基準【風水害・大規模事故災害時等】

区分		配備事由	配備要員
連絡員待機		☐兵庫県に連絡員待機が発令され、町内に相当な降雨が予想されるとき。 ☐大雨注意報、洪水注意報が発令され、町内に相当な降雨が予想されるとき。	生活安全課の職員 2～3名
初動警戒配備		☐兵庫県水防指令第1号や大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪の各警報のいずれかが発令され、小規模な災害が生じるおそれがあるとき	初動警戒配備要員 生活安全課長 課長グループを3 班体制に分割（6 名）生活安全課
警戒体制配備		☐大雨その他異常な自然現象により道路冠水、河川橋梁通行止措置、田畑冠水等の事象が出始めたとき、又は短時間のうちに見込まれるとき ☐台風が近畿地方に接近したとき ☐大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪の各警報のいずれかが発令され、災害発生のおそれがあるとき ☐兵庫県水防指令第1号が発令され、小規模の災害が生じるおそれがあるとき ☐町長が当該配備体制を必要と認めたとき	災害警戒本部要員 副町長 技監 生活安全課長 生活安全課 課長・副課長・地域 局管理職を3班体 制に分割 ・本庁舎27名程度 ・各地域局2名
非常体制配備	1号配備	☐大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪の各警報のいずれかが発令され、町長が必要と認めたとき ☐兵庫県水防指令第1号又は第2号が発令され、小規模の災害が生じるおそれがあるとき ☐風水害等により町域に小規模の災害が生じたとき又は生じるおそれがあるとき ☐一度に多数の人的被害が生じる突発的事故が発生したとき（「火災・災害等即報要領」の《即報基準》に該当する場合など） ☐町長（本部長）が当該配備体制を必要と認めたとき	1号配備要員 町長 副町長 教育長 技監 課長（全員） 副課長（全員） 生活安全課（全員） 消防副主任

区分		配備事由	配備要員
非常体制配備	2号配備	☐ 兵庫県水防指令第2号又は第3号が発令され、中規模の災害が生じるおそれがあるとき ☐ 風水害等により町域に中規模の災害が生じたとき又は生じるおそれがあるとき ☐ 町内一部に集中して災害があったとき （「火災・災害等即報要領」の《直接即報基準》に該当する場合など） ☐ 町長（本部長）が当該配備体制を必要と認めたとき	1号配備要員＋別に定める2号配備職員（管理職全員）
	3号配備	☐ 兵庫県水防指令第3号が発令され、大規模の災害が生じるおそれがあるとき ☐ 風水害等により町全域にわたり大規模な災害が生じたとき又は生じるおそれがあるとき ☐ 災害救助法の適用基準に該当するおそれがあるとき ☐ 町長（本部長）が当該配備体制を必要と認めたとき	全職員

2 配備の決定

警戒配備において、災害情報を収集し、その状況及び必要な対策を町長に報告する。
町長は、報告に基づいて警戒体制の継続、若しくは災害警戒本部又は災害対策本部の設置並びに必要な配備区分を決定し、動員を指示する。

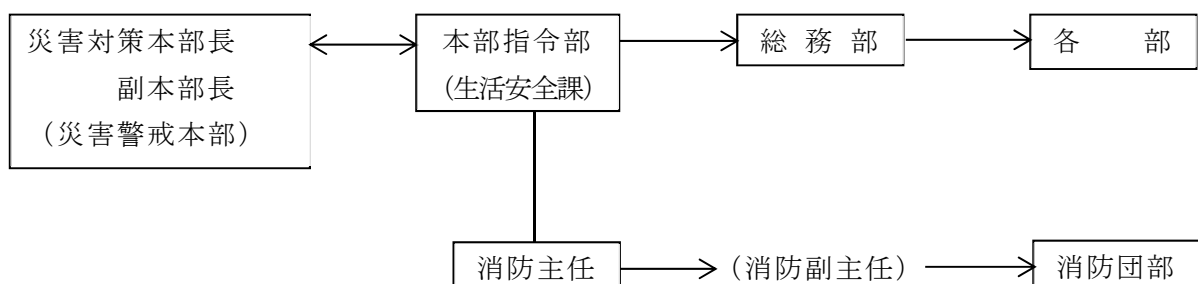
第2 職員の動員

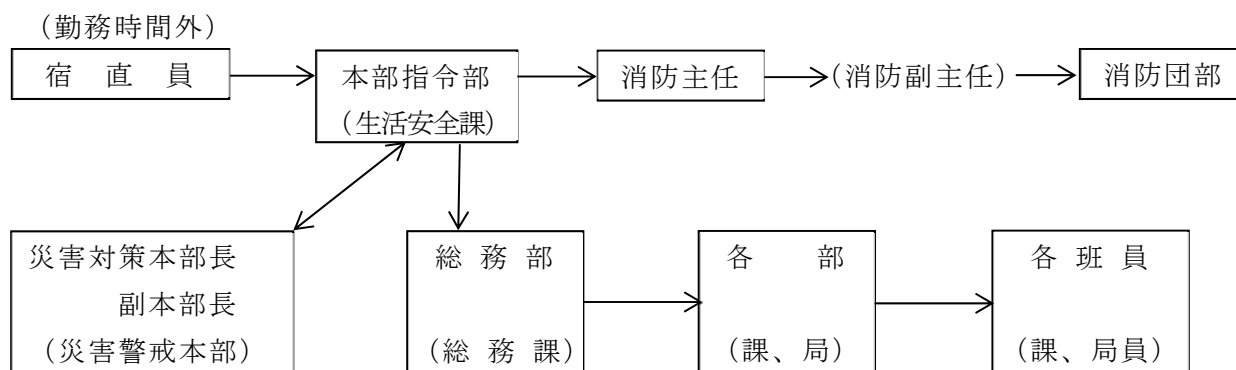
〔とりまとめ担当課：総務課〕

1 動員方法

各配備該当基準に基づき、各配備要員が参集する。
連絡は、電話及びたかちょう防災ネット（携帯電話メール）を用いることとする。
なお、休日及び夜間等の勤務時間外においては、宿直者から生活安全課へ連絡し、その指示に基づき各課連絡指定職員へ連絡する。

■本庁舎・地域局間の指示連絡系統 （勤務時間内）





※上記の伝達方法は、携帯電話メール等を活用し伝達するが、別に定める連絡網（電話）により、全職員に確実に伝達するよう努める。

2 参集場所

参集の基本は、連絡員待機配備及び初動警戒配備、災害警戒本部、災害対策本部とも勤務時間の内外を問わず、本庁舎に設置された本部とし、加美区・八千代区災害対策要員は、直接地域局に参集する。

3 動員報告

参集した職員は、所属単位に各課局長を通じて、総務課に対し動員報告を行う。総務課長はこれを取りまとめ、町長に報告する。以後上記に準じて正時ごとに行う。

4 その他特記事項

(1) 会計年度任用職員の配備

3号配備において職員が不足する場合、町長（本部長）は、会計年度任用職員に災害対策業務への従事を指示する。指示された職員は、所属長の指示に従って災害対策に従事する。

(2) その他対策要員の確保

町長（本部長）は、必要に応じて、設備・機器保守契約会社、関係団体等に協力を求め、災害対策要員の確保を図る。

第3 災害警戒本部以前の体制

〔とりまとめ担当課：生活安全課〕

1 連絡員待機体制

(1) 設置基準

兵庫県に連絡員待機が発令され、町内に相当な降雨が予想されるとき。または、大雨注意報、洪水注意報が発令され、町内に相当な降雨が予想されるとき。

(2) 配備要員

生活安全課の職員（2～3人）

(3) 連絡員待機体制の事務分掌

連絡員待機体制の事務分掌等は、次のとおりである。

- | |
|---|
| ① 災害情報の収集と対策の検討
② 県、気象庁等からの情報収集
③ 配備区分の変更及び連絡員待機体制廃止の検討 |
|---|

(4) 連絡員待機体制の廃止

生活安全課長(又は生活安全課長に代わる者)は、被害が発生しなかったとき、あるいは事態が終息したときは、連絡員待機体制を廃止する。

2 初動警戒体制

(1) 設置基準

防災環境担当理事は、兵庫県水防指令第1号や大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪の各警報のいずれかが発令され、小規模な災害が生じるおそれがある場合は、初動警戒体制を配備する。

(2) 設置場所

初動警戒体制は、本庁舎に設置する。

(3) 指揮の権限

初動警戒体制の本部長は防災環境担当理事とする。防災環境担当理事不在の場合は、次の順により本部長としての指揮及び権限を代行する。

- | |
|------------------------------------|
| 第1位 生活安全課長
第2位 課長のうちからあらかじめ定めた者 |
|------------------------------------|

(4) 組織

初動警戒体制の組織は、以下のとおりとする。

【初動警戒体制構成員】

生活安全課長、課長グループを3班に分割(別途割り当て)、生活安全課員

(5) 初動警戒体制の事務分掌

初動警戒体制の事務分掌等は、次のとおりである。

- | |
|--|
| ① 災害情報の収集と対策の検討
② 県、気象庁等からの情報収集
③ 配備区分の変更及び初動警戒体制廃止の検討、並びに町長への意見具申
④ 災害警戒本部・災害対策本部への移行要否の検討、並びに町長への意見具申 |
|--|

(6) 初動警戒体制の廃止

防災環境担当理事(又は当該理事に代わる者)は、被害が発生しなかったとき、あるいは事態が終息したときは、初動警戒体制を廃止する。

第4 災害警戒本部

[とりまとめ担当課：生活安全課]

1 設置基準

町長は、災害警戒本部体制による応急活動の必要があると認める場合は、災害警戒

第3編 風水害等応急対策計画
第2章 迅速な災害応急活動体制の確立
第1節 応急活動体制

本部を設置する。

2 設置場所

災害警戒本部は、本庁舎に設置する。
本庁舎が使用できない場合、以下の順位に従い町長が代替設置施設を決定する。

区 分	施設の名称
第1位	文化会館（ベルディーホール）
第2位	健康福祉センター（アスパル）
第3位	中コミュニティプラザ

3 指揮の権限

災害警戒本部長は副町長とする。副町長不在の場合は、次の順により本部長としての指揮及び権限を代行する。

第1位	防災環境担当理事
第2位	生活安全課長
第3位	課長のうちからあらかじめ定めた者

4 災害警戒本部設置の連絡

本部長の命により、生活安全課は、各課局長及び各地域局長へ、災害警戒本部設置の旨を連絡する。

5 組織

災害警戒本部の組織は、以下のとおりとする。

■災害警戒本部構成員

区分	平常時職名	代替職位（第1順位）	代替職位（第2順位）
本部長	副町長	防災環境担当理事	生活安全課長
副本部長	防災環境担当理事	生活安全課長	課長のうちからあらかじめ定めた者
〃	技監		
構成員	生活安全課長		
〃	消防団長	消防副団長	消防団副団長
〃	各課・局長及び副課長、地域局管理職を3班体制に分割		
	1 班	2 班	3 班
〃	議会事務局長		
〃	総務課長		
〃	企画秘書課		
〃	財政課		
〃	定住推進課		
〃	生涯学習課長		
〃	税務課長		
〃	住民課長		

〃	健康課長
〃	ふくし相談支援課長
〃	福祉課長
〃	産業振興課長
〃	商工観光課長
〃	建設課長
〃	上下水道課長
〃	会計課長
〃	教育総務課長
〃	学校教育課長
〃	こども未来課長
〃	各課副課長及び地域 局管理職

6 災害警戒本部事務分掌

災害警戒本部事務分掌等は、次のとおりである。

- ① 災害情報の収集と対策の検討
- ② 災害危険箇所の警戒巡視
- ③ 所管施設の警戒巡視及び予防措置
- ④ 軽微な被害への応急対策
- ⑤ 配備区分の変更及び災害警戒本部廃止の検討、並びに町長への意見具申
- ⑥ 災害対策本部への移行要否の検討、並びに町長への意見具申

7 災害警戒本部の廃止

町長(又は町長に代わる者)は、被害が発生しなかったとき、あるいは事態が終息したときは、災害警戒本部を廃止する。

8 災害対策本部への移行

町長(又は町長に代わる者)は、災害が拡大したとき、若しくは拡大のおそれがあるときは、災害警戒本部から災害対策本部へ移行する。

第5 災害対策本部

〔とりまとめ担当課：生活安全課〕

1 設置基準

災害対策本部は、1号配備、2号配備又は3号配備該当基準に基づき、町長が必要と認めたときに設置する。

2 設置場所

災害対策本部は、本庁舎に設置する。

本庁舎が使用できない場合、以下の順位に従い町長が代替設置施設を決定する。

区 分	施設の名称
第1位	文化会館（ベルディーホール）
第2位	健康福祉センター（アスパル）
第3位	中コミュニティプラザ

3 災害対策本部設置の通知

町（本部指令部）は、災害対策本部を設置したときは、町民や職員及び下記の防災関係機関に通知する。なお、通知方法は防災行政無線、兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム等を活用する。

■本部設置の通知先

- (1) 町民
- (2) 庁内及び出先の職員
- (3) 兵庫県北播磨県民局
- (4) 兵庫県災害対策課
- (5) 北はりま消防本部
- (6) 西脇警察署
- (7) 近隣市町

4 指揮の権限

災害対策本部長（以下「本部長」という。）は町長とする。町長不在の場合は、次の順により本部長としての指揮及び権限を代行する。

- 第1位 副町長
- 第2位 防災環境担当理事
- 第3位 生活安全課長
- 第4位 課長のうちからあらかじめ定めた者
- 第5位 教育長

5 組織と事務分掌

本部の組織及び事務分掌は、初動期と初動対応経過後に分け、次のとおりとする。

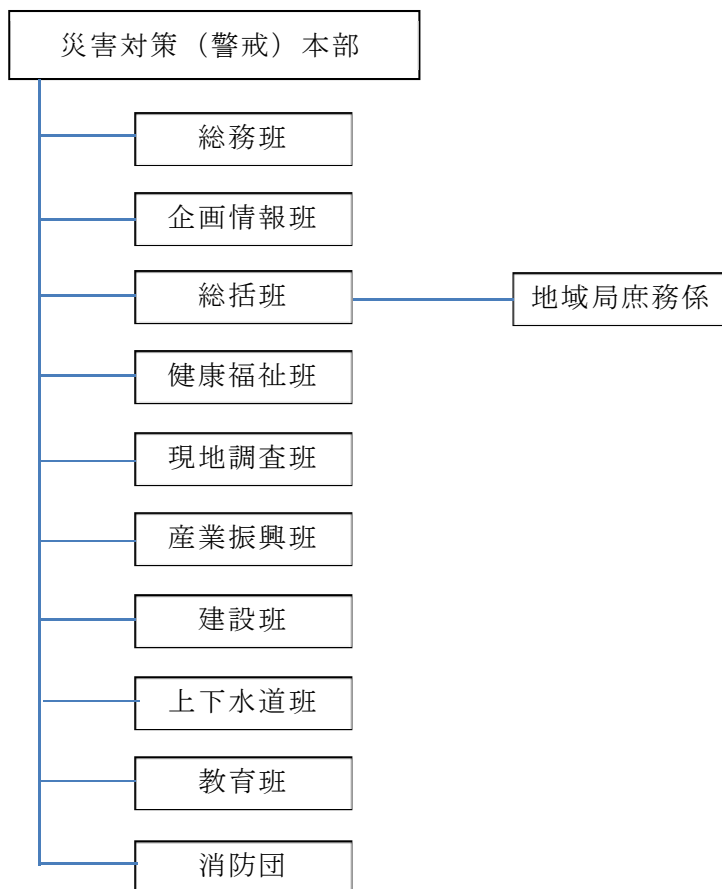
なお、本部長は、随時本部員会議、関係部長会議を開催し、本部としての対処方針を決定する。本部員会議事務局業務を行うため、本部指令部を置く。

(1) 初動期

災害の初動期は、本庁及び両地域局に職員を配置し、災害対策初動体制で対応するものとする。初動期対応が終了次第、災害警戒本部及び災害対策本部の部班体制で、応急期の災害対応を行う。

但し、状況により、班内で人員の不足している班への支援を行う。

■組織図



第3編 風水害等応急対策計画
 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立
 第1節 応急活動体制

■各班の役割

班名	役 割
災害対策（警戒）本部	①災害対策（警戒）本部の設置及び廃止 ②災害対策活動の総括 ③配備体制の決定 ④避難指示等避難情報の発令 ⑤現地対策本部の設置及び廃止 ⑥災害対策に関する県との調整 ⑦その他各班の災害対策活動における重要事項の決定
本部事務局	①災害対策本部の設営・庶務・総合調整 ②本部会議資料作成 ③県への報告・調整（フェニックス防災システムの入力含む。） ④消防本部・警察・自衛隊等防災関係機関との連絡調整 ⑤自衛隊の派遣要請 ⑥応援協定に基づく応援要請 ⑦各地の震度情報等の収集と情報の分析
総務班	①職員の配備状況の把握 ②職員の動員 ③ライフライン関係機関との連絡調整（関西電力送配電・NTT等） ④本部会議の議事録作成 ⑤公用車の確保・準備 ⑥その他の班に属しない事項
企画情報班	①防災行政無線の放送 ②たかちょう防災ネットによるメール配信 ③ホームページによる広報 ④報道機関に対する情報提供・連絡調整 ⑤CATVの維持管理と災害情報の発信
総括班 （情報収集記録係）	①区長、住民からの情報収集と被害状況のとりまとめ ②災害対応経過の記録 ③応援市町・団体の受け入れ ④災害対応に関する食糧、資材の調達に関する事項
地域班庶務係	①区長、住民からの情報収集 ②本部総括班への伝達
健康福祉班 （避難場所係）	①避難者への健康管理に関する事項 ②避難所開設運営に関する事項 ③要配慮者対策と集落への情報提供 ④診療所・老人福祉施設の安全確保と救急医療・救護の実施 ⑤避難誘導に係る住民情報の集落への情報提供
現地調査班	①被害状況等現地調査

班名	役 割
	②産業振興班、建設班、上下水道班との連絡調整と応援 ③住宅の被害状況確認 ④入居者の安全確保及び施設の点検等に関する事
産業振興班	①農林業施設等被害状況の調査・応急対策 ②施設復旧対策、関係機関連絡調整
建設班	①道路・橋梁・河川被害調査、応急対策 ②交通規制 ③施設復旧対策、関係機関連絡調整
上下水道班	①上下水道施設の保全、被害調査、応急対策 ②給水体制の確保 ③し尿処理体制の確保
教育班	①園児・児童・生徒の安全確保（避難計画及び避難誘導） ②教育施設の点検等に関する事項（特に避難所に指定されている施設を最優先に点検する。） ③被災者への炊き出し
消防団担当	①消防団の連絡調整・情報収集に関する事項 ②消防団出動人員・活動状況の把握

○現地調査について

- ・産業振興班・建設班・上下水道班については、各所属課長の指示により活動するが、班長（課長）については、災害対策本部に参集する。
- ・現地調査班は、産業振興班・建設班・上下水道班と連携を密にし状況把握に努めるとともに、応急活動について協力する。

○家屋被害調査について

- ・被害発生後、できるだけ速やかに家屋被害状況調査を実施する。
- ・家屋被害調査は家屋被害認定士の資格を有する職員を中心に、町災害対策本部全体で応援体制を構築して実施する。

第3編 風水害等応急対策計画
 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立
 第1節 応急活動体制

(2) 初動対応経過後

初動対応経過後は、各課の事務分掌を基本に、対応業務を定める。

① 災害対策本部組織図

本部員会議	本部長	町長	部	総務部	総務課
	副本部長	副町長 教育長 理事 技監 消防団長		部長：総務課長 副部長： 企画秘書課長 財政課長 税務課長 会計課長	企画秘書課 財政課 会計課 税務課
	部長等	生活安全課長 議会事務局長 総務課長 企画秘書進課長 財政課長 定住推進課長 生涯学習課長 税務課長 住民課長 健康課長 ふくし相談支援課長 福祉課長 産業振興課長 建設課長 上下水道課長 会計課長 教育総務課長 学校教育課長 こども未来課長 消防団副団長		生活環境部 部長： ふくし相談支援課長 副部長： 生活安全課長 住民課長 健康課長 福祉課長 定住推進課長 生涯学習課長	ふくし相談支援課 健康課 福祉課 生活安全課 住民課 定住推進課 生涯学習課
	参与	北はりま消防西脇 消防署職員		産業経済部 部長： 産業振興課長 副部長： 商工観光課長	産業振興課 商工観光課
本部指令部	本部指令部長	生活安全課長		建設部 部長： 建設課長	建設課
	本部指令部 副部長	議会事務局長		上下水道部 部長：上下水道課長	上下水道課
	本部指令 部員	生活安全課員 議会事務局員 各課及び 消防本部 から職員1人		教育部 部長： 教育総務課長 副部長： 学校教育課長 こども未来課長	教育総務課 学校教育課 こども未来課
				消防団部 部長：消防団長	地区消防班(3) (各地区消防団)

② 本部各部・班の事務分掌及び構成員

■ 本部指令部

部		事務分掌
本部指令部 部長 生活安全課長 副部長 議会事務局長	部員 生活安全課 議会事務局 総務課 健康福祉課 産業振興課 建設課 上下水道課 地域振興課 教育委員会 消防本部から 職員1人	1 本部の設置及び廃止に関すること 2 防災会議、本部員会議、関係部長会議及び本部指令部に関すること 3 現地災害対策本部に関すること 4 活動拠点の配置に関すること 5 災害救助法適用の要請及び激甚災害指定の申請に関すること 6 災害救助法に基づく救助に関する各部間の総合調整 7 県・国・各防災関係機関との連絡調整 8 自衛隊派遣要請計画及び要請に係る関係機関との連絡調整 9 議会との連絡調整 10 隣接市町との相互協力、他市町村への応援要請 11 避難指示、警戒区域設定に関すること 12 防災行政無線（防災放送）に関する統括 13 被災状況、応急対策実施状況の取りまとめ及び県への報告に関すること 14 分掌の定めのない事項に関する担当部の決定に関すること 15 その他災害応急対策全般の調整

■ 本部その他各部

部	班	事務分掌
総務部 部長 総務課長 副部長 企画秘書長 財政課長 会計会長 税務課長	総務課	1 気象情報の収受、被害情報及び防災情報の処理、会議記録、庁舎各部情報資料の記録、整理、保存等処理に関すること 2 災害対策に関する職員の動員計画に関すること 3 配備体制、応急対策その他の本部長命令の伝達に関すること 4 各部各班の動員状況及び災害対策従事職員等の給与、食事、仮眠、健康管理、被災救援など後方支援業務に関すること 5 区長（集落）からの被害状況報告に関すること 6 地域局（地域班）との連携及び連絡調整に関すること 7 災害派遣職員、自衛隊受け入れに伴う後方支援業務 8 情報通信設備の確保に関すること 9 災害対策従事職員の健康管理、被災救援に関すること 10 災害見舞金、死亡弔慰金に関すること 11 災害復旧、復興対策に関すること 12 その他本部関係の庶務全般 13 部内の応援
	地域局	1 被害状況及び応急対策実施状況の本部への報告、連絡調整 2 住民への広報、住民からの情報提供・要望等の聞きと

第3編 風水害等応急対策計画
第2章 迅速な災害応急活動体制の確立
第1節 応急活動体制

		り 3 地域局管内における災害総合相談窓口の開設、運営 4 被害状況及び応急対策実施状況その他の情報の収集 5 関係区長、消防団からの情報収集と関係部への連絡に関すること 6 警戒・応急対策用資機材、車両の調達・確保 7 指定避難所の開設準備・開設、運営支援 8 その他地域局における庶務業務
	企画秘書課	1 広報資料の作成等災害時広報活動に関すること 2 町ホームページへの災害専用サイト開設・運営管理 3 C A T Vの維持管理及び災害時放送の実施 4 報道機関への情報提供、広報協力要請等報道機関窓口業務 5 視察、見舞い等来町者の接遇に関すること 6 災害記録（写真・映像等）に関すること 7 バス等公共交通確保対策に関すること 8 防災功労者の褒賞に関すること 9 部内の応援
	財政課	1 災害対策の予算措置に関すること 2 災害時優先電話の確保に関すること 3 災害対策物資、資財の調達及び配送に関すること 4 車両の調達・確保及び緊急輸送に関すること（公用車管理含む） 5 町有財産の被害調査、応急対策に関すること 6 指定管理施設の被害調査に関すること 7 庁舎内及び周辺の警備に関すること 8 義援金、救援物資の配分に関すること 9 災害救助法関係資料等災害救助実施状況の取りまとめ及び県への報告に関すること 10 部内の応援
	会計課	1 災害関係費の出納に関すること 2 見舞金、義援金の収納（受け入れ）に関すること 3 指定金融機関との調整に関すること 4 部内の応援
	税務課	1 被災家屋及び土地等の被害調査（認定）に関すること 2 り災世帯調査台帳の作成及びり災証明書発行に関すること 3 被災者等への町税等の減免に関すること 4 町税全般の相談に関すること 5 部内の応援
	生活環境部	
部長 ふくし相談支援課長 副部長 生活安全課長 健康課長 福祉課長 定住推進課長	生活安全課	1 廃棄物、環境対策に関すること 2 災害時環境保全対策に関すること 3 被災地内の防犯対策に関すること 4 愛玩動物の保護対策に関すること 5 部内の応援
	福祉課	1 指定避難所・福祉避難所の開設、運営に関すること ※ 2 要配慮者等の救援に関すること ※ 3 被災者向け食料、生活必需品等必要量に関すること ※ 4 防疫対策の応援に関すること ※ 5 災害弔慰金等支給、災害援護資金貸付に関すること

生涯学習課長 住民課長		6 災害ボランティアに関すること 7 社会福祉協議会、社会福祉施設との連携に関すること 8 社会福祉施設の被害調査の協力に関すること 9 介護保険及び各種給付金の支払いに関すること 10 その他被災者生活救援対策に関すること（災害救助法関係事務含む） 11 部内の応援
	ふくし相談支援課	1 指定避難所・福祉避難所の開設、運営に関すること ※ 2 要配慮者等の救援に関すること ※ 3 防疫対策の応援に関すること ※ 4 部内の応援
	健康課	1 指定避難所・福祉避難所の開設、運営に関すること ※ 2 要配慮者等の救援に関すること ※ 3 防疫対策の応援に関すること ※ 4 医療、助産救護対策に関すること 5 医師会、医療機関、健康福祉事務所等との連絡調整 6 多可赤十字病院等地域中核病院との連絡調整 7 広域的な救急搬送受け入れ先としての後方支援病院の確保 8 医薬品・資機材並びに衛生材料等の調達及び配付に関すること 9 被災者向け保健、こころのケア対策に関すること 10 感染症予防等被災者の保健衛生に関すること 11 部内の応援
	定住推進課	1 被災者の住宅供給に関すること 2 被災町営住宅の応急修理に関すること 3 応急仮設住宅の用地確保、建設に関すること 4 部内の応援
	生涯学習課	1 指定避難所・福祉避難所の開設、運営に関すること ※ 2 要配慮者等の救援に関すること ※ 3 防疫対策の応援に関すること ※ 4 所管施設の被災状況調査及び安全確保に関すること 5 臨時ヘリポート開設に関すること 6 各種行事の調整に関すること 7 所管社会教育施設の被害調査及び応急対策、復旧に関すること 8 所管社会施設における活動拠点施設開設・運営協力に関すること 9 部内の応援
	住民課	1 遺体の捜索、収容、埋葬に関すること 2 要捜索者名簿の作成 3 り災世帯調査台帳の作成に関する協力 4 災害総合相談窓口の開設、運営に関すること 5 部内の応援

第3編 風水害等応急対策計画
第2章 迅速な災害応急活動体制の確立
第1節 応急活動体制

部	班	事務分掌
産業振興部 部長 産業振興課長 副部長 商工観光課長	産業振興課	1 農畜林作物、治山林道及び課所管町有施設の被害調査、応急対策に関すること 2 農林関係建物等の災害調査 3 農林業関係機関及び団体との連携の総合調整 4 被害のおそれのあるため池・水路等の応急対策に関すること 5 山崩れ、土砂災害関係応急対策に関すること 6 部内の応援
	商工観光課	1 観光客の安全確保に関すること 2 指定管理施設・観光施設の被害調査及び応急対策に関すること 3 商工業被害等の調査 4 所管施設利用者の避難、安全確保に関すること 5 外国人の救援救護対策に関すること 6 商工業関係機関及び団体との連絡調整に関すること 7 部内の応援
建設部 部長 建設課長	建設課	1 道路・橋梁交通不能等による人的危険回避対策、応急対策、災害復旧に関すること 2 河川・水路・砂防施設、土砂災害関係等の人的危険回避対策、応急対策、災害復旧に関すること 3 国交省、県土木事務所との連絡調整 4 応急対策用資機材の調達、配分に関すること 5 被災建築物応急危険度判定実施に関すること 6 被災宅地応急危険度判定実施に関すること 7 被災地内の交通規制対策に関すること 8 災害救助法に基づく障害物の除去に関すること
上下水道部 部長 上下水道課長	上下水道班	1 上下水道施設の被害調査、応急復旧に関すること 2 緊急時活動用水、飲料水の確保に関すること 3 病院等防災拠点施設及び町民への応急給水に関すること 4 下水道施設等を活用したし尿処理協力に関すること 5 他上下水道事業者及び上下水道関係業者団体等との連絡に関すること
教育部 部長 教育総務課長 副部長 学校教育課長 こども未来課長	教育総務課	1 所管施設利用者の避難、安全確保に関すること 2 部内各班の指令伝達及び部の庶務 3 部内各班の任務分担の調整 4 県教育委員会及び県立高校等との連絡、調整 5 情報のとりまとめ・対策記録に関すること 6 部が使用する物資、機材等の調達、配分に関すること 7 学校施設の被害調査及び応急対策、復旧に関すること 8 所管施設における活動拠点施設開設・運営協力に関すること 9 所管施設被害調査及び応急対策、復旧に関すること 10 文化財等の被害調査及び応急対策、復旧に関すること 11 被災者向け炊き出しの実施 12 部内の応援

	学校教育課	1 児童、生徒の避難、救護対策に関すること 2 学校施設における指定避難所の開設・運営協力に関すること 3 学校における応急教育の実施に関すること 4 所管施設利用者の避難、安全確保に関すること 5 所管施設における活動拠点施設開設・運営協力に関すること 6 所管施設被害調査及び応急対策、復旧に関すること 7 部内の応援
	こども未来課	1 こども園園児の避難、救護対策に関すること 2 こども園園児の保護及び応急保育に関すること 3 こども園施設の被害調査及び応急対策、復旧に関すること 4 所管施設利用者の避難、安全確保に関すること 5 所管施設における活動拠点施設開設・運営協力に関すること 6 所管施設被害調査及び応急対策、復旧に関すること 7 部内の応援
消防団部 部長 消防団長	各地区消防班 班長 各区担当副団長 班員 各地区消防団	1 初期消火及び出火防止活動 2 倒壊建物等生き埋め被災者の救出 3 住民向け避難命令の伝達、広報の協力 4 緊急避難時の誘導、安全確保 5 負傷者の救護 6 水防活動 7 災害による行方不明者の救助・捜索活動 8 火災、水災等の被災状況調査の協力 9 河川、ため池、土砂災害等危険箇所、危険建物その他危険区域におけるパトロール等応急措置への協力に関すること 10 被災地における防犯対策への協力に関すること

6 災害対策本部本部員会議又は関係部長会議の協議事項等

本部長は、災害応急対策に関する基本方針やその他重要事項について、適切な決定を行うため、本部員会議又は関係部長会議を開催する。

なお、町長（本部長）は、自衛隊、緊急消防援助隊、警察等の広域応援を受け入れた場合は、各機関からそれぞれ1名以上本部連絡員として災害対策本部（本部指令部）に派遣することを要請し、関係機関との連携の強化を図る。

■災害対策本部本部員会議又は関係部長会議の協議事項等

- (1) 災害応急対策の総合調整
- (2) 災害対策本部の廃止、災害警戒本部への移行、配備体制の変更
- (3) 指定避難所等の開設・廃止
- (4) 避難指示等の発令
- (5) 自衛隊派遣要請依頼
- (6) 災害救助法適用申請
- (7) 県及び他市町への応援要請
- (8) 応急対策に要する予算及び資金に関すること
- (9) その他重要事項に関すること

7 現地災害対策本部

本部長は、現場における拠点が必要な場合は、災害発生現場に近い公共施設等に現地災害対策本部を設置する。この場合、現地災害対策本部の指揮は、副本部長がとる。

なお、町長は、地方自治法第153条に基づき、その権限に属する事務の一部を以下のとおり現地本部長に委任する。

- (1) 避難指示等の発令（災害対策基本法第60条、町長の権限）
- (2) 警戒危険時の立退の指示（水防法第22条、水防管理者の権限）
- (3) 警戒区域の設定（災害対策基本法第63条、町長の権限）
- (4) 道路構造保全又は交通危険時の通行の禁止又は制限（道路法第46条、道路管理者の権限）

8 その他災害対策拠点の確保

災害の規模等により、町内の施設を適切に活用し、応急対策を適切に行うための、活動拠点を確保する。この場合の総合調整は、本部指令部が行う。

■その他災害対策拠点のめやす

- (1) 災害拠点病院（県指定含む。）及び救護所
- (2) 指定避難所・福祉避難所
- (3) 物資集積・配送拠点及び臨時ヘリポート
- (4) 遺体安置所

9 国、県の現地災害対策本部等との連携

県の地方本部、国又は県の現地災害対策本部が設置されたときは、それらと十分に連携して災害対策を推進する。

10 活動従事者のメンタルヘルス維持

本部長は、大規模災害時の救援活動に従事した者には、心的外傷後ストレス障害（PTSD）の症状が比較的早期に現れやすいことに留意し、緊張を和らげ、こころのしこりをほぐすためのスタッフミーティングの開催等を行う。

また、各部長及び災害時救援活動現場責任者・指導者は、精神的疲労のために仕事の能率が悪くなっている場合は、業務命令により休養をとらせたりするなどの配慮に努める。

11 災害対策本部の廃止

本部長は、災害の発生する危険が解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、災害対策本部を廃止する。廃止の通知は、設置時の通知と同様に行う。

第2節 災害情報の収集・伝達及び報告

(関連事項：第3編第3章第11節 災害情報の提供と相談活動参照。)

第1 情報収集・伝達及び報告手段の確保

[とりまとめ担当課：生活安全課]

1 通信機能の確保

町（本部指令部）及び防災関係機関は、所管の通信、同報設備等並びにたかテレビ局有線放送施設の機能、電源等を確認し、防災関係者間の通信及び町民等への広報手段を確保する。

なお、停電、機器の破損等の支障が生じた場合は、自家発電装置の運転、修理等の措置をとる。

■主な通信手段

主な通信手段		主な通信区間
有線	緊急時ホットライン電話	災害対策本部（本部指令部及び各部）・各地域局・防災関係機関等との連絡
	一般加入電話・FAX	
	災害時優先電話	
	防災気象情報提供システム	神戸地方気象台～災害対策本部・北はりま消防本部
	たかテレビ（CATV）	災害対策本部（総務部）・たかテレビ局～町民等
有線／無線	兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）	災害対策本部（本部指令部）～北はりま消防本部・県・近隣市町・防災関係機関
無線	兵庫県衛星通信ネットワーク（衛星系／地上系）	災害対策本部（本部指令部）～県・近隣市町・防災関係機関
	町防災行政無線（固定系）	災害対策本部～町民等・災害現場・避難所・防災関係機関
	携帯電話	災害対策本部～災害現場
	たかちょう防災ネット	災害対策本部～町民等
	簡易無線	災害対策本部～災害現場
	エリアメール、緊急速報メール	災害対策本部～携帯電話各社～町民等
	公共情報コモンズ	災害対策本部～放送等メディア各社～町民等
口頭	広報車、ハンドマイク	災害対策本部～町民等

注）通信設備の概要、連絡先は資料編に示す。

2 通信設備・情報の管理

町（本部指令部）及び防災関係機関は、無線機等の管理、災害時優先電話への専従者の配置等により、情報を一元管理する。

3 代替通信手段の確保

町（本部指令部）は、町が所有する通信機能が低下し、応急対策に著しい支障が生じる場合は、次の代替通信手段を確保する。

(1) アマチュア無線の協力要請

町内アマチュア無線団体等に、無線通信による通信協力を要請する。

(2) 非常無線通信協議会への要請

兵庫地区非常通信協議会の非常通信経路計画で選定された受付局に、非常通報の発信（伝送）を依頼する。

4 非常無線通信協議会への要請のあらまし

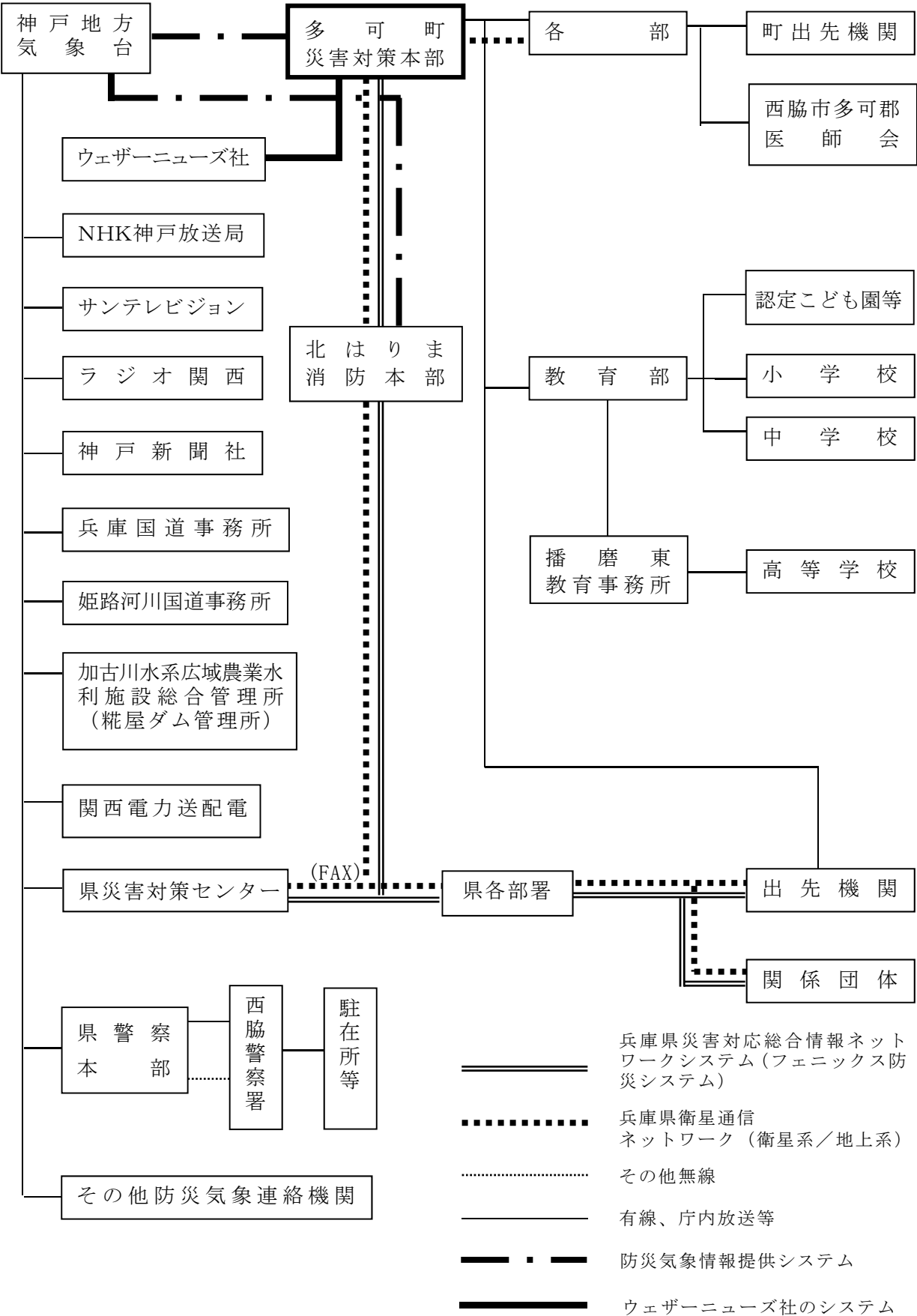
(1) 通報内容

- ① 人命の救助、遭難者の救助に関するもの
- ② 犯罪、交通規制など秩序の維持に関するもの
- ③ 防災関係機関が災害応急対策を講ずる場合に必要なもの
- ④ 道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための資材の調達、運搬要員の確保などに関するもの
- ⑤ その他気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関すること等災害に関係して緊急措置を要するもの

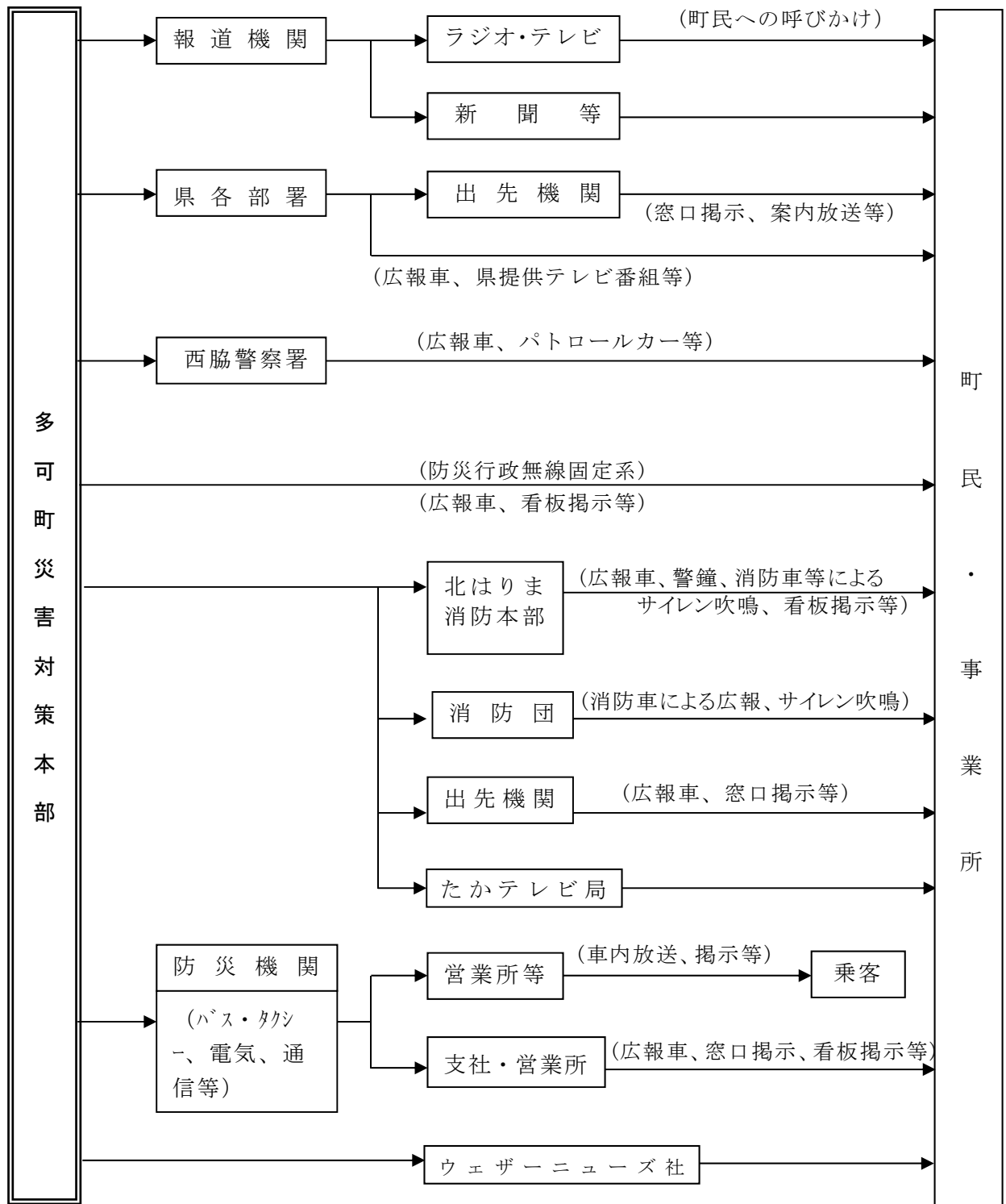
(2) 設置機関

- ① 警察通信設備
- ② 国土交通省通信設備
- ③ 気象庁通信設備
- ④ 農林水産省通信設備
- ⑤ 西日本電信電話（株）無線通信設備
- ⑥ 県無線通信設備
- ⑦ 北はりま消防本部無線通信設備
- ⑧ 関西電力送配電通信設備
- ⑨ KDDI無線通信設備
- ⑩ 日本通運無線通信設備
- ⑪ アマチュア無線局
- ⑫ NHK、各民放、新聞社の無線通信設備
- ⑬ 各タクシー会社の無線通信設備
- ⑭ 各運送会社の無線通信設備

第3編 風水害等応急対策計画
 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立
 第2節 災害情報の収集・伝達及び報告
 ■情報の伝達系統及び伝達手段



■町民に対する情報伝達系統



第2 気象情報等の収集・伝達

〔とりまとめ担当課：生活安全課〕

1 気象情報

神戸地方気象台は、次の気象情報を発表する。

本町が属する予報区は、兵庫県南部（一次細分区域名）、北播丹波（二次細分予報区）である。

気象情報の入手に関する詳細は、「避難情報発令マニュアル」を参照すること。

■ 注意報・警報・特別警報の種類

注意報	気象注意報	風雪注意報・強風注意報・大雨注意報・大雪注意報・濃霧注意報・雷注意報・乾燥注意報・なだれ注意報・着雪注意報・霜注意報・低温注意報
	洪水注意報、浸水注意報、地面現象注意報	
警報	気象警報	暴風警報・暴風雪警報・大雨警報・大雪警報
	洪水警報、浸水警報、地面現象警報	
特別警報		大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報
記録的短時間大雨情報		1時間雨量で100mm以上の降水が観測された場合

2 水防活動用気象注意報・警報

神戸地方気象台は、水防活動の利用に適合する予報・警報を発表する。

発表は、一般の利用に適合する予報・警報をもって行う。

町（本部指令部）は、神戸地方気象台から防災気象情報提供システムにより連絡を受け、町長へ報告するとともに、庁内関係部へ伝達する。

■ 水防活動用気象注意報・警報の種類

水防活動用注意報・警報	一般の注意報・警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

3 水防警報

知事は、神戸地方気象台の気象情報等から洪水のおそれがあると認めたとき、水防警報を発令し、町（本部指令部）に通知する。

町（本部指令部）は、水防警報の通知を受けたときは、消防団に待機又は出動の措置をとらせる。

4 水位情報周知河川の情報

県は、次の河川の水位が特別警戒水位に達した時、その旨を町へ通知するとともに、報道機関へ伝達する。

町は、県からの連絡を受け、町民等へ防災行政無線、CATV、巡回広報等で伝達する。

■水位情報周知河川の対象河川

河川 名称	観測所 水位計	水防団待機水位 (通報水位) (m)	氾濫注意水位 (警戒水位) (m)	避難判断水位 (特別警戒水位) (m)	氾濫危険水位 (危険水位) 相当水位 (m)
杉原川	中区中村町 中町 (県)	2.10	2.50	2.50	2.90
野間川	八千代区下野間 下野間 (県)	1.60	2.00	2.00	2.70

令和5年1月現在

5 火災気象通報

神戸地方気象台は、消防法に基づき、次のような気象状況のとき、知事に対し火災気象通報の発表及び終了の通報を行う。

町長は、知事からこの通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発令する。

なお、林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、火災気象通報の発表及び終了の通報をもって行う。

■火災気象通報の基準

- | |
|---|
| <p>(1) 兵庫県南部の場合、実効湿度が60%以下で最小湿度が40%以下となり、最大風速10m/s以上の風が吹く見込みの時。</p> <p>(2) 平均風速10m/s以上の風が、1時間以上連続して吹く見込みの時。ただし、降雨・降雪中は通報しない場合もある。</p> |
|---|

6 土砂災害に関する情報

(1) 土砂災害警戒情報

「土砂災害警戒情報」は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、県と気象台が共同で発表する防災情報で、市町単位で発表する。兵庫県土砂災害危険度土砂災害警戒情報は、予測降雨もしくは実績降雨により土砂災害警戒基準を超えた（土砂災害の危険度が高まった）エリアがある市町に対して発表する。

(2) 兵庫県土砂災害危険度

兵庫県土砂災害危険度は、兵庫県が発表する土砂災害警戒情報を補足する情報であり、5kmメッシュごとに県下を325に細分化して土砂災害の危険度が高まって

いる地域を示すもの。赤、橙、黄の3種類で危険度を表す。

第3 被害情報の収集・調査

〔とりまとめ担当課：総務課〕

1 発見者の通報義務

災害が発生するおそれのある異常な現象（火災、異常水位、がけ崩れ、土石流等）を発見した者は、町長又は警察官に通報する。

通報を受けた警察官は、町長及び上部機関に通報する。

本部指令部は、異常現象等の発見又は災害発生との連絡を受けた場合は、神戸地方気象台及びその事象に関係のある機関に通報するとともに、必要に応じて町民に周知徹底する。

2 初期情報の収集・報告

異常現象発見の通報を受けたとき、又は災害の発生が予想されるときは、建設部、産業振興部、上下水道部及び消防団部等は、現場を巡回し警戒にあたる。各部は所管施設の警戒監視にあたる。

3 被害調査

各部は、災害の危険が解消した段階で、住家・人的被害及び所管施設等の被害調査を行う。

各部は、調査した結果をまとめ、総務部に提出する。各調査担当班及び調査対象は、次のとおりである。

■部門別調査の担当及び対象

調査対象	調査担当
住家被害	総務部 定住推進課
商業被害、工業被害	産業経済部 商工観光課
人的被害	生活環境部 福祉課
農業作物・農業施設被害、林業被害	産業経済部 産業振興課
河川・道路・橋梁被害、崖くずれ、公園施設被害	建設部 建設部
水道施設被害	上下水道部 上下水道課
下水道施設被害	上下水道部 上下水道課
医療施設被害	生活環境部 健康課
廃棄物処理施設被害	生活環境部 生活安全課
福祉施設被害	生活環境部 福祉課
教育施設被害、社会教育施設被害	教育部 教育総務課、生活環境部 生涯学習課
文化・観光施設被害	産業経済部 商工観光課、教育部 教育総務課

第4 災害報告

〔とりまとめ担当課：生活安全課〕

1 実施機関

- (1) 町は、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報（以下、この項においては「災害情報」という。）を収集する。

その際、当該災害が、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害である場合は、至急その旨をそれぞれ県、内閣総理大臣（窓口：消防庁）に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な当該情報の報告に努める。町は、県等と十分な連携及び調整を図った上で、県土保全事業を推進するとともに、要配慮者関連施設に対して、災害に関する情報の提供、防災体制整備の指導等、要配慮者関連施設に係る総合的な災害対策を講じる。

- (2) 指定公共機関、指定行政機関は、災害情報を収集する。

その際、当該災害が、非常災害(国が総合的な災害応急対策を実施する必要がある程度の大規模災害)であると認められるときは、特にその規模の把握のため必要な情報の収集に意を用いる。

また、通信手段の途絶等により県による被害情報の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くしてその所掌事務にかかる被害情報の把握に努める。

2 報告基準

町（本部指令部）は、以下の種類の災害が生じたときは、県に災害情報を報告する。

〈 即報基準のあらまし 〉

- (1) 災害救助法の適用基準に合致する災害
- (2) 災害対策本部を設置した災害
- (3) 災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要する災害(激甚災害制度等)
- (4) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害
- (5) (1)又は(2)に定める災害になるおそれのある災害

3 報告系統

町（本部指令部）は、通信の不通等により県に報告できない場合及び緊急報告を要する場合、内閣総理大臣（窓口：消防庁）に対して直接災害情報を報告する。

ただし、その場合にも町は県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は県に対して報告する。

4 災害情報の伝達手段

- (1) 災害情報の報告を行う機関は、災害の発生を覚知したときは、速やかにフェニックス防災端末に情報を入力する。
- (2) 町は、あらかじめ県が指定する時間ごとに町域の災害情報をとりまとめ、フェニックス防災端末に入力する。
- (3) 災害情報の報告を行う機関は、必要に応じて有線もしくは無線電話又はファクシミリなども活用する。
- (4) 有線が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系・地上系）、及び災害対策基本法第57条及び79条に基づく西日本電信電話株式会社災害対策用無線、警察無線等の無線通信施設等を利用する。
必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保する。
- (5) すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして伝達するよう努める。

5 報告内容

(1) 緊急報告

- ① 町（本部指令部）は、事務所の周辺の状況を県（災害対策本部、地方本部経由）へ、原則としてフェニックス防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で報告する。

報告内容は、庁舎周辺で覚知できる状況のみでよく、必ずしも数値で表せる情報である必要はない。なお、緊急の場合には口頭報告でさしつかえない。

- ② 町（本部指令部）は、災害が発生し直接即報基準に該当する場合は、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

- ③ 町（本部指令部）は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、町への通報（電話・来庁を問わない）が殺到した場合、直ちに消防庁、県（災害対策本部、地方本部経由）それぞれに対し報告する。消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告し、その旨県にも後で報告する。

報告内容は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足する。

- ④ ライフライン関係機関は、供給等に支障を来した場合、下記の項目について速やかに県（災害対策本部）にその状況を通報する。

ア 電話回線の障害状況

イ 電力の供給状況

ウ LPガスの供給状況

エ 相互応援体制の確立

オ 水道の供給状況

(2) 災害概況即報

町（本部指令部）は、報告すべき災害を覚知したとき、直ちに第一報を県（災害対策本部、地方本部経由）に報告し、災害の初期段階で被害状況が十分把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況、建築物の被害状況及び土砂災害等の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、〔災害概況即報〕の様式により把握できた範囲から、逐次、県（災害対策本部、地方本部経由）へ連絡する。

特に、災害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県（災害対策本部、地方本部経由）及び内閣総理大臣（窓口：消防庁）へ報告する。

災害規模に関する情報は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、災害規模を推定できるなんらかの情報で足りる。至急の報告は様式にこだわらず、原則として防災端末、又はそれによりがたい場合はファクシミリ等最も迅速な方法で行う。

(3) 被害概況即報

町（本部指令部）は、被害状況に関する情報を収集し、〔被害状況即報〕の様式により、県（災害対策本部、地方本部経由）に報告する。

(4) 災害確定報告

町（本部指令部）は、応急措置完了後速やかに県（災害対策本部、地方本部経由）に文書で災害確定報告を行う。

(5) その他

本計画に定めるほか、災害に関する報告事項については、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号 最終改正 平成16年9月消防震第66号）により行う。

消防庁「火災・災害等即報要領」（抜粋）

1 即報基準（県への報告）

■災害即報（風水害・地震）

即報基準		
一般基準		○災害救助法の適用基準に合致するもの ○県又は町が災害対策本部を設置したもの ○災害が2都道府県以上にまたがるもので、1の都道府県における被害は軽微でも、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
個別基準	風水害	○崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ○河川のあふれ水、堤防の決壊等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
	地震	○地震が発生して、町内で震度4以上を記録したもの
	雪害	○雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ○道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの
社会的影響基準		上記に該当しない災害であっても、報道機関にとり上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの

第3編 風水害等応急対策計画
 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立
 第2節 災害情報の収集・伝達及び報告
 ■火災即報

即報基準			
一般基準		○死者 3 人以上生じたもの ○死者及び負傷者の合計が 10 人以上生じたもの	
個別基準	火災	建 物 火 災	○特定防火対象物で死者が発生した火災 ○高層建築物の 11 階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で、利用者等避難した火災 ○国指定重要文化財又は特定違反建築物の火災 ○建物焼損面積 3,000 平方メートル以上と推定される火災 ○損害額 1 億円以上と推定される火災
		林 野 火 災	○焼損面積 10 ヘクタール以上と推定されるもの ○空中消火を要請したもの ○住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの
		交 通 機 関 の火災	航空機、列車、自動車等の火災で次に掲げるもの ○航空機火災 ○トンネル内車両火災 ○列車火災
		その他	以上のほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの (例示) ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災
	危険物等 に係る事 故	危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの。 ○死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの ○負傷者が 5 人以上発生したもの ○周辺地域の住民が避難行動を起こしたものの又は爆発により周辺に被害を及ぼしたもの ○500 キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故 ○河川への危険物等流出事故 ○高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故	
	原子力災 害等	○放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの ○放射性同位元素等取り扱い事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの	
	そ の 他 特 定の事故	可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって、社会的影響度が高いと認められるもの	
社会的 影響基準		上記に該当しない火災・事故であっても、報道機関にとり上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの	

■救助・事故即報

即報基準	
個別基準	○死者5人以上の救急事故 ○死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故 ○要救助者が5人以上の救助事故 ○覚知から救助完了までの所用時間が5時間以上を要した救助事故 ○その他報道機関にとり上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。） （例示） ・列車、航空機等に関わる救急・救助事故 ・バスの転落による救急・救助事故 ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 ・消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る救急・救助事故 ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故 ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急・救助事故で次に掲げるもの ○列車、航空機等の衝突、転覆等による救急・救助事故 ○バスの転落等による救急・救助事故 ○ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 ○映画館、駅構内等不特定多数の者が集まる場所での救急・救助事故 ○その報道機関にとり上げられる等社会的影響度が高いもの

2 直接即報基準（消防庁及び県への報告）

区分・事項・種別	基準
災害	地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない）
交通機関の火災	（1. 即報基準の「火災等即報」「火災」の「交通機関の火災」に同じ）
危険物等に係る事故	□死者（交通事故によるものを除く）又は行方不明者が発生したもの □負傷者が5名以上発生したもの □危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500㎡程度以上の区域に影響を与えたもの □危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の危険物等の漏洩事故で、河川への流出（おそれのあるもの含む）、又は500リットル以上のタンクからの漏洩 □市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏洩で、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの、及びタンクローリー火災
原子力災害等	（1. 即報基準の「火災等即報」の「原子力災害等」に同じ）
救急・救助事故即報	死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの □列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 □バスの転落等による救急・救助事故 □ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 □映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 □その他報道機関等にとり上げられる等社会的影響度が高いもの

第5 調査及び支援

〔とりまとめ担当課：生活安全課〕

1 被害調査

災害の危険が解消した段階で、町(各部)及び防災関係機関は、住家・人的被害及び所管施設等の被害調査を行い、調査結果を毎日町(本部指令部)に提出する。

ただし、緊急対応を要する事象を確認したときは即時、町(本部指令部)に連絡する。

調査事項と担当は、「■調査事項・担当・報告先一覧」に示す。

■調査事項・担当・報告先一覧

調査事項		調査担当	報告先
災害即報		町(各部)	町(本部指令部)→県地方本部事務局
ライフライン被害・復旧状況		N T T 西日本、関西電力送配電	県事務局、町(本部指令部)
人的被害	行方不明者	町(生活環境部)	町(本部指令部) →県地方本部事務局
	死者・負傷者	町(生活環境部)	
住家被害		町(総務部)	町(本部指令部) →県地方本部事務局
火災による被害		消防本部	
指定避難所開設状況		町(生活環境部)	県地方本部事務局
危険物施設等被害状況	重大事案	消防本部	県事務局、町(本部指令部)
	その他	町(本部指令部)	県地方本部事務局
高圧ガス・火薬類被害		各事業者	県事務局、町(本部指令部)
町有財産		町(各部)	—
ボランティア活動状況		町社会福祉協議会	ひょうごボランティアプラザ
廃棄物処理施設(し尿処理施設含む)の被害		町(生活環境部) (上下水道部)	県環境整備課
社会福祉施設等の被害		町(生活環境部)	県健康福祉事務所
火葬施設の被害		町(生活環境部部)	県健康福祉事務所
医療施設・感染症施設被害		各医療機関	県健康福祉事務所、町(生活環境部)
商工業被害		商工会、各事業所・関係団体	県産業構造政策担当 町(産業経済部)
農林畜産被害		町(産業経済部)	県農林振興事務所
農地・農業用施設被害		町(産業経済部)	土地改良事務所等
治山・林道施設被害		町(産業経済部)	県農林振興事務所
公共土木施設等	町管理	町(建設部)	県土木事務所
	県管理	県土木事務所	県道路保全課、町(建設部)
道路の不通状況	町道	町(建設部)	県土木事務所
	その他	各道路管理者	県道路保全課、町(建設部)
都市公園被害(町管理)		町(建設部)	県土木事務所
水道施設の被害・復旧状況		町(上下水道部)	県健康福祉事務所
水防関係の情報		町(建設部)、河川管理施設ダム・利水ダム	県土木事務所・土地改良事務所 町(建設部)
教育関係の情報		町(教育部) 県立多可高等学校	県教育事務所
災害全般		西脇警察署	県災害対策課、町(本部指令部)

2 支援要請

町及び防災関係機関が、大規模な被害により単独での応急対応が困難になった場合の県への応援要請担当と系統を「■県への要請事項・担当・要請先一覧」に示す。

■県への要請事項・担当・要請先一覧

要請事項	要請元	要請先
自衛隊派遣・各種支援要請	町（本部指令部）	県地方本部
隣接市町での避難所の開設	町（本部指令部）	県地方本部事務局
航空輸送の要請	町（本部指令部）	県地方本部事務局
陸上自動車輸送のあっせん	町（本部指令部）	県地方本部事務局
物資のあっせん	町（産業経済部）	県地方本部事務局
物資のあっせん（福祉関係機器）	町（生活環境部）	県地方本部事務局
食料の調達・あっせん	町（産業経済部）	県地方本部事務局
放送要請	町（本部指令部）	県地方本部事務局
緊急警報放送要請	町（本部指令部）	県地方本部事務局
報道要請	町（総務部）	県地方本部事務局
消防・救急応援	町・消防本部	県事務局
ヘリの出動	町（本部指令部）	県事務局
ガレキ処理対策、ごみ処理対策、し尿処理対策	町（生活環境部）	県民局県民交流室環境担当
保健師・栄養士等保健関係者の派遣	町（生活環境部）	県健康福祉事務所
医療関係者の派遣	町（生活環境部）	県地域医療情報センター
患者受入医療機関のあっせん	各医療機関 町（生活環境部）	県地域医療情報センター
ヘリによる患者搬送	各医療機関 町（生活環境部）	消防本部→県事務局
ライフラインの優先復旧（医療機関関係）	各医療機関	県地域医療情報センター
医薬品の供給	各医療機関	町（健康住民生活部）→県医務課
血液の安定供給	町（生活環境部）	県薬務課
	各医療機関	赤十字血液センター
感染症対策薬剤等の提供	町（生活環境部）	県健康福祉事務所
遺体処置・埋葬等（広域火葬、ドライアイス・棺等の確保、あっせん、遺体の搬送）	町（生活環境部）	県健康福祉事務所

第3編 風水害等応急対策計画
第2章 迅速な災害応急活動体制の確立
第2節 災害情報の収集・伝達及び報告

要請事項	要請元	要請先
風呂対策支援	町（生活環境部）	県健康福祉事務所
愛玩動物の保護・収容	町（生活環境部）	県動物愛護センター
生活必需物資の流通確保	町（産業経済部）	県民局商工労政担当
非常災害用木材の調達・あっせん	町（産業経済部）	県農林振興事務所
建設資機材等のあっせん	町（建設部）	県事務局
応急危険度判定士の派遣	町（建設部）	県建築指導課
応急仮設住宅の建設支援	町（生活環境部）	県公営住宅課
公営住宅の一時入居	町（生活環境部）	県住宅管理課
飲料水の供給、給水車の派遣、水道復旧工事に関する人材派遣	町（上下水道部）	ブロック代表市町→県水道課
警察官の協力要請	町（各部）	町（本部指令部）→西脇警察署
医療用水の確保	各医療機関	町（上下水道部） 県地域医療情報センター
救助用建設資機材	町（建設部）	県事務局

第6 情報共有

〔とりまとめ担当課：生活安全課〕

1 庁内の情報共有

各部は、部所管事項、地域局管内の被害状況及び応急対策実施状況等を取りまとめ、本部指令部に報告する。

本部指令部は、町全体の状況を取りまとめ各部へファックス等により伝達する。

2 町と防災関係機関等

町（本部指令部）、国及び県は、被害状況や対策実施状況等を毎日交換し、町は国及び県以外の防災関係機関に対しては、被災状況や対策実施状況等を毎日提供する。

国及び県以外の防災関係機関は、町の求めに応じ又は必要に応じて同様の情報を報告する。

なお、防災関係機関は、必要に応じて相互に連絡員を派遣する。

町の窓口	関係機関
本部指令部	県（北播磨県民局）、西脇警察署、加東土木事務所（多可事業所）、ウイング神姫、関西電力送配電、N T T 西日本、報道機関、北はりま消防本部

3 下流の西脇市との情報共有

町域内河川の洪水対策の参考とするため、町（本部指令部）は、杉原川、野間川の合流する加古川について、西脇市の気象、河川等の状況、災害対策の進展状況等についての情報収集を行う。

第7 被災者支援のための情報の収集・活用

[とりまとめ担当課：住民課、税務課]

円滑な被災者支援のための情報の収集及び活用について定める。

1 住民からの問い合わせに対する回答

県及び町は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備に努める。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報管理を徹底するよう努める。

2 被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

（被災者台帳に記載する事項）

- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所又は居所
- ・住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況
- ・援護の実施の状況
- ・要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ・電話番号その他の連絡先

第3編 風水害等応急対策計画

第2章 迅速な災害応急活動体制の確立

第2節 災害情報の収集・伝達及び報告

- ・世帯の構成
- ・り災証明書の交付の状況
- ・町長が台帳情報を町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- ・前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- ・その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項

3 り災証明書の交付

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を交付する。

第3節 防災関係機関等との連携

第1 自衛隊への派遣要請

〔とりまとめ担当課：総務課〕

1 災害派遣要請の方法

(1) 町長 → 知事 → 自衛隊

- ① 町長は、災害時、人命又は財産の保護のため、自衛隊の災害派遣を要請する必要があると認める場合、県民局長、西脇警察署長等と十分協議し、次の事項を明らかにして、知事に対し、自衛隊の派遣要請をするよう求める。

この場合において、町長は、必要に応じてその旨及び町の地域に係る災害の状況を関係自衛隊の長に対して通知することができる。

ア 災害の状況及び派遣を要請する理由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ 派遣部隊の展開場所

オ その他参考となるべき事項

(ア) 要請責任者の職氏名

(イ) 災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類

(ウ) 派遣地への最適経路

(エ) 連絡場所及び現場責任者氏名並びに標識又は誘導地点及びその標示

- ② 町長は、通信の途絶等により、知事に対して前記①の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。

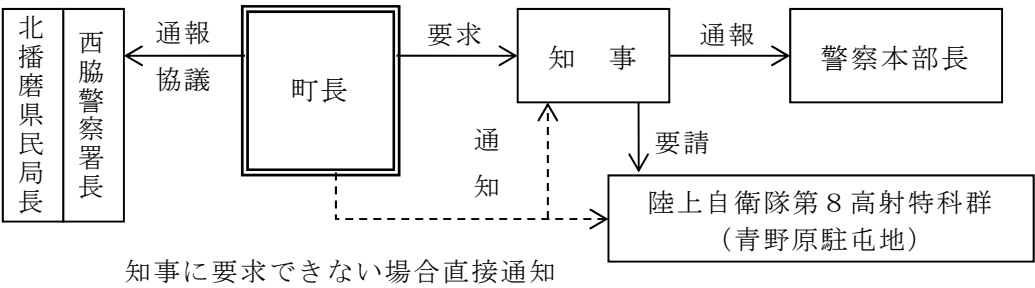
この場合において、自衛隊は、その事態に照らし、特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、部隊等を派遣することができる。

- ③ 町長は、前記②の通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知しなければならない。

- ④ 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、要請を待ついとまがないときは、指定部隊等の長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することとし、事後、できる限り早急に知事等に連絡し、所定の手続きをとる。

第3編 風水害等応急対策計画
 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立
 第3節 防災関係機関等との連携

■派遣及び撤収要請手続経路



(2) 指定地方公共機関等の長 → 知事 → 自衛隊

特殊な災害（工場災害等、多数の者の人命に係る大規模な事故）について、自衛隊の災害派遣を必要とする機関の長は、前号(1)に掲げる事項を当該機関から直接知事へ連絡する。

(3) 知事 → 自衛隊

知事は、災害に際し、自ら災害応急対策を実施する場合等で、自衛隊の災害派遣を必要とする時は、自衛隊に災害派遣の要請をする。

2 要請先等

(1) 要請先

区 分	あて先	所在地
陸上自衛隊	第8高射特科群第343高射中隊（青野原駐屯地）	小野市桜台1番地
航空自衛隊	（第3師団長経由）	

(2) 連絡先

区 分		電話番号	
		勤務時間内	勤務時間外
県	（災害対策本部設置時） 災害対策本部事務局	(078) 362-9900（時間内外とも） FAX (078) 362-9911～9912（時間内外とも）	
	（災害対策本部未設置時） 災害対策課（防災係）	(078) 362-9988 FAX (078) 362-9911～9912	(078) 362-9900 FAX (078) 362-9911～9912
自衛隊	陸上自衛隊第8高射特科群第343高射中隊（青野原駐屯地）	(0794) 66-7301 内線 236 FAX 430	同左

注）緊急文書をファクシミリで送信する場合は、事前又は事後にその旨電話連絡し、確実性を期すること。

3 受け入れ準備

町（本部指令部）は、派遣を要請した場合、総務部に対し次のとおり受け入れ準備措置をとるよう指示する。

- (1) 作業実施期間中の現場責任者、連絡方法及び連絡場所の指定
- (2) 派遣部隊の作業に必要な資機材の準備（自衛隊の装備に係るものを除く。）
- (3) 派遣部隊の宿泊施設又は設営適地となる受入拠点の準備

災害派遣部隊受入拠点の候補地は、次のとおりである。

施設名	所在地	連絡先
中央公園グラウンド（周辺施設）	中区岸上	32-5151
加美運動公園（周辺施設）	加美区豊部	35-1572
ガルテン八千代グラウンド （周辺施設）	八千代区中野間	37-1520

4 撤収要請

自衛隊の派遣の必要がなくなつたと認めるときは、知事に対し、災害派遣要請の方法に準じて、知事に撤収の連絡を行う。

5 活動内容

- (1) 被害状況の把握
車両、航空機等状況に適した手段による情報収集
- (2) 避難の援助
避難者の誘導、輸送等
- (3) 遭難者等の搜索救助
行方不明者、負傷者等の搜索救助（通常、他の救援作業等に優先して実施）
- (4) 水防活動
堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等
- (5) 消火活動
利用可能な消防車等その他防火用具（必要な場合は、航空機等）による消防機関への協力（消火剤等は、通常関係機関が提供）
- (6) 道路又は水路の啓開
道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開除去
- (7) 応急医療、救護及び防疫
被災者に対する応急医療、救護及び感染症対策（薬剤等は、通常派遣要請者が提供）
- (8) 通信支援
災害派遣部隊の通信連絡に支障を来さない限度で実施
- (9) 人員及び物資の緊急輸送
救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）
- (10) 炊飯及び給水

第3編 風水害等応急対策計画
第2章 迅速な災害応急活動体制の確立
第3節 防災関係機関等との連携
炊飯及び給水の支援

(11) 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」に基づき、被災者に対し生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与

(12) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物、不発弾等危険物の保安措置及び除去

(13) その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの

6 経費の負担区分

災害派遣を受けた機関は、原則として自衛隊の救援活動に要した次の経費を負担する。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備に係るものを除く。）の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料、入浴料及びその他付帯する経費
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水道費及び電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動中発生した損害に対する補償費（自衛隊の装備に係るものを除く。）

第2 関係機関との連携

〔とりまとめ担当課：生活安全課〕

1 町の対応

(1) 県への応援要請

町長は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援の要請又はあっせんの要請を行う。（災害対策基本法第68条）

また、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関、特定公共機関、他の市町若しくは特定地方公共機関の職員の派遣についてあっせんを求める。（災害対策基本法第30条第1項及び第2項）

(2) 指定地方行政機関等への応援要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関若しくは特定公共機関の長に対し、職員の派遣を要請する。（災害対策基本法第29条第2項）

(3) 他市町村への応援要請

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」等に基づき応援要請を行う。

また、他の市町村長等に対し、応援を求める。（災害対策基本法第67条）

さらに、災害相互応援協定先に各種応援を要請する。災害時相互応援の協定先は、資料編に示す。

(4) 応援の受け入れ

町（本部指令部）は、各部署からの応援要請に基づき応援隊を配分する。

町(各部)は、応援隊の案内用の職員又は地図等の情報、及び応援先の災害状況等の情報を提供する。

(5) 県外の被災地に対する応援

県は、他の都道府県から応援の求めがあったときや内閣総理大臣から他の都道府県を応援するよう求められたときは、正当な理由がない限り速やかに応援を行う。

その場合、町は県と協力し、県外の被災市町村を応援するように努める。

(6) 防災関係団体等に対する応援要請

応急対策を実施するにあたり必要と認めるときは、本部長は、次に掲げる公共的団体その他の民間団体に対し、協力を依頼し、又は応援を要請する。

(7) 防災関係応援協定

① 応急対策業務

協定名	相手先	締結(改正)日
災害時における応急対策業務に関する協定	多可町建設業協会	R4. 7. 1
災害時における水道施設等の応急復旧等の応援に関する協定書	多可町管工事業組合	H21. 10. 30
災害時の応急対策業務に関する協定書	多可町測量協会	H29. 11. 27
災害時における応急医療及び救護の協力に関する協定書	西脇市多可郡医師会	R1. 12. 5
災害時における歯科応急医療及び口腔ケアの協力に関する協定書	西脇市多可郡歯科医師会	R1. 12. 5
災害時における医薬品等の優先供給に関する協定書	西脇市多可郡薬剤師会	R1. 12. 5
災害時における物資等の緊急輸送等に関する協定書	(一社)兵庫県トラック協会	R2. 10. 5
災害時における連携協力に関する協定書	兵庫県弁護士会	R4. 3. 15
災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書	兵庫トヨタ自動車(株)他県内トヨタ4社及びトヨタモビリティパーツ(株)	R5. 2. 24

② 支援物資等供給

協定名	相手先	締結(改正)日
災害時における応急生活支援物資供給等の協力に関する協定書	(株)キリン堂	H24. 3. 29
災害時における食料・生活必需品の確保に関する協定書	マックスバリュウ西日本(株)	H24. 3. 14
災害時におけるLPガス等の供給協力に関する協定書	(一社)兵庫県LPガス協会東播支部	H28. 11. 18

第3編 風水害等応急対策計画
 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立
 第3節 防災関係機関等との連携

災害時における支援協力に関する協定	兵庫県石油商業組合西脇多可支部	R2. 6. 22
災害時等における毛布の供給に関する協定書	足立織物(株)	R2. 6. 22
災害時における応急生活物資の供給に関する協定書	セツカートン(株)及びJパックス(株)	R2. 6. 26
災害時における物資供給に関する協定書	NP0 法人コメリ災害対策センター	R3. 7. 21
災害時における物資供給に関する協定書	(株)ナフコ	R3. 7. 21

③ 緊急避難所

協定名	相手先	締結(改正)日
災害時における町内公立宿泊施設利用に関する覚書	(株)まちの駅・たか(ココロン那珂)多可町自然活用村協会(エーデルささゆり)	R2. 6. 10
災害時における町内宿泊施設利用に関する覚書	(株)富士コンピュータ(青雲の家・悠遊館)	R2. 6. 10
災害時における寺院本堂等施設の利用に関する協定	多可郡仏教会	H24. 5. 23
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	(社福)北はりま福祉会 (社福)那珂の郷 (社福)千ヶ峰会 (社福)楽久園会 (社福)養徳会 (社福)多可町社会福祉協議会 多可赤十字病院	R1. 7. 29
災害時における施設利用の協力に関する協定書	大和体験交流協会(なごみの里山都)	R2. 6. 15
災害時における施設利用の協力に関する協定書	社会福祉法人 鳳凰福祉会(キッズランドかみ) 社会福祉法人 楽久園会(キッズランドやちよ)	R2. 10. 1 R3. 4. 1

④ 職員派遣

協定名	相手先	締結(改正)日
災害時等の応援に関する申し合わせ	国土交通省近畿地方整備局	H24. 11. 21

⑤ 相互応援(町単独)

協定名	相手先	締結(改正)
-----	-----	--------

		日
災害時相互応援協定	宮城県村田町	H24.10.1
災害時相互応援協定	福井県若狭町 鳥取県若桜町	H28.7.22

⑥ 相互応援（広域）

協定名	相手先	締結（改正） 日
播磨広域防災連携協定	播磨地域13市9町	H26.4.22
兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	兵庫県・県内市町	H18.11.1
兵庫県水道災害相互応援に関する協定	兵庫県・県内市町・関係一部事務組合	H10.3.16
兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定	兵庫県・県内市町・関係一部事務組合	H17.9.1
災害時の廃棄物処理に関する応援協定	神戸市安全協力会・兵庫県産業廃棄物協会	H17.9.1
兵庫県広域消防相互応援協定	県内市町・消防の一部事務組合	H25.10.23
東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援協定	東播磨及び北播磨管内全市町	H18.11.1
日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定	日本郵便株式会社	H25.5.31

2 北はりま消防本部の対応

(1) 大規模災害時における広域消防応援体制

① 広域消防相互応援協定に基づく応援

消防長は、災害の規模等により応援を要請する他の市町又は兵庫県に、次の事項を連絡する。

- ア 災害の発生場所及び概要
- イ 必要とする車両、人員及び資機材
- ウ 集結場所及び活動内容
- エ その他必要事項

② 広域消防応援隊、緊急消防援助隊等の受け入れ

町（本部指令部）は、消防長、又は知事より広域消防応援隊、緊急消防援助隊等の要請を行った旨の通知を受けた場合は、以下の施設に受け入れるために必要な措置を講ずる。

施設名	管理者	所在地	電話	備考
多可町中央公園グラウンド	町	中区岸上	32-5151	グラウンド面積 14,960 m ²

(2) 関係機関との連携

消防及び警察は、町民の生命、身体及び財産の保護のために相互に協力する。(消防組織法第42条)

第3 専門家・専門機関等への協力要請

〔とりまとめ担当課：生活安全課〕

町（本部指令部）は、災害対応上必要があると認めるときは、県に対して、専門家・専門機関等の助言等の協力を要請する。

1 要請事項

- (1) 災害時医療救護活動（初動対応の調整、負傷者搬送や救護班派遣調整）
- (2) 災害医療（広範囲熱傷、多発外傷、化学物質等の中毒等の治療）
- (3) 消火活動（職員の化学防護、消火手法等）
- (4) 避難対策（爆発等の影響範囲の算出、避難対策の実施の是非）
- (5) 危険物等による汚染の除去（事業者による除去及び除染作業の確認）
- (6) 各種制限措置の解除（各種制限措置の解除の是非、安全宣言の是非）
- (7) 道路構造物の被災等の場合の復旧等の措置
- (8) 代替交通対策
- (9) 心身の健康相談（危険物等に係る相談への回答）

2 経費の負担

専門家・専門機関等の派遣等に要した経費は、県と協議の上決定し負担する。

第4節 災害救助法の適用

〔とりまとめ担当課：生活安全課〕

1 適用基準及び適用手続

(1) 適用基準

町において、同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する状態にある場合で、次の各号のいずれかに該当するときに、知事が災害救助法を適用する。

- ① 町の区域内で、住家の滅失世帯数が 50 世帯以上（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号）
- ② 県の区域内で、住家の滅失世帯数が 2,500 世帯以上に達し、かつ、町の区域内で住家の滅失世帯数が 25 世帯以上（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 2 号）
- ③ 県の区域内で住家の滅失世帯数が 12,000 世帯以上に達した場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別な事情（※）がある場合であって、多数の世帯の住家が滅した場合（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 3 号）
- ④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次のいずれかに該当すること（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号）
 - ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域の多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

イ 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(2) 滅失世帯数の算定

住家の滅失世帯数は、住家の被害程度に応じて、次のように換算する。

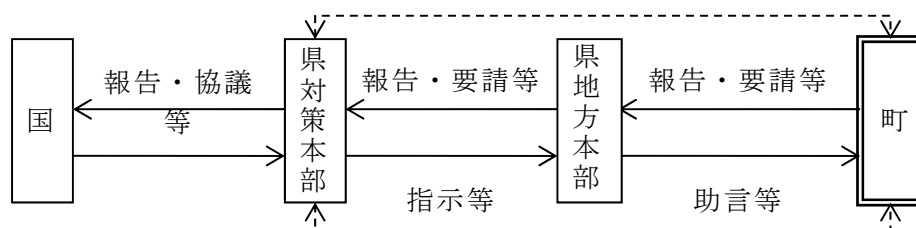
- ① 全壊（全焼・流失）住家 1 世帯は、滅失世帯数 1
- ② 半壊（半焼）住家 1 世帯は、滅失世帯数 1 / 2
- ③ 床上浸水や土砂の堆積で居住できない住家 1 世帯は、滅失世帯数 1 / 3

(3) 適用手続

町長は、災害の規模が、(1)の基準に該当し、又は該当する見込みがある場合は、次の手順により被害状況等を知事に報告する。

知事は、災害救助法を適用した場合、救助事務の実施について町長に通知する。

■ 事務処理手順



注）破線は、緊急の場合及び補助ルート

2 救助内容

(1) 実施項目

町(各部)は、地域における公共の秩序を維持し、町民及び滞在者の安全を保持するため、町長が行うこととされた救助の実施に関する事務を適正に実施する。

ただし、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、救助の実施に関する事務のうち、緊急を要する事務を実施する。

実施項目	実施期間	町の担当
避難所の設置	7日以内	●生活環境部
応急仮設住宅の供与	2年以内 (20日以内に着工)	生活環境部
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	●生活環境部
飲料水の供給	7日以内	●上下水道部
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	●生活環境部
医療及び助産 医 療 助 産	14日以内 分娩の日から7日以内	●生活環境部
被災者の救出	3日以内	●消防団部 (消防本部西脇消防署)
被災した住宅の応急修理	1ヶ月以内	生活環境部
学用品の給与	教科書等1ヶ月以内 文房具等15日以内	教育部
埋葬	10日以内	●生活環境部
死体の搜索及び処理	10日以内	●生活環境部
災害によって住居又はその周辺に運ばれた 土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼ しているものの除去	10日以内	建設部

※「担当部署」に●印がある項目は、緊急を要する場合、町が実施する。

(2) 防災関係機関

防災関係機関は、地域防災計画、災害救助法の定めるところにより、救助に必要な人員の確保、物資の調達等、救助活動の実施に際して、町、県、救助活動の実施機関に協力する。

(3) 応援

救助は災害が発生した町、県が行うものであるが、災害が大規模となり、救助に必要な人員・物資・設備等の確保が困難な場合、要請に基づき他の市町を応援する。

(4) 実施基準

町長は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による基準で実施することが困難な場合、特別基準の適用を県知事に要請する。

この場合、期間延長については基準に示された期間内に要請する。

基準による救助の適切な実施が困難な場合は、知事が内閣総理大臣の同意を得てこれらを定めることができる。

第3章 円滑な災害応急活動の展開

第1節 水防活動

〔とりまとめ担当課：建設課〕

町長は、多可町に暴風、大雨、洪水警報が発令され、洪水により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、水防本部を設置し、緊急に必要な水防対策の推進を図る。詳細は、「多可町水防計画」による。

第2節 救助・救急、医療対策

(関連事項：第3編第3章第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等参照。)

第1 人命救出活動

〔とりまとめ担当課：生活安全課〕

災害のため生命、身体が危険な状態に有る者や生死不明の状態に有る者を捜索し、又は救出・保護するための対策について定める。

1 町

- (1) 町（本部指令部）は、消防団部を中心として、各部応援職員を加えた救出チームを編成するとともに、保有資機材及び調達資機材を確保し、負傷者等の救出を実施する。
- (2) 救出活動が困難な場合、県に、可能な限り次の事項を明らかにして、救出活動の実施を要請する。
 - ① 応援を必要とする理由
 - ② 応援を必要とする人員、資機材等
 - ③ 応援を必要とする場所
 - ④ 応援を必要とする期間
 - ⑤ その他必要な事項
- (3) 町（本部指令部）は、被災規模により、消防相互応援協定に基づき他市町からの消防機関の応援を受け迅速かつ円滑な実施に努める。

2 北はりま消防本部

- (1) 北はりま消防本部は、負傷者等の救出活動を実施する。
- (2) 被災市町等からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。
- (3) 北はりま消防本部緊急消防援助隊は、広域的な応援を要する場合に、消防庁長官の要請により出動する。

3 自衛隊

知事の要請等により、救出活動を実施する。（→第2章第3節第1「自衛隊への派遣要請」の項を参照）。

4 自主防災組織、事業所、町民等

自主防災組織、事業所の自衛防災組織、町民等は、次により自発的に救出活動を行うとともに、救出活動を実施する各機関に協力するよう努める。

- (1) 組織内の被害状況の把握と負傷者の早期発見
- (2) 救助用資機材を活用した組織的救出活動の実施
- (3) 西脇警察署、北はりま消防本部、消防団等への連絡

5 行方不明者の捜索

災害により行方不明の状態にある者（周囲の事情により死亡していると推定される者を含む）を対象として捜索活動を実施する。

(1) 行方不明者情報の収集

町（生活環境部）は、災害総合相談窓口等で受け付けた捜索願い及び被災現場等での情報を収集し、行方不明者のリストを作成する。

行方不明者のリストは、捜索活動に活用するとともに、西脇警察署に提出し連携する。

(2) 捜索活動

町（消防団部）は、各部応援職員を加えた救出チームを編成し、行方不明者リストに基づき、西脇警察署、自衛隊等と協力して行方不明者の捜索及び遺体の収容活動にあたる。

行方不明者を発見した場合には、西脇警察署に連絡する。

6 その他

救助活動を実施する機関は、速やかで的確な救助活動を実施するため、定期的な相互連絡による情報交換を行う。

また、人員、重機等の資材の確保について、建設業界との連携強化に努める。

町は、多可町建設業協会との「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、必要により救助活動に必要な人員、機材等の支援要請を行う。

7 災害救助法が適用された場合の措置

(1) 被災者の救出

① 対象者

ア 現に生命、身体が危険な状態にある者

イ 生死不明の状態にある者

② 期間

災害発生の日から3日以内とする。災害救助法が適用されない場合においても同法に準じることとする。

(2) 死体の捜索

① 対象者

行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者

② 期間

災害発生の日から10日以内とする。災害救助法が適用されない場合においても同法に準じることとする。

第2 救急医療活動

〔とりまとめ担当課：健康課〕

町は、北はりま消防本部はじめ関係各機関と連携し、災害により短時間に集団的に発生する負傷者等の発見、通報から搬送、救急医療の提供に至るまでの活動を以下のとおり行う。

1 負傷者の発見、通報並びに関係機関への連絡

負傷者等の発見者又は事故等責任機関から第1報を受信した機関は、災害の状況（日時、場所、災害の状況、死傷者の数）を必要に応じ関係機関に直ちに連絡する。

2 現場における負傷者等の救出

救出を要する負傷者に関する通報を受信した救出担当機関は、災害の規模・内容等を考慮の上、直ちに必要な人員機材等を現場に出動させ、救出に当たる。

3 現場から医療施設への負傷者等の搬送

- (1) 負傷者等の発見の通報を受信した搬送担当機関は、直ちに職員、搬送車両等を現場に出動させ、搬送に当たる。
- (2) 搬送車両等が不足する場合は、次の応急措置を講じる。
 - ① 救急指定病院の患者搬送車の活用
 - ② その他の応急的に調達した車両の活用
 - ③ 隣接市町の応援要請
- (3) 町長及び北はりま消防本部消防長は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県へヘリコプターの出動を要請する。（「兵庫県消防防災ヘリコプター応援要綱」等）

4 医療関係者の出動要請並びに現場及び搬送中の救急措置

- (1) 事故等責任機関は、事故等の規模・内容を考慮のうえ、医療機関に対し医療関係者の出動を要請し、現場及び搬送中の負傷者等に対する救急措置の万全を期する。
- (2) 町は、事故等の状況により自ら必要があると認めるとき、又は事故等責任機関等から要請があり、必要と認めたときは、医療関係者を現場へ出動させる。

5 負傷者等の収容

- (1) 負傷者等の収容については、事故等責任機関が特に指示する場合を除き、下記施設の活用を図る。
 - ① 災害拠点病院（北播磨医療圏：西脇市立西脇病院）
 - ② 救急告示病院・診療所
西脇市：大山病院・西脇市立西脇病院、多可町：多可赤十字病院
 - ③ 町が設置する救護所、県が設置する救護センター

- ④ 遺体安置所（死者の場合）
- ⑤ 寺院（死者の場合）
- (2) 死亡して発見された場合及び搬送中に死亡した場合等は、速やかに西脇警察署に連絡し、警察官は死体見分その他所要の処理を行う。
速やかな検視等に支障が生じる程度の多数の死者が発生した場合は、県を通じて日本法医学会に対し応援を要請するとともに、西脇市多可郡医師会を通じて臨床医の協力も得る。

6 関係機関への協力要請

災害の規模・内容等により必要があるときは、時機を失することなく関係機関に協力を要請する。

7 災害の現場における諸活動の調整

- (1) 町に災害対策本部が設置された場合
町災害対策本部長又は町災害対策本部長が指名する者が諸活動の調整を行う。
- (2) 町に災害対策本部が設置されない場合
 - ① 道路、宅地等での事故等
町の現場指揮者は、西脇警察署と諸活動の調整を行う。
 - ② 工場での事故等
事故等責任機関（工場等を経営する事業者）の現場指揮者が諸活動の調整を行う。

8 費用

救急医療対策に要した費用については、現行関係法の適用により処理しうるものは同法により、その他のものについては事故等責任機関の負担とする。

第3 医療・助産対策

〔とりまとめ担当課：健康課〕

町は、西脇市多可郡医師会はじめ関係各機関と連携し、災害のため地域の医療機能がまひ、低下した場合や医療機関の診療能力を超える患者が発生した場合における医療及び助産対策を以下のとおり行う。

1 救護所の設置

- (1) 町は、次の場合に救護所を設置する。また、県は、救護所では対応しきれない場合には、救護センターを設置する。
 - ① 現地医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したため、現地医療機関では対応しきれない場合
 - ② 患者が多数で、現地医療機関だけでは対応しきれない場合

- ③ 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と救急搬送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合

※救護所の設置予定場所は、資料編とする。

- (2) 救護所では、次の活動を行う。

- ① 負傷者の傷害等の程度の判別（トリアージ）

注）トリアージとは、救急救命士や救急医らが中心となり、傷病者の緊急度と重傷度の評価を行い治療の優先順位を決定すること。

- ② 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定

- ③ 負傷者の応急処置

- ④ 助産

- ⑤ 死亡の確認

- ⑥ 遺体の見分

- (3) 町は、地域の医療機関の復旧状況、受診者数及び疾病構造を勘案し、地域医療に引き継ぐことが適当と判断した場合は、西脇市多可郡医師会と協議の上、救護所を廃止する。

2 情報収集・提供

- (1) 県による情報収集への協力

町（生活環境部）、西脇市多可郡医師会は、地域医療情報センター、県健康福祉事務所等と連携し、災害救急医療情報システム等を活用した医療機関の被災状況、診療応需状況、死傷者の発生状況、指定避難所の開設状況（数、位置、避難者数）、救護所開設状況（数、位置、要措置患者数）、医薬品等の必要量及び集積場所等に関する情報の収集に協力する。

なお、県（医務課）、地域医療情報センターは、以下の情報収集を行う。

- ① 西脇市多可郡医師会、西脇市多可郡歯科医師会に対する会員及び患者の被災状況の確認
- ② 被災地域並びにその近隣地域の診療可能状況及び空床状況の把握
- ③ 近隣府県に対する患者受入可能医療機関（名称、位置、受入可能人数）の確認・把握
- ④ 患者会等関係団体を通じた被災状況の確認
- ⑤ 水道、電気、ガスの確保、道路の状況等に関する情報の収集
- ⑥ ヘリコプターの運航状況の確認
- ⑦ 全壊・半壊等被災した医療機関から転送が必要な患者数の確認

また、県（薬務課）は、以下の情報収集を行う。

- ① 赤十字血液センターに対する血液製剤等の備蓄量の照会
- ② 調達可能な医薬品の種類・数量の確認

- (2) 情報収集及び町民等への情報提供

北はりま消防本部は、県から提供される患者受入可能医療機関について情報の収

集、把握を行う。

また、町（生活環境部）は、県が次の事項に関して県民向けに行う情報提供に協力し、関係機関、町各部並びに町民等への周知徹底を図る。

- ① 医療機関に対する転送先（名称、所在地、連絡先等）及びヘリコプター利用に関する情報（臨時発着場の位置、連絡先等）の提供
- ② 町に対する医薬品等供給に関する情報（医薬品の種類、数量、配布場所等）の提供
- ③ 町民に対する診療応需情報（診療可能医療機関、救護所）の提供
- ④ 町民及び医療機関に対する慢性疾患用医薬品等の供給方法に係る情報の提供

3 救護班の編成等

(1) 町による救護班の編成

町（生活環境部）は、多数の傷病者が発生した場合は、町営診療所による救護班を編成するとともに、西脇市多可郡医師会に対し、救護班の編成、救護所への派遣を要請する。

なお、救護班は医師、保健師又は看護師、事務員で編成する。

また、多可赤十字病院は、日本赤十字兵庫県支部の判断により救護班を編成、派遣することがある。

(2) 県への要請

町長は、救護班が不足する場合、県に応援を要請する。

(3) 救護班の活動

被災地に入った救護班は、被災地の地域医療情報センター、町（生活環境部）の指揮の下に、発災直後は外科的治療を中心に、傷病者の判別、応急措置、重症者の搬送の指示・手配等を行う。

発災後3日目以降は内科的治療を中心に、乳幼児、高齢者等要配慮者の健康管理に努めるとともに、急性疾患の治療、慢性疾患の継続治療に当たる。

4 災害拠点病院の活動（西脇市立西脇病院）

(1) 災害が他の二次医療圏域で発生した場合

- ① 災害医療センター等の要請に基づき、被災圏域で対処できない患者の受け入れ、救護班の派遣等を行う。
- ② 災害救急医療情報システム等を活用し、被災圏域の医療機関に関する情報を収集し、災害医療センター、各災害拠点病院と協力し、必要に応じた支援策を講じる。

(2) 災害が自らの二次医療圏域内で発生した場合

- ① 圏域内の他の医療機関で対処できない患者を受け入れ、治療に当たる。
- ② 災害拠点病院の救急部長、外科部長を中心として選定・配置している災害医療コーディネーター等がトリアージを行い、他の医療機関への転送が適当と判断された患者の搬送について北はりま消防本部へ要請する。

注) トリアージとは、救急救命士や救急医らが中心となり、傷病者の緊急度と重傷度の評価を行い治療の優先順位を決定すること。

- ③ 災害救急医療情報システム等を活用して、圏域内外の医療機関に関する情報を把握し、災害医療コーディネーター等が地域医療情報センターに対し患者受入先の確保や医療マンパワーの確保について要請する。

5 医療マンパワーの確保

町（生活環境部）は、医療マンパワーの確保を必要とするときは、県健康福祉事務所に応援を要請する。

6 患者等搬送体制

北はりま消防本部は、県、災害医療センターと情報交換を図りながら、患者等を円滑に搬送する。

7 医薬品等の供給

(1) 品目

町（生活環境部）は、県、西脇市多可郡薬剤師会と協力して、発災後3日間に必要となる医薬品等の迅速、確実な確保に配慮する。

区 分	期 間	主な医薬品
緊急処置用	発災後3日間	輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等
急性疾患用	3日目以降	風邪薬、うがい薬、整腸剤、抗不安剤等
慢性疾患用	指定避難所の長期化	糖尿病、高血圧等への対応

※特に、発災後3日間に必要となる医薬品等の迅速、確実な確保に配慮する。

(2) 調達方法

町（生活環境部）は、救護所等で使用する医薬品を確保する。

また、医療機関で使用する医薬品は、備蓄品で不足が生じる場合、加東健康福祉事務所等と連携し、補給を行う。

町で調達が困難な場合は、県に調達あっせんを求める。

(3) 搬送、供給方法

販売業者が町域の集積基地まで搬送する。町（生活環境部）は、集積基地の選定、仕分け・運搬人員の確保、運搬手段を確保し、救護所等への供給を行う。

状況により、自衛隊等に搬送を要請するなど、目的地への迅速な供給に努める。

なお、県は、集積基地での仕分けについて安全管理に努めるとともに、専門知識を有する人材による整理分類が必要であるため、薬剤師会等へ協力を要請する。また、集積基地を経由しない、平時のサプライチェーンの早期回復に努める。

8 医療機関のライフラインの確保

町は県と連携し、水道、電気、ガス等ライフライン機関に対し、医療機関のライフラインの早期復旧のための協力を要請する。

9 災害救助法が適用された場合の措置

(1) 医療

① 対象者

医療の途を失った者

② 期間

災害発生の日から 14 日以内とする。災害救助法が適用されない場合においても同法に準じることとする。

(2) 助産

① 対象者

災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）。

② 期間

分べんした日から 7 日以内とする。災害救助法が適用されない場合においても同法に準じることとする。

第3節 交通・輸送対策

第1 交通確保対策

〔とりまとめ担当課：建設課〕

災害時における安全かつ円滑な交通の確保対策について定める。

1 被災情報及び交通情報の収集

町（建設部）は、加東土木事務所（多可事業所）、西脇警察署等関係各機関と連携し、被災情報及び交通情報の収集を以下のとおり行う。

なお、県警察本部は現場の警察官、関係機関等からの情報に加え交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

- (1) 町（建設部）は、道路管理者として、警戒段階でパトロールを行い、町域の道路の点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。
- (2) 町（建設部）は、道路管理者として、幅広い情報収集に努める。収集方法は、町、県の防災情報ネットワークや、電力・通信企業等民間のセキュリティシステム等を活用する。

2 陸上交通の確保

町（建設部）は、加東土木事務所（多可事業所）、西脇警察署等関係各機関と緊密に連携し、把握した被災状況等に基づき、通行禁止等の措置をとる。

- (1) 道路法（第46条）に基づく応急対策

町（建設部）は、道路管理者として、道路の損壊その他の事由により、危険であると認められる場合においては、管理する道路の保全と通行の安全を確保するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行う。

風水害時の通行規制予定路線は、資料編に示す。

- (2) 被災区域への流入抑制

県警察本部は、災害が発生した直後において、次により避難路及び緊急交通路について優先的にその機能の確保を図る。

町（建設部）は、西脇警察署と連携し、災害が発生した直後において、避難路及び緊急交通路について、優先的にその機能の確保を図るよう協力する。

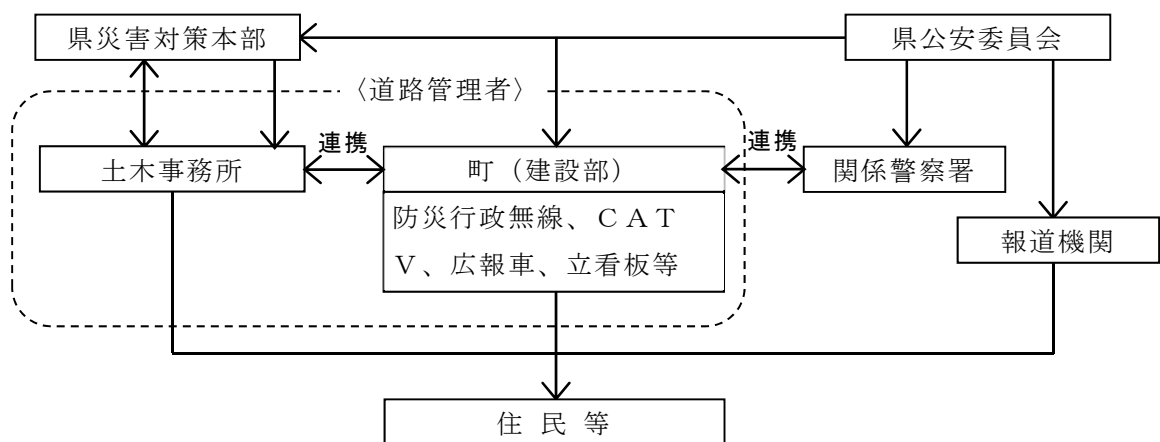
- ① 県警察本部は、混乱防止及び緊急交通路を確保するため、被災区域への流入抑制のための交通整理、交通規制等を実施する。
- ② 県警察本部は、流入規制のための交通整理、交通規制等を行う場合、関係都道府県と連絡をとりつつ行う。
- ③ 県警察本部は、流入規制を実施する際、被災地周辺の警察とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。
- ④ 現場警察官又は警察署長は、災害対策基本法に基づく交通規制が未だなされな

い場合において、必要により、道路交通法による迅速な交通規制を実施する。

(3) 災害対策基本法に基づく交通規制（発災時から4、5日ないし1週間程度）

この時期は、道路交通は混雑し、被害の拡大や二次災害が発生することが予想され、町民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等の災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるため、県公安委員会が、道路交通の実態を迅速に把握し、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づく交通規制を迅速に実施する。

町（建設部）は、災害対策基本法に基づく交通規制を行う旨の通知を受けた場合は、道路管理者として、通行禁止等を行う区域又は区間、対象、期間（終期を定めない場合は始期）などあらゆる広報媒体を活用して町民等に周知する。



(4) 緊急通行車両、規制除外車両の事前届出、確認手続等（「緊急通行車両等の事前届出、確認手続等要領」による。）

県公安委員会は、県との連携を図りつつ、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、「災害対策基本法施行令第33条第1項」の規定に基づく緊急通行車両、規制除外車両の事前届出を実施する。

町（総務部）は、あらかじめ配車が定められた町保有車両のうち、緊急性の高い使途に供する車両について、事前に西脇警察署へ届け出る。

① 緊急通行車両のうち事前届出の対象とする車両

災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両として、次のいずれにも該当する場合に事前届出を行う。

ア 災害時において、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。

イ 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により、常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両、又は災害時に指定行政機関等が他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

② 規制除外車両のうち事前届出の対象とする車両

災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切であって、次のいずれかに該当する車両。

- ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- イ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

③ 事前届出に関する手続

ア 事前届出の申請

(ア) 申請者

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）

(イ) 申請先

当該車両の使用の本拠を管轄する警察署

(ウ) 申請書類

a 緊急通行車両

緊急通行車両事前届出書2通、緊急通行車両一覧表2通、輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類（輸送協定書がない場合にあっては、指定行政機関等の上申書等）及び自動車検査証の写し

b 規制除外車両

規制除外車両事前届出書2通、緊急通行車両一覧表2通、対象車両ごとの必要書類及び自動車検査証の写し

イ 届出済証の交付

県公安委員会が、審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められるものについて、緊急通行車両事前届出済証又は規制除外車両事前届出済証を申請者に交付する。

④ 事前届出車両、規制除外車両の確認

ア 緊急通行車両、規制除外車両の事前届出制度により届出済証の交付を受けている車両については、他に優先して確認を行い、この場合、確認のための必要な審査は省略される。

イ 県警察本部（交通規制課）、西脇警察署（交番等を含む）又は検問所において、届出済証による確認を行い、標章及び確認証明書が交付される。

(5) 道路交通法に基づく交通規制（発災時から4、5日ないし1週間目以降）

この時期は、医療活動、感染症対策、被災者への生活物資の補給、ガス・電気・水道等のライフラインの復旧等の活動が本格化し、これらに併行して、道路の補修等も進み、物資等の輸送が活発化することから、県公安委員会が、おおむね以下をめやすとして、災害応急対策を主眼とした災害対策基本法に基づく交通規制から道路交通法に基づく交通規制に切り替えるとともに、広域交通規制についても再検討を行い、規制除外車両の取り扱いなど、地域のニーズを把握しながら適正な交通規制の見直しを行う。

町（建設部）は、道路交通法に基づく交通規制を行う旨の通知を受けた場合は、道路管理者として、規制期間、規制ルート、規制内容などについて、あらゆる広報媒体を活用して町民等に周知する。

① 規制期間

道路交通法に基づく交通規制を行うべき期間としては、一般的に災害発生後4、5日から1週間が経過し、概ね人命救助等の災害応急対策に一定のめどがついたときから、復旧活動のために使用される車両に対する優先通行を必要としなくなるまでの間が適当であるが、道路管理者は、災害の規模、態様、被災状況及び道路の復旧状況等に応じた弾力的な運用を行う。

② 規制ルートの設定

県公安委員会は、規制ルートの設定について、復旧活動に必要とされる交通需要を考慮して適切なルートを設定し、「復旧関連物資輸送ルート」、「生活関連物資輸送ルート」等適切な名称を付して周知を図る。

③ 規制内容

県公安委員会は、道路交通法に基づく規制を行うに当たり、一般車両のほか、必要に応じて復旧活動車両についても、車種制限及び台数制限等を行う。

ア 車種制限及び台数制限

県公安委員会は、復旧に係る交通需要を関係機関等から把握し、交通容量*との関係を考慮して各制限内容を決定する。（*交通容量：道路及び交通条件が理想的である場合に、道路上の一断面を単位時間内に通過できる車両の最大数）

イ 一般車両の通行制限

県公安委員会は、復旧活動の円滑化を図るため、原則として一般車両の通行を禁止し、事前にその趣旨、内容等について広報を徹底する。

ウ 規制内容の見直し

県公安委員会は、復旧段階において、道路及び橋梁等の復旧状況を随時把握し、道路管理者等と適宜連携して、規制時間、規制区間、規制車種等について、逐次見直しを図る。

(6) 道路の応急復旧作業

町（建設部）は、道路管理者として、次の措置を講じる。

① 道路啓開の実施

ア 救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関と連携を図り計画的に道路啓開を実施する。

イ 被災地への円滑な緊急物資等の輸送を確保するため、緊急輸送（交通）路の確保を最優先に応急復旧等を実施するとともに、被災地以外の物資輸送等を円滑に実施するため、広域輸送ルートを設定し、その確保にも努める。

② 応急復旧業務に係る民間団体等との協力

民間団体等と連携・協力し、災害時に障害物等の除去、応急復旧等に必要な人員、機材等を確保する。

(7) 災害対策基本法に基づいた道路管理者による措置命令及び措置（災害対策基本法

道路管理者は、道路上に放置車両や立ち往生した車両等が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路について、その区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置を命じ、又は道路管理者自ら当該措置をとる。なお、当該措置をとる上で、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない必要があるときは、道路管理者は、その必要な限度において、他人の土地を一時的に使用する。

① 措置をとる区域又は区間

道路管理者は、当該措置をとるときは、区間の起終点を示すことによって路線ごとに道路の指定を行うほか、必要に応じて一定の区域内を包括的に指定する。

② 県公安委員会との連携

ア 指定の通知

道路管理者が、道路区間の指定をしようとする場合は、あらかじめ、公安委員会及び所轄警察署に道路の区間及びその理由を通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後に通知する。

イ 県公安委員会からの要請（災害対策基本法第76条の4）

県公安委員会は、法第76条第1項の規定による通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間において、災害対策基本法第76条の6に基づく道路管理者による権限の行使を要請することができる。

③ 措置をとる区域又は区間の周知

道路管理者は、道路区間の指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間内に在る者に対し、道路情報板、立看板、ラジオ等を活用して周知させる措置をとる。

④ 国、県からの指示

国土交通大臣及び知事は、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法施行令の定めるところにより、大臣は県又は市町の、知事は市町の道路管理者に対し、災害対策基本法第76条の6に基づく措置をとるべきことを指示することができる。

(8) 緊急輸送道路における電柱等による道路占用の禁止（道路法第37条第1項）

電柱等の倒壊によって緊急通行車両の通行や地域住民等の避難に支障を来すなど災害発生時の被害の拡大を防止するため、道路管理者は、その管理する緊急輸送道路における新設の電柱等による道路占用を原則として禁止する。

(9) 道路法（第17条第8項）に基づく町管理道路の啓開・災害復旧工事の代行

県は、町から要請があり、かつ、町における道路の維持又は災害復旧に関する

工事の実施体制等を勘案し、町が管理する町道について、啓開又は災害復旧に関する工事を当該市町に代わって自ら行うことが適当であると認められるときは、これを行うことができる。

3 空路交通の確保

町（本部指令部）は、あらかじめ指定した候補地の中から臨時ヘリポートを開設するとともに、その周知徹底を図る。

臨時ヘリポート候補地の一覧は、資料編に示す。

第2 緊急輸送対策

〔とりまとめ担当課：総務課〕

災害時に陸・空のあらゆる必要な手段を活用した緊急輸送対策について定める。

1 緊急輸送に当たっての基本的事項等

(1) 実施機関

防災関係機関は、それぞれ緊急輸送を実施する。

また、町においては、原則として、各部がそれぞれ所管する車両をもって緊急輸送を実施するが、総務部が総合的に調整できるものとする。

(2) 基本方針

① 輸送に当たっての配意事項

防災関係機関は、輸送活動を行うに当たって、次のような事項に配意して行う。

ア 人命の安全

イ 被害の拡大防止

ウ 災害応急対策の円滑な実施

② 輸送対象の想定

ア 第1段階

(ア) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医療品等人命救助に要する人員、物資

(イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資

(ウ) 政府災害対策要員、県・町災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等

(エ) 後方医療機関へ搬送する負傷者等

(オ) 緊急輸送に必要な輸送施設・輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

イ 第2段階

(ア) 上記アの続行

(イ) 食料、水等生命の維持に必要な物資

(ウ) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送

(エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

ウ 第3段階

(ア) 上記イの続行

(イ) 災害復旧に必要な人員及び物資

(ウ) 生活必需品

(3) 輸送路等に関する状況の把握

町（総務部）は、広域応援を実施する場合に備え、西脇警察署、各道路管理者等と連携し、緊急輸送道路予定路線等の状況把握に努める。

町及び県の緊急輸送道路予定路線は第2編第5章第5節「交通関係施設の整備」を参照。

2 緊急輸送対策

(1) 陸上輸送の確保（緊急交通路の指定）

県公安委員会は、救助・消火等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、災害対策基本法第76条に基づく交通規制を実施する場合は、県警察本部があらかじめ指定した緊急交通路予定路線の中から、被災状況、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急の的確かつ円滑な実施等を勘案の上、必要な区間及び地域について交通規制を実施する。

町においては、災害対策基本法に基づく交通規制を行う旨の通知を受けた場合は、通行禁止等を行う区域又は区間、対象、期間（終期を定めない場合は始期）など、あらゆる広報媒体を活用して町民等に周知するとともに、以下のとおり緊急輸送実施のために必要な措置を速やかに講じる。

(2) 町の対応

① 空中輸送の支援

ア ヘリコプターの臨時離着陸場の確保

緊急輸送に必要なヘリコプターの臨時離着陸場を確保する。

臨時ヘリポート候補地の一覧は、資料編に示す。

イ 支援要員等の確保

ヘリコプターに緊急物資を搬入・搬出するために必要な人員を確保する。

ウ 災害応急対策の円滑な実施

② 陸上輸送

ア 町においては、原則として、各部がそれぞれ所管する車両をもって緊急輸送を実施する。

イ 町（総務部）は、総合的に調整する必要があるときは、公用車その他の車両を管理し、各部署からの要請に基づいて配車・調整する。

ウ 公用車が不足する場合等は、輸送業者等へのトラック、バス、運転士等の確保、もしくは県への緊急輸送手段（県トラック協会等）の応援を依頼する。

エ 燃料等は、町内の燃料販売業者から調達する。

オ 緊急輸送を依頼した場合は、案内用の職員又は地図等の情報を提供する。

カ 避難等のため町域外へ緊急輸送する場合は、輸送先の市町等と、輸送経路、車両、運転士、連絡手段等の情報を交換する。

第3 ヘリコプターの運航

〔とりまとめ担当課：生活安全課〕

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合のヘリコプターの運航について定める。なお、臨時ヘリポート候補地の一覧は、資料編に示す。

1 要請基準

町（本部指令部）は、現に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、次の業務の支援を必要とする場合は、県に対して要請する。

- (1) 救急活動
- (2) 救助活動
- (3) 火災防御活動
- (4) 情報収集活動
- (5) 災害応急対策活動

2 要請手続

町長又は北はりま消防本部消防長は、神戸市消防局警防部司令課に対し手続を行い、事後速やかに所定の要請書を県（消防保安課）に提出する。

ただし、県災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部事務局に要請を行う。

3 要請先

要請の連絡先は次のとおりとする。

(1) 県災害対策本部非設置時

- ・平日昼間（8：45～17：30）の要請は電話会議システムにより行う。
- ・夜間（17：30～翌朝 8：45）・休日の要請は、神戸市消防局警防部司令課に対して行う。

神戸市消防局警防部司令課：TEL（078）331-0986

FAX（078）325-8529

(2) 県災害対策本部（災害警戒本部）が設置された場合

災害対策本部事務局 TEL（078）362-9900

（県災害対策センター内） FAX（078）362-9911

4 要請に際し連絡すべき事項

- (1) 災害の発生場所、発生時間、内容、原因
- (2) 要請を必要とする理由
- (3) 活動内容、目的地、搬送先

第3編 風水害等応急対策計画
第3章 円滑な災害応急活動の展開
第3節 交通・輸送対策

- (4) 現場の状況、受入体制、連絡手段
- (5) 現地の気象条件
- (6) 現場指揮者
- (7) その他必要事項

5 要請者において措置する事項

- (1) 離発着場の選定
- (2) 離発着場における措置（散水、ヘリポート表示、風向表示、ヘリコプターの誘導）

6 医療関係者の出動要請対応

町は、事故等の状況により自ら必要があると認めるとき、又は事故等責任機関等から要請があり、必要と認めたときは、医療関係者を現場へ出動させることとする。

第4節 避難対策

〔とりまとめ担当課：生活安全課〕

大規模な災害の発生等に伴う組織的な避難対策について定める。

第1 避難の指示

1 避難指示等の発令

- (1) 町は、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、高齢者等、特に避難行動に時間を要する者に対して避難行動を開始することを求める必要があるときは、「警戒レベル3、高齢者等避難」を発令する。
- (2) 町は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の市民等に対し「警戒レベル4、避難指示」を発令する。災害が実際に発生している又は切迫している状況を把握した場合には可能な範囲で「警戒レベル5、緊急安全確保」を発令する。
- (3) 町は、土砂災害における避難指示等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の溪流・斜面の状況、気象状況、県の補足情報等も合わせて総合的に判断する。
- (4) 町は、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に情報を伝達することに努める。
- (5) 町は、高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保を発令したときは、速やかにその旨を知事に報告する。
- (6) 町は、避難指示等の迅速・適格な判断をするため、神戸地方気象台との間のホットラインの活用等を図るとともに、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報等を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準や伝達方法を事前に明確にしておくよう努める。
- (7) 町は、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定する。

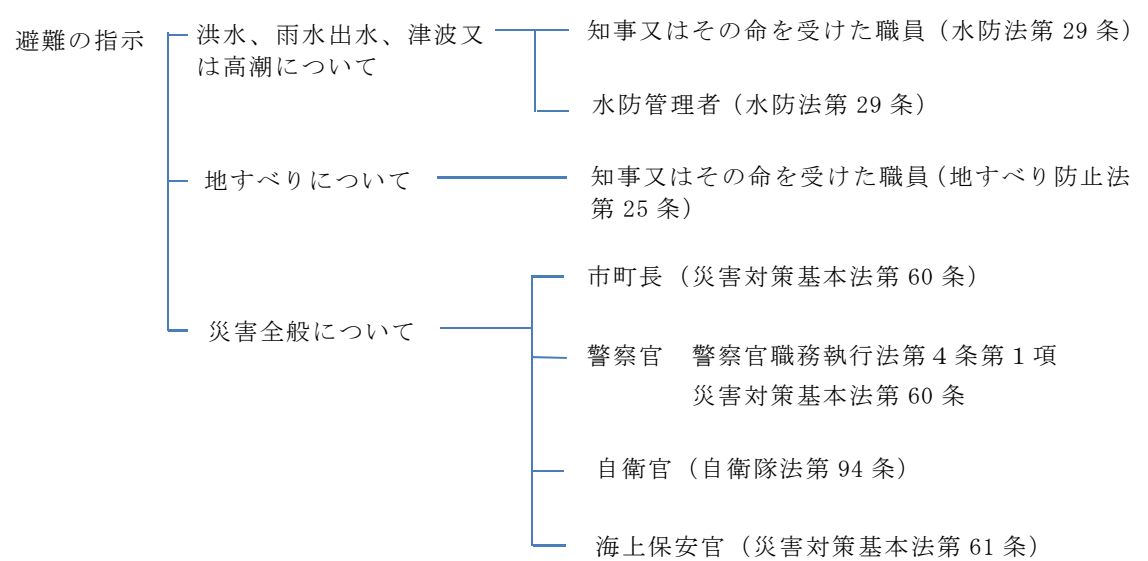
避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (町長が発令)	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができ

	るとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル4】 避難指示 (町長が発令)	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (町長が発令)	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等は、危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 なお、高齢者等とは、避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等及びその人の避難を支援する者のことを指す。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難がのぞましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

町長は、避難指示にかかる事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事に代行を要請するものとする。

【参考資料：避難の指示】

避難の指示の実施責任機関は次の通りとするが、知事は市町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町長の実施すべき措置の全部又は一部を代行することとする。
 （災害対策基本法 60 条第 6 項～8 項）



※兵庫県地域防災計画より抜粋

2 発令の基準

避難の指示等は、次の状況が認められるときを基準として実施する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 風水害、火災等の災害拡大により、住民の生命に危険が認められるとき(2) がけ崩れ等の地変が発生し、または発生するおそれがあり、付近住民に生命の危険が認められるとき(3) 洪水及び土砂災害に関し、河川管理者等からの情報（水位、雨量状況等）を考慮して必要と認められるとき(4) 有毒ガス等の危険物質が流出拡散し、またはそのおそれがあり、住民の生命に危険が認められるとき(5) その他災害の状況により、本部長（町長）が必要と認めるとき |
|--|

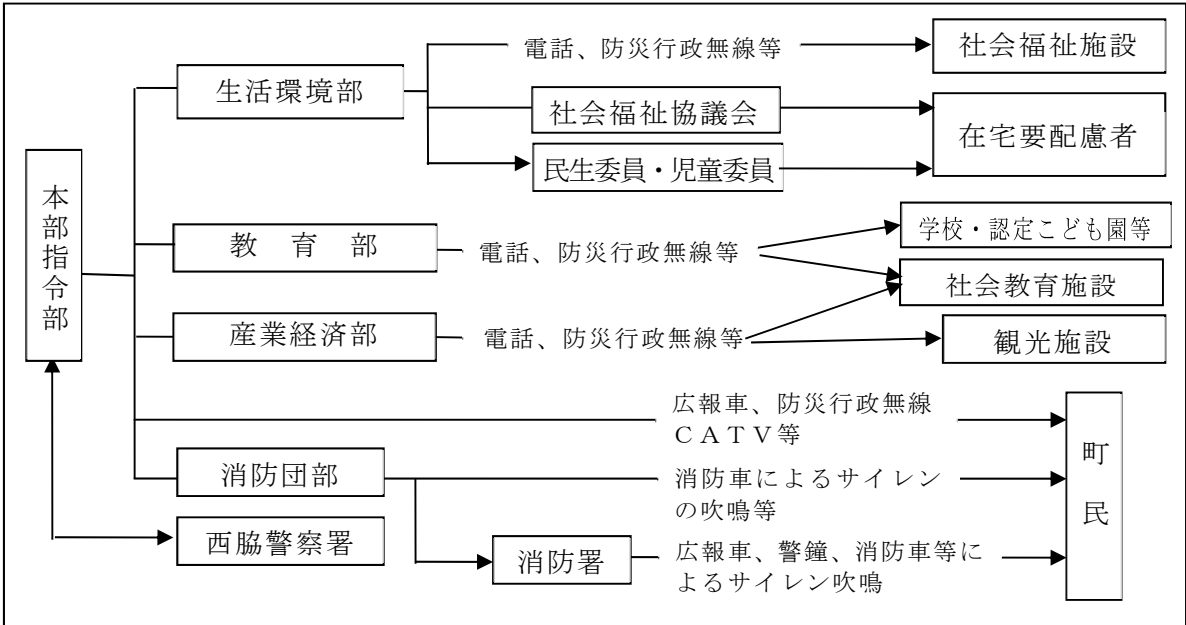
近年の災害における被災状況や本町の災害特性を踏まえ、避難判断基準や避難対象区域等詳細については、町が整備している河川監視カメラ、雨量計の情報及び近年の災害情報を基に作成する「避難情報等発令マニュアル」によるものとする。

なお、判断に当たっては、气象台や河川管理者の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行なう。

3 避難指示等の伝達

- (1) 町は、直ちに、防災行政無線、Ｌアラート、テレビ、ラジオ、広報車等による広報、サイレン、インターネット、たかちょう防災ネット、緊急速報メール等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図るとともに、警察、自主防災組織等の協力により周知徹底を図る。
- (2) 町は、避難指示等を発令した時は、原則として放送事業者及び県へ速やかに伝達する。また、CATVの活用も図る。
- (3) 町は、避難行動要支援者への伝達に際しては個別避難計画を踏まえ、それぞれのニーズに応じた情報伝達手段を準備するなど、十分な配慮を行う。
- (4) 町は、避難指示等の伝達にあたっては、事前に例文を作成するなど、住民のとるべき行動が明確に分かりやすく伝わるよう、努める。
- (5) 町は、住民に対する避難のための準備情報の提供や指示等を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、「警戒レベル４：避難指示」を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における「警戒レベル３：高齢者等避難」の発令を検討する。災害が実際に発生していることを把握した場合には、可能な範囲で「警戒レベル５：緊急安全確保」を発令する。
- (6) 町は、避難情報の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

■避難指示等の伝達経路



■避難時の伝達事項例

- (1) 避難の理由
- (2) 避難先
- (3) 避難時の服装、携行品等
- (4) 「警戒レベル3：高齢者等避難」、「警戒レベル4：避難指示」の対象区域
- (5) 避難経路
- (6) 避難行動における注意事項

4 解除

町（本部指令部）は、災害による危険がなくなつたと判断されるときには、避難指示等を解除し、町民に周知するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

第2 警戒区域の設定

町長（本部長）は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

なお、あわせて現地災害対策本部においては副本部長も設定、指示することができるものとする。

■警戒区域の設定権者及び要件・内容

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
町 長	○災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法 第63条
知 事	○災害が発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を町長に代わって実施しなければならない。	災害対策基本法 第73条
消防長 消防署長	○ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、又は命令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	消防法 第23条の2
消防吏員 又は 消防団員	○火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、命令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。	消防法 第28条
水防団長 水防団員 消 防 機 関 に 属 す る 者	○水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法 第21条
警察官	○次の場合、上記に記載する町長の職権を行うことができる。	災害対策基本法 第63条
	○町長若しくは町長の委任を受けた町職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	
	○消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき（火災警戒区域の設定）	消防法 第23条の2
	○消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないと	消防法

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
	き又は消防吏員又は消防団員の要求があったとき (消防警戒区域の設定)	第28条
	○消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき	水防法 第21条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○町長若しくは町長の委任を受けた町職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する町長等の職権を行うことができる。	災害対策基本法 第63条

第3 避難誘導

- (1) 町は、北はりま消防本部、警察、自主防災組織等の協力を得て、組織的な避難誘導に努めるほか、平常時から避難経路の安全性の向上に努める。
- (2) 町は、避難行動要支援者の所在を把握しておくとともに、支援者、自主防災組織等、地域の協力を得て、避難誘導と確認に努める。
- (3) 住民は、「マイ避難カード」等を活用し、自らの避難行動に移るタイミング（逃げ時）、避難所、避難経路等を把握しておく。
- (4) 町は、避難に自家用車を使用し浸水等に巻き込まれることのないよう普及啓発に努める。
- (5) 町は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、近隣のより安全な建物や屋内での安全確保措置を指示する。

第4 避難の基本システム

避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とする。ただし、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、一時避難所となっている近隣の公民館や緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努める。

「警戒レベル3：高齢者等避難」、「警戒レベル4：避難指示」又は警戒区域の設定に伴う避難及び自主的避難における基本システムは、原則として次のとおりとする。

1 自主避難

住民は、必要があると認められる場合は、一時避難所（各地区の公民館等）に一時的に避難することとする。なお、一時避難所を開設した場合は、町長にその旨を報告

するものとする。その後、避難指示等の発令等により、指定緊急避難場所が開設された場合は、安全性に十分注意を払い、一時避難所から、指定緊急避難場所に向かうこととする。

2 指定緊急避難場所の開設

町（本部指令部）は、災害の状況や浸水想定区域等を考慮の上、開設する指定緊急避難場所を決定する。また、生活環境部は、指定緊急避難場所を開設する施設の管理者に連絡するとともに、施設の管理者等と協力して避難者受け入れの準備を行う。

3 避難者の受け入れ

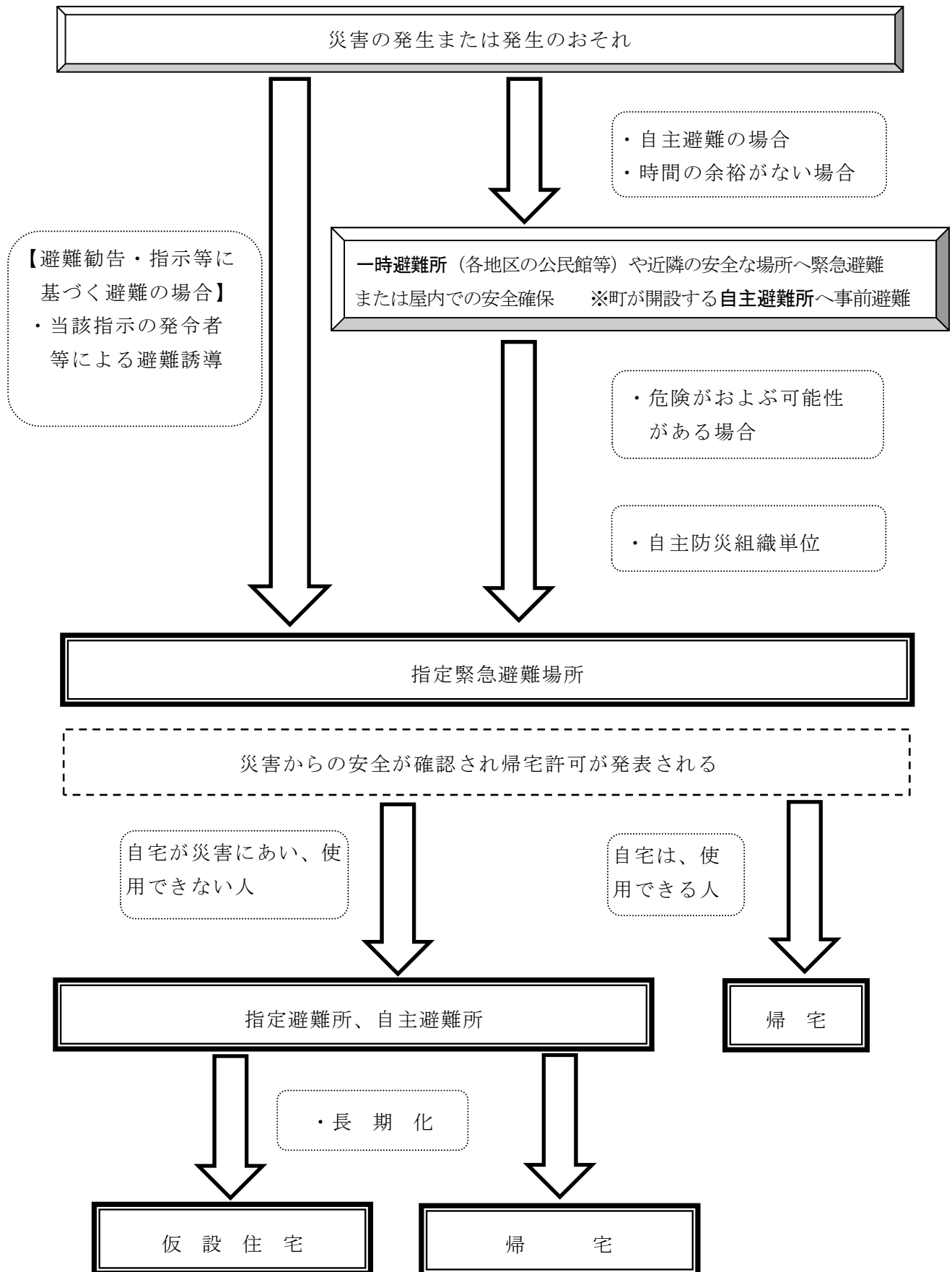
生活環境部は、施設管理者等と協力して、避難スペースへの案内、施設利用の注意、避難者の要望聴取等を行う。

また、避難者の概数を把握し、本部指令部に報告する。

4 指定避難所の開設

町（本部指令部）は、災害や被災者の状況を考慮の上、開設する指定避難所を決定する。また、生活環境部は、指定避難所を開設する施設の管理者に連絡するとともに、施設の管理者等と協力して避難者受け入れの準備を行う。

また、要配慮者の状況を調査し、必要な場合、福祉避難所を開設する。



第5 避難所の運営等

家屋の被災又は災害危険性が解消せず、避難生活が長期化する場合は、以下のような指定避難所の運営を行う。これ以降、指定緊急避難場所、指定避難所を合わせて避難所という。

1 避難所の追加指定等

町（本部指令部）は、想定を越える被害により、避難所の不足が生じた場合には、立地条件や施設の耐震性等を考慮して、被災者が自発的に避難している施設等を避難所として位置づける。

また、町（本部指令部）は、町域の避難所では収容力が不足する場合は、町域外での避難所開設を行うことができるものとし、必要に応じて県に対し協力を要請する。

2 避難収容対象者

- (1) 住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等、災害により現に住家に被害を受け、居住する場所を失った者（住家に被害を受けたが居住に支障をきたさない者を除く。）
- (2) 自家には被害がないが、ホテル及び旅館等の宿泊者、一般家庭への来客並びに通行人等で、現実には災害に遭難し避難しなければならない者
- (3) 現に住家等に被害を受けていないが、被害を受けるおそれがあり、町長等による避難命令が発せられているため、避難しなければならない者

3 開設期間

避難所開設の期間は、災害救助法が適用された場合、災害発生の日から7日以内である。

町（本部指令部）は、被害状況、ライフラインの復旧状況、仮設住宅の建設状況等を勘案の上、避難所の開設期間が7日を超えると予想される場合は、県に要請して期間を延長する。

また、災害救助法が適用されない場合についても同法に準じる。

4 避難所の運営

- (1) 町（生活環境部）は、避難所の開設時には、あらかじめ職員派遣計画を定め、迅速に避難所に担当職員を配置する。

また、避難所の運営について、女性の参画を推進するとともに、本部長が決定し派遣する管理責任者の権限を明確にし、施設管理者、自治会長、自主防災組織等とも連携して、円滑な初動対応を図る。

- (2) 災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の規定に該当する災害であって、県教育委員会が指定する極めて重大な災害において、学校に避難所が開設された場合、教職員が原則として、次の避難所運営業務に従事できることとし、この期間は7日以内を原則とする。

第3編 風水害等応急対策計画
第3章 円滑な災害応急活動の展開
第4節 避難対策

- ① 施設等開放区域の明示
 - ② 避難者誘導・避難者名簿の作成
 - ③ 情報連絡活動
 - ④ 食料・飲料水・毛布等の救援物資の保管及び配給分配
 - ⑤ ボランティアの受入れ
 - ⑥ 炊き出しへの協力
 - ⑦ 指定避難所運営組織づくりへの協力
 - ⑧ 重傷者への対応
- (3) 自主防災組織等は、避難所の運営に対して、町に協力するとともに、役割分担を定め、自主的に秩序ある避難生活を確保する。
- (4) 避難所開設にあたり、事前に運営スタッフの健康チェック・検温の実施、十分な避難スペース等の確保、衛生物資等の設置を行う。避難者の受入れにあたっては、避難者受付前に健康チェック・検温等を行うほか、身体的距離の確保、換気の励行、体調不良者等の分離など感染症対策に留意した避難所運営を行う。
- (5) 町（生活環境部）は、避難所を開設した場合は、速やかに避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、時間経過毎に避難所・避難者に係る情報管理を行い、町（本部指令部）に報告するとともに、避難生活に必要な物品の確保や食料、飲料水等の提供、炊き出し等を迅速かつ的確に行う。
- (6) 町（生活環境部）は、町（本部）と避難所との情報伝達手段・ルートを確保する。
- (7) 町（生活環境部）は、ボランティア活動について、受入窓口の設置やボランティアセンター等と連携したシステムを整備し、避難所のニーズに応じた迅速な対応に努める。
- (8) 町（生活環境部）は、要配慮者に対しては、個々の状況に応じた十分な配慮を行うとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。
- （→第9節「要配慮者支援対策」の項を参照）
- 〈 女性のニーズ例 〉
- 女性専用の物干し場、更衣室や授乳場所の確保、生理用品や女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布、トイレや安全確保への配慮、女性が相談できる場づくり等
- (9) 町（総務部）は、避難誘導、避難所開設に関する広報活動を行う。
- (10) 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- (11) 町（消防団部）は、必要により、西脇警察署と十分連携を図りながら、避難所パトロール隊による巡回活動を実施する。
- なお、町で対応が困難な場合は、県に要請する。

- (12) 町（生活環境部）は、保健・衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、プライバシーの保護、文化面など幅広い観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じるよう努める。
- (13) 町（生活環境部）は、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
- (14) 町（生活環境部）は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に関わらず適切に受け入れる。

5 保健・衛生対策

(1) 救護等の活動

- ① 町（生活環境部）は、現地医療機関だけで対応できない場合は、救護所において、救護班による巡回活動を行う。

救護所の設置予定場所、名称は資料編に示す。

- ② 県は、大規模災害等において、救護所だけで対応が困難な場合に、救護センターを設置する。

- ③ 県は、被災によって生じる睡眠障害、急性ストレス反応、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等に速やかに対処するため、必要により、こころのケアチーム(DPAT)活動拠点本部を設置するとともに、救護所や避難所への訪問活動も行う。（→第2節第3「医療・助産対策」の項を参照）

(2) 保健活動の実施

町（生活環境部）は、加東健康福祉事務所と協力し、西脇市多可郡医師会等関係機関と連携を図り、保健師、栄養士等による巡回健康相談や栄養相談を実施する。

（→第7節第2「健康対策」の項を参照）

(3) 仮設トイレの確保

町（生活環境部）は、避難所の状況により仮設トイレ（洋式を含む）を設置、管理する。

その確保が困難な場合、県にあっせん等を求める。（→第12節第3「し尿処理対策」の項を参照）

(4) 入浴、洗濯対策

町（生活環境部）は、仮設風呂や洗濯機を設置、管理する。

その確保が困難な場合、県に民間業者のあっせんや自衛隊への協力要請等を求める。

(5) 食品衛生対策

県は、食品衛生監視員を避難所に派遣するなど、食品の衛生管理に配慮する。町（生活環境部）は、これに協力する。（→第7節第3「食品衛生対策」の項を参照）

(6) 感染症予防対策

町（生活環境部）は、感染症予防のための手洗いの励行や清掃等の衛生対策に努める。被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。（→第7節第4「感染症対策」の項を参照）

6 避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮

町（生活環境部）は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等、必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

7 宿泊施設、社会福祉施設等の活用

- (1) 町（生活環境部、産業経済部）は、避難生活が長期化する場合、必要に応じて、希望者に、公的宿泊施設等の二次的避難所の確保、ホームステイ等の紹介、あっせんを行う。
- (2) 町（生活環境部）は、要配慮者のうち、援護の必要性の高い者について、被災地以外の地域にあるものも含め、設備の整った特別施設や社会福祉施設における受入れを進めるとともに、旅館やホテル等を指定避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。
- (3) 町（生活環境部）は、町内での施設の確保が困難な場合は、県に対象施設等の広域的な確保について要請する。
避難所予定施設（福祉避難所等）の一覧は資料編に示す。

8 避難所における広報

避難者への広報は、掲示板への掲示、館内放送、CATV等によって行う。

なお、視覚、聴覚に不自由な要配慮者及び日本語を介さない外国人を考慮し、指定避難所の自治組織、区長・ボランティア等の協力を得て、広報紙、チラシ等の配布、口頭による伝達をするように配慮する。

9 その他

町（本部指令部、総務部）は、避難指示、警戒区域の設定等を解除したときは、その旨公示し、指示の伝達に準じて、町民や防災関係機関に連絡する。

第6 広域避難・広域一時滞在等

1 県内における広域避難及び広域一時滞在

(1) 多可町が被災した場合

町が被災し、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県内他市町域における広域避難又は広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に報告の上、具体的な被災状況、受け入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、県内他市町に被災住民の受入を協議することができる。この場合、可能な限り地区単位に避難先が確保されるよう配慮を要請する。

町は、県に対し、広域一時滞在の協議先とすべき市町及び当該市町の受け入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域一時滞在に関する事項について助言を求めることができる。

(2) 協議先市町

協議を受けた市町は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、避難所を提供する。

(3) 県

県は、被災市町から、広域避難又は広域一時滞在の協議先とすべき市町及び当該

市町の受け入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域避難又は広域一時滞在に関する事項について助言を求められたときは、必要な助言を行うほか、必要な協力を行うよう努める。

2 県外における広域避難及び広域一時滞在

(1) 多可町が被災した場合

町が被災し、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県と協議の上、他の都道府県域における広域避難又は広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状況、受け入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災住民の受入を協議するよう求めることができる。この場合、可能な限り地区単位に避難先が確保されるよう配慮を要請する。

(2) 県

県は、他の都道府県域における広域避難又は広域一時滞在の必要があると認めるときは、関西広域連合に対し、具体的な被災状況、受け入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、広域避難又は広域一時滞在の協議先とすべき都道府県の調整を求めることができる。

県は、他の都道府県に被災住民の受け入れを協議しようとするときは、内閣総理大臣に報告の上、具体的な被災状況、受け入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して協議する。

3 他の都道府県から協議を受けた場合

(1) 県

県は、他の都道府県から被災住民の受け入れの協議を受けたときは、県内の被災状況を勘案の上、受け入れが可能と考えられる市町に協議する。

(2) 多可町が受け入れる場合

町は、県から①の協議を受けたときは、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、避難所を提供する。

4 情報共有

町が被災した場合、広域避難及び広域一時滞在を受け入れた市町の協力を得て、広域避難及び広域一時滞在を行っている被災町民の状況を把握するとともに、被災町民が必要とする情報を確実に伝達する体制を整備する。

町が広域避難及び広域一時滞在を受け入れた場合、被災市町とともに、受け入れた被災住民の状況の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に伝達する体制の整備に努める。

第7 避難所設備の整備

1 スペースの配置

町（生活環境部）は、以下をめやすとして、施設管理者と協力し指定避難所のスペースを配置する。

■スペース例

- | | | |
|------------|----------|-----------|
| ○生活スペース | ○休憩スペース | ○更衣スペース |
| ○洗面・洗濯スペース | ○救護所スペース | ○物資保管スペース |
| ○配膳・配給スペース | ○駐車スペース | |

2 設備・備品の整備

町（生活環境部）は、以下をめやすとして、避難生活に必要な設備・備品を確保し設置する。この場合、気候や要配慮者等に配慮する。

■指定避難所の設備例

- | | | |
|----------|------------|-------|
| ○暖房器具 | ○仮設トイレ（洋式） | ○公衆電話 |
| ○給湯設備 | ○掲示板 | ○間仕切り |
| ○食器、調理器具 | ○清掃用具 | |

第8 帰宅困難者への対策

公共交通機関等の不通により、自力で帰宅することが困難な滞留者、旅行者等に対し、交通機関の管理者等に協力して次のような支援を行う。

1 安全確保と情報提供

公共交通機関は、災害が発生又は発生するおそれがあるときは、利用者等を適切な場所に誘導し、安全を確保する。

町（総務部）は、西脇警察署等と連携し、被災状況や復旧の見通しなどの情報を提供する。

2 町による支援

町（総務部、生活環境部、産業経済部）は、公共交通機関、観光・宿泊施設管理者等と連携して、最寄りの避難所等で必要な支援を行う。

第5節 住宅の確保

〔とりまとめ担当課：定住推進課、税務課〕

災害時における被災者等への住宅の確保対策について定める。

1 住宅の被害認定のための調査

町（総務部）は、以下をめやすとして、住宅の被害認定の調査要員、調査方法並びに判定方針について定める。

なお、県家屋被害認定士制度やGISを活用するなど、早期に家屋被害調査体制を確立し、調査の迅速化を図る。

(1) 第一次調査

被災地域を対象として、総務部は、家屋被害認定士を中心に「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき調査・判定する。

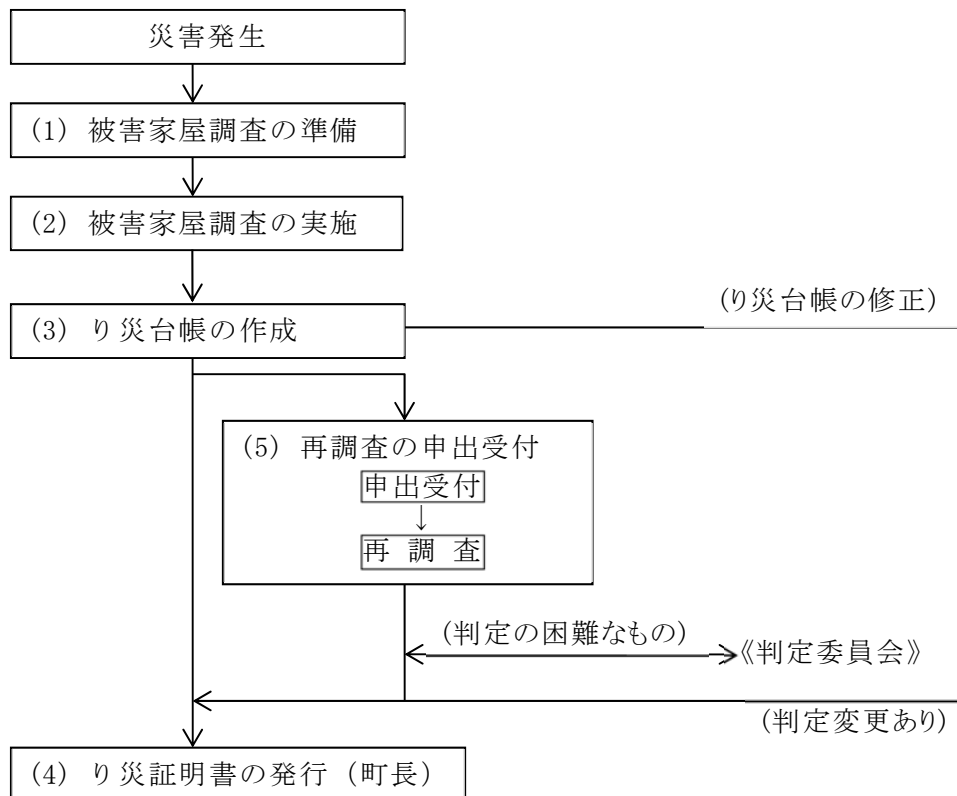
調査に当っては、防疫を担当する部署との連携を図り実施する。

なお、あらかじめ町民に対し、調査を行うこと及び調査手法の概要等を広報するとともに、可能な限り立入調査を実施することによって、判定に正確を期する。

(2) 第二次調査

第一次調査が物理的に不可能な住家、及び第一次調査の結果に関して再調査申請のあった住家等について、実施する。

なお、調査は、可能な限り居住者又は所有者等の立会いのうえで行う。



2 リ災証明書の発行その他

(1) リ災証明書の発行

総務部は、とりまとめた家屋の被害調査の結果並びに北はりま消防本部から提供された調査結果等から「リ災台帳」を作成し、被災者の「リ災証明書」発行申請に対しリ災台帳で確認のうえ発行する。

(2) 再調査の申出と再調査の実施

被災者は、リ災証明の判定に不服がある場合及び物理的に調査ができなかった家屋について、再調査を申し出ることができる。

総務部は、申出のあった被災者の当該家屋について、迅速に再調査を行い、判定結果を当該被災者に連絡するとともに、必要に応じてリ災台帳を修正し、リ災証明書を発行する。

なお、判定の困難なものについては、必要に応じて判定委員会を設置し、判定委員会の意見をふまえ、町長が判定する。

(3) リ災証明書に関する広報

リ災証明書の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、リ災証明書に関する相談窓口を設置するとともに、町ホームページ、広報たか、CATV等により被災者への周知を図る。

■被害認定区分等

被害の種類	認定基準（R3.6.24 内閣府政策統括官通知）
住 家	現実に住家のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校園、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
住家全壊 （全焼・全流失）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 （半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
住家の 大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 30%以上 50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30%以上 40%未満のものとする。
半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 30%未満のものとする。

準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
-----	--

- 注1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- 注2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- 注3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

3 応急仮設住宅の建設

(1) 実施機関

町（生活環境部）は、被災者等への応急仮設住宅の建設及び管理を実施する。

なお、大規模災害等、町で対応が困難と考えられる場合には、県が建設を検討する。

(2) 供与対象

住家が全焼、全壊又は流出した者のうち、自らの資力をもって住宅を確保することのできない者に対し、応急仮設住宅を提供する。

(3) 着工時期

建設に当たっては、災害救助法が適用された場合災害発生の日から20日以内に着工し、速やかな完工に努めるとともに、二次災害の危険がないよう配慮する。また、災害救助法が適用されない場合についても同法に準じることとする。

(4) 供与方法

町（生活環境部）は、平時から、業界の協力を得られるよう努めるとともに、あらかじめ建設可能な土地を把握しておく。

なお、町内での建設業者や資機材の確保が困難な場合、次の事項を可能な限り示して県に建設業者や資機材の供給あっせん等を要請する。

- ① 被害戸数
- ② 設置を必要とする戸数
- ③ 調達を必要とする建設業者数
- ④ 連絡責任者
- ⑤ その他参考となる事項

また、町（生活環境部）は、県と連携し、被災状況や地域の実情等、必要に応じて、民間賃貸住宅を借り上げて供与することとする。

応急仮設住宅の建設候補地一覧は資料編に示す。

(5) 住宅の構造

- ① 住宅の構造は、高齢者、障害者向けの仮設住宅等、可能な限り、入居者の状

況や利便性に配慮する。

- ② 必要に応じ、高齢者、障害者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。

(6) 管理主体

町（生活環境部）が町営住宅に準じて通常の管理を行う。

(7) 生活環境の整備

町（総務部、産業経済部）は、関係各部と協力し、以下のとおり生活環境の整備に努める。

- ① 仮設住宅の整備と併せて、集会施設（ふれあいセンター）等を整備するとともに、地域の自主的な組織づくりを促進する。
- ② 地域の状況により商業施設や医療施設等、生活環境を整備する。また、福祉や医療サービスが必要な独居高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実情に応じたきめ細かな対応を、生活環境部、加東健康福祉事務所、関係団体・事業所等と協力して行う。

(8) 供与期間

災害救助法が適用された場合、応急仮設住宅の供与期間は最高2年間とする。また、災害救助法が適用されない場合についても同法に準じることとする。

4 空家住宅の確保

(1) 対象

町営住宅のほか、町内県営住宅、県内各市町、全国都道府県、住宅供給公社、都市再生機構、雇用・能力開発機構等の空家の確保に努める。

(2) 募集

町（生活環境部）及び提供する事業主体が募集する。

なお、国土交通省の支援により、県は被災者用公営住宅等あっせん支援センターを設置し、情報提供や相談に対応する。

5 住宅の応急修理

町（生活環境部）は、次の措置を講じる。

- (1) 住家が半壊又は半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力をもって住宅の応急修理を実施できない者（半壊及び準半壊）又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（大規模半壊）に対しそのままでは住むことができない状態にあるが、破損箇所を手を加えれば何とか日常生活を営むことができる場合に、居室、炊事場、便所等最小限度の必要な部分について、応急修理を実施する。災害救助法が適用された場合、修理は、災害発生の日から1ヶ月以内に完了することとし、災害救助法が適用されない場合についても同法に準じることとする。
- (2) 建築業者の不足や、建築資機材の調達が困難なときは、県に対し可能な限り次の

事項を示してあつせん、調達を依頼する。

- ① 被害戸数（大規模半壊、半焼・半壊、準半壊）
- ② 修理を必要とする戸数
- ③ 調達を必要とする資機材の品目及び数量
- ④ 派遣を必要とする建築業者数
- ⑤ 連絡責任者
- ⑥ その他参考となる事項

6 住宅等に流入した土石等障害物の除去

町（生活環境部）は、次の措置を講じる。

- (1) 住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、障害物等の除去を実施する。災害救助法が適用された場合、除去に当たっては、災害発生の日から10日以内に完了することとし、災害救助法が適用されない場合についても同法に準じることとする。
- (2) 対応が困難なときは、県に対し、可能な限り次の事項を示して応援を求める。
 - ① 除去を必要とする住家戸数
 - ② 除去に必要な人員
 - ③ 除去に必要な期間
 - ④ 除去に必要な機械器具の品目別数量
 - ⑤ 除去した障害物の集積場所の有無
 - ⑥ その他参考となる事項

第6節 食料・飲料水及び物資の供給

第1 食料の供給

〔とりまとめ担当課：産業振興課〕

災害時における被災者等に対する食料の供給対策について定める。

1 実施機関

(1) 町（総務部、産業経済部）は、関係各部、関係機関・団体の協力を得て、被災者等への食料の供給を実施する。

なお、広域にわたる大災害が発生し、食料の調達が困難な場合は、県に食料の供給及び供給あっせんを要請する。

(2) 防災関係機関は、防災要員に対する食料の供給を実施する。

2 供給対象者

(1) 指定避難所等に収容されている被災者

(2) 住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等の被害を受け、炊事のできない被災者

(3) 病院、旅館・ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者

(4) 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者

3 供給期間

災害救助法が適用された場合、食料の供給については、災害発生の日から7日以内とし、災害救助法が適用されない場合についても同法に準拠することとする。

4 品目

品目としては一般に次のものが考えられる。なお、実施にあたり高齢者、妊産婦、乳幼児、食事制限のある方等のニーズにも配慮する。

(1) 炊き出し用米穀、弁当、おにぎり、パン、育児用調製粉乳等の主食

(2) 即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油、緑茶等の副食・飲料水

(3) 粥、ベビーフード、ミキサー加工食品、とろみ調整剤、アレルギー除去食品等の食事制限や食形態等に配慮した特別な食品

5 食料の供給要請等

町（産業経済部）は、備蓄品では供給が不足する場合、町内の食料品業者などから調達する。

さらに、食料の調達が困難な場合は、産業経済部が次の事項を示して県に災害救助用米穀、乾パン、弁当・おにぎり、パン、育児用調整粉乳、副食等の供給、あっせん

を要請する。

- (1) 供給あつせんを必要とする理由
- (2) 必要な品目及び数量
- (3) 引渡しを受ける場所及び引受責任者
- (4) 荷役作業者の派遣の必要の有無
- (5) その他参考となる事項

なお、災害救助法発動時の災害救助用米穀の供給について、県と連絡がつかない場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省政策統括官に対して引渡しを要請する。

6 食料の輸送・配布等

食料等の輸送・配布等については、以下のとおり行う。

- (1) 食料等の輸送は、供給先（避難所、炊出し施設等）まで食料品業者等が行うよう要請する。
- (2) 食料品業者が輸送できない場合や、物資集積拠点に到着した食料については、町（総務部、産業経済部）が供給先（避難所、炊出し施設等）まで輸送する。
- (3) 災害発生初期において、可能な場合は避難所の調理施設等で炊き出しを行う。
- (4) 避難所における指定避難所開設期間中の炊き出しは、自主防災組織、自治会、ボランティア、自衛隊等を実施協力を要請する。

7 食料の調理、加工

町は、すべての被災者が必要な食事を摂ることができるよう、食料の調理、加工に要する器具、熱源等を設置、提供するとともに、この運用に要する人材の配置について、関係機関等と調整の上、確保する。

- (1) 米穀を幼児から高齢者までが食することができるように炊飯等の加工を行うため、炊飯場を設置する。
- (2) 弁当・おにぎり、米飯、パン、副菜等を「かめない」「飲み込みにくい」人に合わせて調理、加工できるよう、小規模な調理のできる調理場を設置する。
- (3) 育児用調整粉乳を調乳するために必要な清潔なスペース、ほ乳瓶等の必要な器具、器具の洗浄・消毒を行うための資材類が整備された、調乳場を設置する。

第2 応急給水

[とりまとめ担当課：上下水道課]

災害時における被災者等に対する給水対策について定める。

1 実施機関

- (1) 町（上下水道部）は、総務部等関係各部、関係機関・団体の協力を得て、被災者等への飲料水、医療用水及び生活用水の供給を実施する。

(2) 大災害が発生し、応急給水が困難な場合は、県に供給の応援を要請する。

2 給水対象者

災害のために、現に飲料に適する水を得ることができない者。

3 水源及び給水量

(1) 水源

町（上下水道部）は、浄水場、配水池等の水道施設（運搬給水基地）の使用を原則に、予備水源の量、水質等を把握しておき、迅速に対応する。

(2) 給水量

町（上下水道部）は、災害発生から3日以内は、1人1日3リットル、10日目までには3～20リットル、20日目までには20～100リットルを供給することを目標とし、それ以降は、できる限り速やかに被災前の水準にまで回復させる。

なお、町において、水源となる給水施設等は、資料編に示す。

■時期別給水量のめやす

内容 時系列	期 間	1人当たり 水量 (リットル／日)	水量の用途内訳	給水方法と応急給水量の 想定
第1次給水	災害発生から3日間	3	生命維持のため 最小限必要量	自己貯水による利用と併せ 水を得られなかった者に対 する応急拠点給水
第2次給水	4日目から 10日まで	3～20	調理、洗面等最低 限生活に必要な 水量	自主防災組織を中心とする 給水と応急拠点給水
	11日目から 20日まで	20～100	最低限の浴用、洗 濯に必要な水量	
第3次給水	21日目から 完全復旧ま で	100～ 被災前水量	通常給水とほぼ 同量	仮設配管からの各戸給水 共用栓の設置

※期間は、水道が4週間以内に応急復旧を終了することを目標とする。

4 給水方法及び広報

- (1) 町（上下水道部）は、運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水、給水車等による運搬給水を実施し、その時間や場所について広報に努める。
- (2) 上下水道部は、必要な人員、資機材等が不足するときは、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等による要請のほか、県に次の事項を可能な限り明らかにして、他の水道事業者等の応援を要請する。
- ① 給水を必要とする人員
 - ② 給水を必要とする期間及び給水量
 - ③ 給水する場所
 - ④ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
 - ⑤ 給水車両借上げの場合は、その必要台数
 - ⑥ その他必要な事項
- (3) 病院、救護所等へは、最優先で給水する。

5 各団体等への協力・出動要請

町内で飲料水の確保・供給が困難な場合には、兵庫県災害対策本部を通じて、兵庫県企業庁、日本水道協会、他市町、他府県及び企業団体の協力を求めるほか、自衛隊の出動を要請する。

区 分	所在地	電話番号	備 考
兵庫県企業庁水道課	神戸市中央区下山手通 5-10-1	078-341-7711 078-362-3684（直通）	
日本水道協会 兵庫県支部	明石市中崎 1丁目 5-1	078-918-5064	明石市水道部総務課内
兵庫県簡易水道協会	神戸市中央区下山手通 5-10-1	078-341-7711 078-362-3256（直通）	兵庫県健康福祉部 健康局生活衛生課

第3 物資の供給

〔とりまとめ担当課：産業振興課〕

災害時における被災者等に対する緊急物資の供給対策について定める。

なお、町民は、自ら最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品を備蓄し、災害発生時に活用することとする。

1 実施機関

- (1) 町（総務部、産業経済部）は、関係各部、関係機関・団体の協力を得て、被災者等への緊急物資の供給を実施する。

なお、災害救助法が適用された場合は、第2章第4節「災害救助法の適用」に基づき対応する。

- (2) 防災関係機関は、防災要員に対する物資の供給を実施する。
- (3) 広域にわたる大災害が発生し、物資の調達が困難な場合は、県に緊急物資の供給及び供給あっせんを要請する。

2 供給対象者

全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

3 供給期間

災害救助法が適用された場合、物資の供給については、災害発生の日から10日以内に完了することとし、災害救助法が適用されない場合についても同法に準じることとする。

4 品目

品目としては、主に次のものが考えられる。

なお、実施にあたり高齢者や乳幼児等のニーズにも配慮する。

(1) 生活必需品

寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料

※毛布、下着、作業着、タオル、トイレットペーパー、哺乳瓶、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、ポリタンク、懐中電灯、乾電池、卓上コンロ・ボンベ、小型エンジン発電機、ティッシュペーパー、仮設トイレなど、必要性の高い品目には、特に配慮する。

※障害者等に対する車いす、補聴器、ストマ用装具等の補装具など、きめ細かな対応についても考慮する。

(2) 衛生物資（避難所での感染予防のための物資）

消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液）、マスク、ゴム手袋（ディスポーザブル）、液体せっけん、ウェットティッシュ、ペーパータオル、非接触型体温計、使い捨て手袋、ガウン、フェイスガード、間仕切り、養生テープ、段ボールベッド（折りたたみベッド含む）、受付用パーティション、換気設備、除菌・滅菌装置、清掃用具一式、トイレ関連備品一式 など

(3) 応急復旧用物資

シート、テント、鋼材、セメント、土のう袋ほか

(4) 防災関係物資

毛布、簡易ベッドほか

5 調達

町（総務部、産業経済部）は、備蓄品では供給が不足する場合、町内の流通業者などから調達する。

さらに、物資の調達が困難な場合は、産業経済部が次の事項を示して県に緊急物資

の供給、あつせんを要請する。

- (1) 供給あつせんを必要とする理由
- (2) 必要な品目及び数量
- (3) 引渡しを受ける場所及び引受責任者
- (4) 連絡を行う課及び連絡担当者
- (5) 荷役作業者の派遣の必要の有無
- (6) その他参考となる事項

なお、業務が完了するまでの間、緊急物資の在庫量の把握を続ける。

6 輸送・配分

(→第1「食料の供給」の項を参照)

第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等

(関連事項：第3編第3章第2節 救助・救急、医療対策参照。)

第1 精神医療

〔とりまとめ担当課：健康課〕

災害時における精神障害者に対する保健・医療サービスの確保と、被災者のPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対する対応方法について定める。

1 こころのケアチーム（DPAT）活動拠点本部の設置

災害時における精神医療は、以下の(1)、(2)のとおり県が実施する。

町は県が行う、災害による心理的影響を受けやすい高齢者等に対する継続的なケア、きめ細かな配慮に協力する。

(1) 県は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、「ひょうご（DPAT）」活動拠点本部を設置し、被災精神障害者の継続的医療の確保、指定避難所等での精神疾患の急発・急変への救急対応、指定避難所巡回相談等を行う。

(2) 県（加東健康福祉事務所）は、所管地域における「ひょうご（DPAT）」活動拠点本部の設置、管理運営を行う。

(3) 県（精神保健福祉センター）は、「ひょうご（DPAT）」活動拠点本部を中心とした精神保健活動の調整と技術支援を図る。

2 精神科夜間診療体制の確保

県が、夜間における指定避難所等での精神疾患の急発・急変に対応するため、精神科夜間診療対応窓口を設置し、県内の精神病院の協力の下、夜間の入院患者受入れも含め、精神科夜間診療体制を確保する。

3 こころのケアに対する相談・普及啓発活動

町（生活環境部）は、県（精神保健福祉センター、加東健康福祉事務所等）が実施する、こころのケアに関する相談訪問活動、情報提供、知識普及活動に協力する。

4 児童・生徒・園児のこころのケア

（→第3章第16節「教育保育対策」の項を参照）。

第2 健康対策

〔とりまとめ担当課：健康課〕

災害時における健康相談や訪問指導等の健康対策について定める。

1 巡回健康相談の実施

町（生活環境部）は、次の措置を講じる。

- (1) 県や県看護協会と協力して、避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、保健師、看護師等による巡回健康相談及び家庭訪問を行う。
- (2) 県や県看護協会と協力して、仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施するとともに、コミュニティや見守り体制づくりを推進する。
- (3) 県と町は、互いに連携し巡回健康相談や家庭訪問の実施により高齢者・障害者・妊産婦・乳幼児等要配慮者をはじめ、被災者の健康状況の把握に努め、支援が必要な者については、医療機関（医療救護班）やこころのケアチーム等、保健・医療・福祉等関係機関と連携して支援を行う。
- (4) 県と協力して、巡回健康相談や家庭訪問・健康教育により、衛生管理や危険防止を行い、良好な生活環境を確保し、生活習慣病の悪化・増加の防止、感染症や食中毒、高齢者の生活不活発病等の予防に努める。
- (5) 県と協力して、サービス提供に向け保健・医療・福祉関係者、民生委員・児童委員、地域住民等との連携を図るためのコーディネートを行う。

2 巡回栄養相談の実施

町（生活環境部）は、次の措置を講じる。

- (1) 県と協力して、災害時における行政栄養士活動ガイドラインに基づき、県栄養士会等関係団体と連携して、避難所や仮設住宅等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施する。また、加東健康福祉事務所（保健所）は、給食施設等の巡回指導等を実施する。
- (2) 避難所生活が長期化する場合には、食事等について県に助言を求める。
- (3) 県と協力して、避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援する。
- (4) 巡回栄養相談の実施にあたり、県と連携して要配慮者をはじめ、被災者の栄養状態の把握に努める。

第3 食品衛生対策

〔とりまとめ担当課：健康課〕

災害時における食品の衛生管理について定める。

1 食中毒の防止

県（加東健康福祉事務所）は、次の措置を講じる。町（生活環境部）は、これに協力する体制を確保する。

- (1) 食品衛生監視員を食品の流通集積拠点に派遣し、衛生状態の監視、指導を行う。

第3編 風水害等応急対策計画

第3章 円滑な災害応急活動の展開

第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等

- (2) 食品衛生監視員を指定避難所に派遣し、食品の取扱い状況や容器の消毒等について調査、指導を行う。
- (3) 食品関係営業施設の実態を調査し、衛生上問題がある場合には、改善を指導する。

2 食中毒発生時の対応方法

県（加東健康福祉事務所）は、食中毒患者が発生した場合、食品衛生監視員による所要の検査等を行うとともに、原因調査を行い、被害の拡大を防止する。

町（生活環境部）は、これに協力する体制を確保する。

3 食品衛生に関する広報

町（生活環境部）は、県と協力して、梅雨期や夏期等を中心に、災害時の食品衛生に関する広報等を行い、食中毒の未然防止に努める。

第4 感染症対策

〔とりまとめ担当課：健康課〕

災害発生時に感染症の流行を未然に防止するための感染症対策について定める。

1 事前対策

町（生活環境部）は、県の行う以下の対策との連携を図るほか、町民の協力体制の確立等について定める。

- (1) 予防教育と広報活動
- (2) 感染症対策に関する職員の訓練、動員の徹底
- (3) 器具機材の整備

2 災害時感染症対策活動

町（生活環境部）は、次の措置を講じる。

- (1) 予防教育及び広報活動の推進
生活環境部が総務部等関係各部と連携し、予防教育及び広報活動を推進する。
- (2) 清潔方法
塵芥、汚泥などについて、積換所及び分別所を経て、埋立又は焼却するとともに、し尿の処置に万全を期する。
- (3) 消毒方法

町（生活環境部）は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」）に基づく消毒の実施について指示があった場合には、対象となる場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、十分な消毒を行う。

また、災害防疫実施要綱（昭和40年5月10日衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）も参考とすること。

- ① 速やかに次の事項について消毒を実施し、そのために必要な薬剤を保管する。

- ア 飲料水の消毒
- イ 家屋の消毒
- ウ 便所の消毒
- エ 芥溜、溝渠の消毒
- オ 患者輸送用器などの消毒

■薬剤所要量の算出方法

区分	薬剤の種類（例示）	薬剤量算出方法
全壊・半壊家屋	クレゾール	全半壊戸数 × 200 g
	普通石灰	全半壊戸数 × 6 kg
	次亜塩素酸ナトリウム	井戸の数（概数） × 1340ml

② 消毒の実施に当たっては、感染症の発生を防止し、又はそのまん延を防止するために必要な最小限のものとする。

③ 消毒を行う者の安全、並びに対象となる場所の周辺住民の健康及び環境への影響に留意する。

(4) ねずみ族、昆虫等の駆除

① 町（生活環境部）は、感染症法に基づくねずみ族、昆虫等の駆除の実施について指示があった場合には、対象となる区域の状況、ねずみ族、昆虫等の性質その他の事情を勘案し、十分な駆除を行うこと。

県は、次の指定基準に基づき、災害時におけるねずみ族、昆虫等の駆除の対象地域を定める。

なお、地域指定については、災害の性質や程度、感染症のまん延のおそれ等の状況を勘案し、選択的、重点的に行い、できる限り町内の区画（字等）ごとに定める。

ア 県下で被害戸数が 5,000 戸を超える場合

イ 一浸水地域で被害戸数 1,000 戸を超える場合

ウ 県下における市町又はその一部の地域の被害が、次のいずれかに該当する場合

被害率	市町又はその一部の地域の数	※被害率
5 %以上	10 箇所以上	水害：流失、全半壊並びに床上浸水の戸数の合計に床下浸水の戸数の 5 分の 1 を加えた数を総戸数で除した % 震災、火災：全半壊、全半焼の総戸数に対する %
10 %以上	7 箇所以上	
15 %以上	5 箇所以上	
20 %以上	3 箇所以上	
25 %以上	1 箇所以上	

エ 市町又はその一部の地域の被害率が 10 %を超える場合

オ 市町又はその一部の地域の被害率が 5 %以上であって、その被害が集中的か

つ著しいものである場合

カ 町役場などを含む中心地が甚大な被害を受け、町の機能が著しく阻害された場合

- ② 町（生活環境部）は、県の指示に基づき、以下のとおり速やかにねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

ア り災家屋については、無差別に行うことなく実情に応じ重点的に実施する。

イ 家屋内においては、なるべく殺虫効果の高い薬剤を用い、戸外及び塵芥、汚物の堆積地帯に対しては、殺虫、殺そ効果のある殺虫剤を使用する。

- ③ 薬剤、器具などは、次の算出方法により必要量を算出し、確保する。

■薬剤所要量の算出方法

撒布場所、種類例	算出方法
家屋内 1%フェニトロチオン油剤等	指示地域内の罹災戸数×*85.8 m ² ×(1-0.5)×0.05 $\frac{\text{リットル}}{\text{m}^2}$ *家屋面積 39.6 m ² の場合で内部の壁面及びその他の面積
便所等 オルソジクロールベンゾール剤	指示地域内の罹災戸数×1 m ² ×0.06 $\frac{\text{リットル}}{\text{m}^2}$
家屋外及び塵芥等 1.5%フェニトロチオン粉剤等	指示地域内の罹災戸数×56.1 m ² ×15 g / m ² (敷地 56.1 m ² の場合)

④ ねずみ族、昆虫等の駆除に当たっては、感染症の発生を防止し、又はそのまん延を防止するため必要最小限度のものであること。

⑤ ねずみ族、昆虫等の駆除を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意する。

(5) 生活用水の供給等

町（上下水道部）は、県の指示に基づき速やかに生活用水の供給を行うこととし、容器による搬送、ろ水器によるろ過給水等現地の実情に応じた方法によって行う。

(6) 避難所の感染症対策指導等

町（生活環境部）は、県感染症対策担当職員との連携のもとに、指定避難所における感染症対策活動を実施し、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導の徹底を図る。

(7) 報告

町（生活環境部）は、県（加東健康福祉事務所）を經由して県に被害状況・感染症対策活動状況・災害時感染症対策所要見込額を報告する。

3 災害時感染症対策完了後の措置

災害時感染症対策が完了したときは、次の措置を講じる。

- (1) 町（生活環境部）は、災害時感染症対策活動を終了したときは、速やかに災害時

感染症対策完了報告書（災害防疫完了報告書）を作成し、加東健康福祉事務所を経由して県に提出する。

4 感染症対策

町は、県が実施する夏季の腸管出血性大腸菌感染症等、冬季のインフルエンザ（新型含む）、ノロウイルスによる感染性胃腸炎、新型コロナウイルス感染症等感染症防止のための検査や保健指導に協力する。特に抵抗力の弱い高齢者や乳幼児への感染症予防やまん延防止の指導等感染防止に努める。

第5 遺体の火葬等

〔とりまとめ担当課：住民課〕

災害による遺体の火葬等の実施について定める。

1 遺体の引渡し等

- (1) 町（生活環境部）は、遺体を発見した場合は、速やかに西脇警察署に連絡する。
- (2) 西脇警察署は、警察官が死体を発見し、又はこれがある届出を受けたときは、検視その他の所要の処置を行った後、関係者（遺族又は町長）に引き渡す。発見された遺体については、警察署と協力して身元確認作業を行う。
- (3) 町（生活環境部）は、警察署など関係機関と協力の上、遺体収容場所までの遺体搬送を行う。
- (4) 町（生活環境部）は、遺体の引渡しが行われた後に、遺体の処置及び埋葬を実施する。

2 処置班の編成

町（生活環境部）は、遺体が多数の場合、遺体の処置、一時保存、遺族への引き渡し用の遺体安置所を開設するとともに、遺体処置班を編成、派遣する。

3 遺体の処置

- (1) 遺体の見分、身元確認

警察署は、死体取扱規則に基づき遺体の見分を行い、見分後に遺体を遺族に引き渡す。遺体の受取人がない場合は、見分調書を添えて町（生活環境部）に引き渡す。

町（生活環境部）は、警察署と協力して身元不明者の特徴等をまとめ、問い合わせ等に対応する。

警察署は、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収め、関係方面に手配するとともに写真の掲示、縦覧などを行って早期に確認できるよう協力する。

- (2) 遺体の処置

町（生活環境部）は、西脇市多可郡医師会等に遺体の見分を要請する。

また、葬儀業者等から、遺体の洗浄、縫合、消毒、一時保管等の処置の要員と資

機材を確保する。

遺体処置資機材等の調達は、遺体安置所の設置場所を勘案しながら、必要量に応じた手配を行なう。

(3) 処置の期間

災害救助法が適用された場合、遺体の処置を実施する期間は、災害発生の日から10日以内とし、災害救助法が適用されない場合についても同法に準じることとする。

(4) 遺体安置所の設置

遺体安置所の開設予定施設は、以下のとおりとするが、状況により被災現場付近の公共施設等とすることができる。この場合、避難所と併設しないよう努める。

■遺体安置所開設候補施設

地区	施設名
加美区	加美体育館
八千代区	ガルテン八千代体育館

4 遺体の埋火葬

町（生活環境部）は、次の措置を講じる。

(1) 埋火葬の受付

災害総合相談窓口等で、埋火葬許可書を発行する。

(2) 埋火葬

引き取り手のない遺体の火葬は、下記斎場にて行う。遺体が多数のため、下記施設能力では対応困難な場合は、県に近隣市の施設への受け入れを要請し、受け入れ施設と調整して遺体を搬送する。

また、遺族による遺体の搬送が困難なときは、葬儀業者等に協力を要請する。

■火葬施設

施設名	所在地
西脇多可広域斎場やすらぎ苑	西脇市寺内 519

(3) 埋火葬期間

災害救助法が適用された場合、埋火葬を実施する期間は、災害発生の日から10日以内とし、災害救助法が適用されない場合についても同法に準じることとする。

(4) 遺骨の保管

引取り手のない遺骨等を遺留品とともに保管する。保管所は、本庁舎及び各地域局庁舎とする。

5 その他

町（総務部、生活環境部）は、災害総合相談窓口等に、火葬相談室を設置し、遺族の問い合わせ、相談に対応する。

第8節 生活救援対策

災害による被災者の生活の安定を促進するための救援対策について定める。

第1 災害弔慰金等の支給等

〔とりまとめ担当課：福祉課〕

町（生活環境部）は次の措置を講じる。

なお、支援措置の早期実施を図るため、総務部、建設部及び関係各部は、家屋被害認定士を活用して発災後速やかに被災状況を調査し、り災台帳を作成するなど、り災証明書等の交付体制を整備するよう努める。

1 災害弔慰金の支給

「多可町災害弔慰金の支給等に関する条例」の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

2 災害障害見舞金の支給

「多可町災害弔慰金の支給等に関する条例」の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により負傷し又は疾病にかかり、治ったときに精神又は身体に著しい障害がある町民に対して災害障害見舞金を支給する。

3 災害援護資金の貸付

「多可町災害弔慰金の支給等に関する条例」の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しのために災害援護資金の貸付けを行う。

4 災害援護金等の支給

県は、災害対策基本法第2条第1号に該当する災害が発生し、「兵庫県災害援護金の支給に関する規則」に該当するときは、災害援護金等の支給を行う。

町（生活環境部）は、支給該当の災害が発生したときは、総務部に対し広報要請するなど、町民に対する周知徹底を図る。

第2 生活福祉資金の貸付

〔とりまとめ担当課：福祉課〕

社会福祉協議会は、災害を受けたことによる困窮から自立更生するために資金を必要とする低所得世帯に生活福祉資金の貸付を行う。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく条例」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付け対象とならない。

第3 救援物資及び義援物資の受け入れ等

〔とりまとめ担当課：総務課、福祉課〕

町（生活環境部）は次の措置を講じる。

1 受け入れ

- (1) 県と連携して、受け入れを希望する品目を取りまとめ、報道機関等を通して公表する。
- (2) 受入場所は、あらかじめ指定する物資集積拠点をあてる。
- (3) 物資提供の申し出に対しては、物資の仕分けに手間がかからないよう留意するとともに、次のことを確認のうえ受け入れる。
 - ① 品目、数量
 - ② 輸送手段
 - ③ 輸送ルート
 - ④ 到着予定日時
- (4) 県が受け入れ・輸送する物資については、物資リスト（品目・数量、物資の提供者、受け入れ日時等）を確認する。
- (5) 救援物資及び義援物資の受け入れ・保管業務に関しては、総務部、産業経済部等関係各部並びにボランティアの協力を求める。

2 輸送・配布

（→第6節第1「食料の供給」の項を参照）

3 義援物資の配分

- (1) 町（総務部、生活環境部）は、被災者の要望を把握するとともに、避難生活者及び高齢者等の要配慮者を優先して配布できるように配慮する。
- (2) 義援物資に生鮮食料品が混入していた場合、町（総務部、生活環境部）は、その物資の状態を勘案し適切に処置する。
- (3) 町（総務部）は、被災者に対して義援物資配布の場所、日時、方法等の広報を行う。

第4 要配慮者への援護

〔とりまとめ担当課：福祉課〕

町（生活環境部）は、高齢者・障害者等のうち、緊急に社会福祉施設等で保護する必要がある者に対し、一時入所等の措置を講じる。

第5 介護保険における措置

〔とりまとめ担当課：福祉課〕

町（生活環境部）は、災害によって被害を受けた住民に対して、介護保険の特例措置を講じる。

- 1 認定更新期限の延長措置（有効期間満了日から1ヶ月）の周知（介護保険法第28条）
- 2 給付割合の増額（介護保険法第50条、第60条）
- 3 保険料の減免、徴収猶予（介護保険法第142条、町介護保険条例第8、9条）

第6 租税の減免等

〔とりまとめ担当課：税務課〕

町（総務部）は、本庁舎及び各地域局庁舎に各種申請手続きを一括して受け付ける窓口を設置し、災害によって被害を受けた町民に対して町税等の減免、納税延期及び徴収猶予等の受付を行う。

なお、県より社会保険制度の特例措置を講じる旨の通知を受けた場合は、これを町民、事業所等に対し周知徹底を図る。

第7 雇用対策の実施

〔とりまとめ担当課：商工観光課〕

町及び西脇公共職業安定所は、必要に応じて協力・連携して、被災した事業主による雇用の維持、離職者等の生活の安定及び早期再就職を支援するため、雇用保険等の特例措置を含め必要な措置を講じるものとする。

また、事業主に対し復旧工事等における労働災害の防止の啓発、指導に努めることとする。

第8 農業共済金の早期支払い

〔とりまとめ担当課：産業振興課〕

町（産業経済部）は、県の指導を受けて、農業共済金の早期支払い、農業共済事業への加入の促進に努める。

第9節 要配慮者支援対策

〔とりまとめ担当課：福祉課〕

高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、病弱者並びに外国人等の要配慮者に対する迅速、的確な対応について定める。

1 要配慮者体制の確保

町（生活環境部）は、災害対策本部が設置された場合、要配慮者支援対策の実施状況や関係機関等の支援を行うために、部内に関係各課等の職員から構成される専任の「要配慮者支援チーム」を設置する。

2 情報提供

町（生活環境部）は、県と協力し、高齢者・障害者等要配慮者に対する情報提供ルールの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。

(1) 情報伝達ルート…自治会長、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団、社会福祉協議会、地域のボランティア等

(2) 伝達手段……………広報資料、広報誌(紙)、CATV(文字放送含む。)、ファクシミリ、インターネット、携帯電話メール、広報車、防災行政無線、緊急情報発信システム等

(→第11節第1「災害広報」の項を参照)

3 避難対策

町（生活環境部）は次の措置を講じる。

(1) 自治会長、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団、福祉関係者などによる避難支援計画に沿って、要配慮者の避難誘導が的確に行われるよう努める。

(2) 名簿等の活用により居宅に取り残された要配慮者の迅速な発見に努める。特に地域での情報共有のための同意が得られない要配慮者で、自助、共助による対応が困難な者について、重点的に確認を行う。

(3) 要配慮者に配慮して、福祉避難所の開設や、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等多様な避難場所の確保に努める。

(4) 避難所等において要配慮者用の窓口を設け、要配慮者の把握とニーズ調査、相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を行う。

(5) 県と協力して、援護の必要性の高い者について、設備の整った特別施設や社会福祉施設における受け入れを進め、緊急に施設で保護する必要がある者に対しては、一時入所等の措置を講じる。受け入れ先への搬送にあたって、町有車両で不足する場合には、県や福祉関係者に搬送を要請する。(→第4節「避難対策」の項を参照)

4 安否確認・救助・避難誘導

町（生活環境部）は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、地域の避難支援組織、福祉サービス事業者や支援団体を通じて要配慮者の安否確認を行い、救助、避難誘導を迅速・的確に行う。

5 生活支援

町（生活環境部）は次の措置を講じる。

(1) 被災者ローラー作戦の実施

負傷や慣れない避難生活等によって要援護状態に移行してしまう被災者の存在も想定し、自治会・自主防災組織や民生委員・児童委員の協力の下、保健師、看護師、助産師等を中心に避難所への巡回健康相談や全戸の家庭訪問を行い、要配慮者の健康状態や福祉ニーズの確認に努める。

(2) 要配慮者トリアージの実施

ローラー作戦による調査結果を踏まえ、要配慮者の優先度、ニーズに応じ、医療機関への入院、社会福祉施設への緊急入所、福祉避難所への移送あるいは被災地外への避難等の保健・医療や福祉サービスを調整する。

(3) 専門家による支援

医師、看護師、保健師、臨床心理士、理学療法士、ホームヘルパー等の専門家による支援チームを設置するなどして必要な支援を迅速に提供し、必要に応じて医療機関等へ適切につないでいく仕組みを構築する。

町は県に保健師等の専門人材、こころのケアチーム（ひょうご DPAT）の派遣等の等の要請を行う。

(4) 避難場所の確保

要配慮者に配慮して、福祉避難所の開設や、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める。

(5) 避難所等における配慮

① 相談窓口の設置

避難所等において要配慮者用の窓口を設け、要配慮者の把握とニーズ調査、相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を行う。

② 食料、生活必需品の供給

粉ミルク、やわらかい食品、おむつやポータブル便器等要配慮者のニーズに対応した食料、生活必需品の供給に配慮する。

③ 福祉サービスの提供

福祉サービスが必要な独居高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、きめ細かな対応に努める。その際、避難所においても介護保険サービスの利用が可能であることに留意する。

④ 快適な空間の確保

要介護高齢者や妊産婦が静養しやすいよう、専門スペースの確保に努める。

6 住宅支援

町（生活環境部）は次の措置を講じる。

- (1) 県と協力し、避難所、仮設住宅、恒久住宅の構造について、可能な限り、高齢者、障害者等の要配慮者の状況や利便性に配慮する。
- (2) 県と協力し、仮設住宅について、必要に応じて高齢者、障害者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。（→第5節「住宅の確保」の項を参照）

7 社会福祉施設の被害状況調査の実施、福祉相談窓口の設置

町（生活環境部）は、次の措置を講じる。

- (1) 県と協力し、社会福祉施設の被害状況調査を行う。
- (2) 県と協力して、コミュニケーション手段に配慮した、福祉に関するあらゆる相談に対応できる窓口を設置する。

8 外国人への情報伝達等

町（総務部）は、県と協力して、外国人の被災情報を把握するとともに、外国語による情報提供、相談を行う。

- (1) 外国人の被災情報の把握

① 安否確認

県、県警察本部、外国人団体等と相互に連絡して、安否確認（外国人の死亡者数確認）を行う。

② ニーズの把握

外国人団体等に照会してニーズを把握する。

- (2) 外国人等への情報提供

インターネット、CATVなどによる多言語での情報提供メディアを通じて、外国人及び関係者に広報するとともに、必要に応じて、ボランティア、NGO団体の協力を確保して、相談窓口や多言語による情報提供を行う。

なお、県は、「ひょうごE（エマージェンシー）ネット」をはじめ、インターネット、FM放送、コミュニティFMなどメディアを通じて多言語で情報提供を行う。

9 震災障害者（震災で障害を負った方）への対応

町（生活環境部）は、県と協力し、震災障害者の把握に努め、必要に応じてこころのケア等の支援を行うとともに、医療や支援に関する情報の提供、総合的な相談を実施する。

震災障害者は入院等で被災地外に異動する場合があります、また、障害が固定するまでに数年を要する場合もあることを考慮して所在の把握や支援を行う必要がある。

10 震災遺児（震災で親（保護者）を亡くした子ども）への対応

(1) 震災遺児の把握と支援の実施

町（教育部）は、県と協力し、震災遺児の把握に努め、必要に応じて保護やこころのケア等の支援を行うとともに、保護者に対して、育児や就学に関する情報提供・相談や、必要に応じてこころのケアを行う。

震災遺児の把握・支援に際しては、死者の住所地が被災地内に限らないことを考慮し、全県体制を整備する。

(2) 民間支援団体等との連携

震災遺児に対する支援を行う民間支援団体等との連携を図る。

第10節 愛玩動物の収容対策の実施

〔とりまとめ担当課：生活安全課〕

災害で被災放置された愛玩動物の収容対策等について定める。

1 実施機関

獣医師会及び動物愛護団体は、連携・協力して動物救援本部を設置し、県等の指導・助言のもと愛玩動物の収容対策を実施する。

2 実施方法

(1) 動物救援本部は、次の事項を実施する。

- ① 飼養されている動物に対する餌の配布
- ② 負傷した動物の収容・治療・保管
- ③ 放浪動物の収容・保管
- ④ 飼養困難な動物の一時保管
- ⑤ 動物の所有者や里親探しのための情報の収集、提供
- ⑥ 動物に関する相談の実施等

(2) 県は、次の事項について動物救援本部を支援する。

- ① 被災動物救護体制の整備
- ② 犬の登録頭数や猫の飼育統計についての情報提供
- ③ 動物の応急保護収容施設設置のための調整等

(3) 町（生活環境部）は、同行避難した愛玩動物の避難所における飼養管理が適切に行われるよう必要な措置を講じるとともに、動物救援本部に対し、必要に応じ、その状況等を情報提供する。

(4) 愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することがないように、適切な対応に努める。

(5) 死亡動物の収容・処理

災害によって死亡した牛、馬、豚、羊、犬、猫等（以下「死亡獣畜」という。）は、所有者が処理することを原則とするが、所有者が不明の場合又は自らの資力でこれを処理できない場合は、町が収集・処理を行う。

生活環境部は、死亡獣畜発見者の連絡を受けたときは、直ちにその状況を調査し、必要に応じて家畜防疫員の見分を受けるとともに、消毒その他の衛生処理を実施する。死亡獣畜は直ちに収集し、関係機関が協議のうえ焼却又は埋却する。

第11節 災害情報等の提供と相談活動

(関連事項：第3編第2章第2節 災害情報の収集・伝達及び報告参照。)

第1 災害広報

〔とりまとめ担当課：総務課〕

災害時に被災者をはじめとする住民に対して各種情報を迅速、的確に提供するための広報対策について定める。

1 基本方針

(1) 広報の内容

各機関は、被災状況・応急対策の実施状況・町民のとるべき措置等について積極的に広報する。

また、広報事項の内容について確実な責任機関から入手するとともに、広報の実施機関名等を記して広報する。

広報内容は、次の項目のほか、被災者等のニーズに応じた多様な内容をわかりやすい言葉で提供する。

なお、町民への伝達に当たっては、風水害時に田畑等の状況等を確認に行き被災している例など、最近の被災動向を考慮し、こうした被災を防止するため、あらゆる機会を捉えて注意喚起を行うとともに、コミュニティレベルで申し合わせるなど、その徹底に努めることとする。

- ① 被災状況（道路冠水情報等を含む。）と応急措置の状況
- ② 避難の必要性の有無（避難指示等の発令状況等）
- ③ 指定避難所の設置状況
- ④ 道路状況・交通規制状況（橋梁通行止め情報を含む。）及び各種輸送機関の運行状況
- ⑤ ライフラインの状況
- ⑥ 医療機関の状況
- ⑦ 感染症対策活動の実施状況
- ⑧ 食料、生活必需品、燃料の供給状況
- ⑨ 相談窓口の設置状況
- ⑩ その他町民や事業所のとるべき措置
 - ア 火災・土砂災害・危険物施設等に対する対応
 - イ 電話・交通機関等の利用制約
 - ウ 食料・生活必需品の確保

(2) 広報の方法

各機関は、記者発表等による情報提供のほか、あらゆる媒体を活用して広報に努める。

- ① 町防災行政無線の活用
- ② C A T V への情報提供

- ③ インターネット、ファクシミリ等による広報
- ④ 広報車の活用
- ⑤ 災害情報共有システム（Ｌアラート）の活用
- ⑥ 公共掲示板の活用
- ⑦ 広報紙による情報提供
- ⑧ 災害関連情報誌（紙）の発行・配布

2 町による広報

町（総務部）は、次の措置を講じる。

(1) 災害時の広報体制

① 災害広報責任者

災害広報責任者は、総務部長とする。

② 広報資料の作成

総務部は、広報を統括し、町各部と連携して、それぞれの部に関する広報資料の作成等を依頼する。

(2) 災害情報の収集

災害情報の収集について「情報の収集・伝達体制の整備」の項に定めるところによるほか、被災者に十分な配慮を図りつつ、次の要領によって収集する。

- ① 職員を現地に派遣して災害現場写真を撮影する。
- ② 町及び関係機関が撮影した写真を収集する。
- ③ 災害の状況により、特別調査班を編成し、現地に派遣し、資料を収集する。
- ④ 自治会長や自主防災組織と連携して、災害情報を収集する。

(3) 広報の実施

① 報道機関との連携

ア 記者発表は原則として、災害広報責任者が行う。

イ 災害プレスセンターを設置し、記者発表の定例化を図る。

ウ 必要に応じ第11節第3「災害放送の要請」に定めるところにより、放送の要請を行う。

② 町民に対する広報

ア 町民や被災者に対し、必要な情報や注意事項及び町の対策などを広報する。

イ 町防災行政無線（同報系）、町ホームページ、たかちょう防災ネット、CATV、広報車、定期又は臨時の広報誌（紙）等の自主広報媒体等を活用し、災害情報の周知徹底を図る。

ウ 避難所等への情報提供

生活環境部等関係各部や自治会長、自主防災組織と協力し、避難所、応急仮設住宅（借り上げを含む）、在宅被災者、帰宅困難者等に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。

(ア) 情報提供ルート…避難所の職員・施設管理者、巡回員等

(イ) 伝達手段……………掲示板、広報資料、広報誌（紙）、町ホームページ、CA

TV、電話、ファクシミリ等

エ 町外避難者への情報提供

県と協力し、町外に避難した者に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。

(ア) 情報提供ルート…受入避難先の広報担当・避難担当部署、受入施設の管理者等

(イ) 伝達手段……………広報誌（紙）、ファクシミリ、インターネット等

オ 障害者・高齢者等に対する情報提供

(→第9節「要配慮者支援対策」の項を参照)

カ 外国人に対する情報提供

(→第9節「要配慮者支援対策」の項を参照)

3 県、防災関係機関の広報

県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、それぞれ定めるところにより広報を実施する。

第2 災害相談

〔とりまとめ担当課：住民課〕

被災者又は関係者からの家族の消息、医療、生活必需品、住居の確保や融資等についての相談、要望、苦情等に応ずるための相談活動について定める。

1 町における相談窓口

町（生活環境部）は、町民又は関係者からの問い合わせや生活相談に迅速に対応するため、本庁舎と各地域局庁舎に災害時総合相談窓口を設置する。

災害時総合相談窓口には、次のような区分による相談窓口を開設し、各部から担当者を配置する。

- (1) 避難者、負傷等救助者に関すること（生活環境部）
- (2) 行方不明者及び遺体（埋火葬許可書の発行を含む。）に関すること（生活環境部）
- (3) 外国人に関すること（総務部）
- (4) 食料、飲料水、救援物資等に関する問い合わせ（生活環境部）
- (5) り災証明書に関すること（総務部）
- (6) 土砂災害及び道路、河川に関すること（建設部）
- (7) 上下水道に関すること（上下水道部）
- (8) 保健、福祉、防疫、災害弔慰金、義援金、生活福祉資金及びボランティアに関すること（生活環境部）
- (9) 住宅、医療、ごみ、し尿及び環境に関すること（生活環境部）
- (10) 農林業に関すること（産業経済部）
- (11) 商工業、雇用に関すること（産業経済部）

2 町民からの意見、要望等への対応

町各部は、町民からの相談等で、十分に情報がないものについては、関係機関等と速やかに連絡を取り情報を収集するとともに、即時対応に努める。

また、町民からの意見、要望等についても、可能な限り聴取し応急対策に反映させる。

3 県による相談活動

県は、災害発生直後から寄せられる、災害に関する多様な照会や相談に対応するため、通常の県民相談窓口に加えて、災害関連総合相談窓口や災害専門相談窓口を設置し、災害広報部門との連携のもと効果的な情報提供、相談業務等を行う。

第3 災害放送の要請

〔とりまとめ担当課：生活安全課〕

災害時における放送要請等について定める。

1 災害時の放送要請

災害に関する通知、要請、伝達又は警告のため、NHK神戸放送局、サンテレビジョン、ラジオ関西、兵庫エフエム放送、毎日放送、朝日放送、関西テレビ放送、読売テレビ放送、大阪放送（ラジオ大阪）、FM802（FM C0・C0・L0）の利用が適切と認める場合は、次に掲げる事項を明らかにして、県に「災害時における放送要請に関する協定」に基づく放送要請を依頼する。

やむを得ない場合は、放送局に直接連絡する。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 放送希望日時
- (4) その他必要な事項

2 緊急警報放送

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、多くの人命、財産を保護するため、避難勧告等、緊急に町民に対し周知する必要がある場合は、NHK神戸放送局に対する、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第57条に基づき、無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）第138条の2に定める緊急警報信号を使用した放送（以下「緊急警報放送」という。）の要請を、県知事に依頼する。

やむを得ない場合は、放送局に直接連絡する。

なお、緊急警報放送により放送要請できる事項は次の通りである。

- (1) 町民への警報、通知等

- (2) 災害時における混乱を防止するための指示等
- (3) 前各号のほか、知事が特に必要と認めるもの

3 町、県と放送事業者等の連携強化

- (1) 町は、高齢種等避難及び避難指示を発令したときは、原則として放送事業者及び県へ速やかに伝達する。
- (2) 町、県、放送事業者は、災害時における連絡方法、避難指示等の連絡内容等についてあらかじめ定めるとともに、関係機関の防災連絡責任者を定めたリストを作成し、共有する。
- (3) 町は、コミュニティFMやCATVなど地域メディアとの間で情報提供等に関する協定を締結するなど、連携強化に努める。

第12節 廃棄物対策

〔とりまとめ担当課：生活安全課〕

第1 ガレキ対策

災害により発生したガレキ（災害廃棄物）処理の対策について定める。

1 災害発生後の対応

町（生活環境部）は、北播磨清掃事務組合みどり園、関係団体、事業所等と協力して、次のとおりガレキ対策を実施するものとし、詳細は、「多可町災害廃棄物処理計画（令和5年3月）」に拠る。

(1) 情報の収集及び連絡

損壊建物数等の情報を収集し、ガレキ処理の必要性を把握し、県に連絡する。

(2) 選別・保管・消却等の可能な仮置場の確保

ガレキの処理に長時間を要する場合があることから、十分な仮置場を確保する。

2 処理作業

町（生活環境部）は、次のとおり処理作業を実施する。

(1) 全体処理量の把握

計画的に処理を実施するため、速やかに全体処理量を把握する。

(2) 処理方法

把握した全体処理量から、必要な運搬・処理体制を検討し、分別、再利用・再資源化に留意し、適切な方法で処理する体制、資機材を確保する。

また、必要に応じ、被災地区に仮集積所を開設する。

アスベスト等の有害物については、汚染物質の発生を防ぎ、適正に処理する。

(3) 撤去作業

撤去するガレキは、危険なもの、通行上支障のあるもの等から優先的に撤去する。

撤去作業は、建設業協会と連携・協力し、必要な人員、機材等を確保する。

(4) 県等への応援要請

近隣市町等の応援のみでは最終処分までの処理ルートが確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して広域的な応援を要請する。県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、県に処理に関する事務委託を行うこととする。さらに、県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行う。

加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

3 その他

災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するた

めの必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分及び応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

第2 ごみ処理対策

災害により発生したごみ処理対策について定める。

1 災害発生後の対応

町（生活環境部）は、西脇多可行政事務組合みどり園、関係団体、事業所等と協力して、次のとおりごみ処理を実施するものとし、詳細は、「多可町災害廃棄物処理計画（令和5年3月）」に拠る。

(1) 情報の収集及び連絡

指定避難所等の避難人員及び場所を確認し、当該指定避難所等におけるごみ処理の必要性や収集処理見込みを把握する。

(2) ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みの把握

西脇多可行政事務組合みどり園（ごみ処理施設）の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、必要に応じ、処理施設の応急復旧体制、仮置場を確保する。

2 処理作業

(1) 生活ごみ、粗大ごみの収集、処理開始と収集の完了

避難者の生活に支障が生じることがないように、指定避難所等における生活ごみを分別しつつ、処理を適切に行うとともに、災害により一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについては、遅くとも3～4日以内には収集を開始し、7～10日以内には収集を完了することを目指す。

分別区分は、少なくとも可燃、不燃、粗大、畳、廃家電の5分別とする。

(2) ごみの仮置場の確保

ごみ等を早期に処理できない場合には、収集したごみの破砕・分別など、受け入れ先に応じた仮置場を確保するとともに、その管理については、生活環境及び公衆衛生上十分配慮する。

また、破砕が必要なごみを処理する重機の確保や仮置場への不法投棄の監視体制を確保する。

(3) 県等への応援要請

① 生活ごみ等の収集・処理に必要な人員・処理運搬車両や処理能力が不足する場合には、近隣市町等に応援要請を行う。

② 近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、県に対して、広域的な支援の要請を行う。

なお、県は、同協定に基づき、県内市町による応援体制を調整する。

第3 し尿処理対策

災害により発生したし尿処理の対策について定める。

1 災害発生後の対応

町（生活環境部）は、氷上多可衛生事務組合、関係団体、事業所等と協力して、次のし尿処理を24時間以内に実施するものとし、詳細は、「多可町災害廃棄物処理計画（令和5年3月）」に拠る。

(1) 情報の収集及び連絡

指定避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況等を勘案のうえ、当該指定避難所等の仮設トイレの必要数や、し尿の収集・処理見込みを把握する。

(2) し尿処理施設の被害状況と稼働見込みの把握

し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、必要により、応急復旧体制を確保するとともに、仮設トイレを指定避難所等に設置する。

なお、あらかじめ仮設トイレ所の備蓄等その確保を図るとともに、設置した際の清掃等その管理体制の整備に努める。

(3) 消毒剤等の資機材の準備、確保

仮設トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤等を確保し、十分な衛生上の配慮をする。

(4) し尿収集・処理計画

要収集地域内住宅及び仮設トイレ等のし尿の収集・処理計画を作成し、許可業者等に収集を要請する。

(5) 県等への応援要請

① し尿の収集・処理に必要な人員・処理運搬車両等の確保に当たり、処理能力が不足する場合には、近隣市町等に応援要請を行う。

② 近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、県に対して、広域的な支援の要請を行う。

第13節 環境対策

〔とりまとめ担当課：生活安全課〕

災害による工場からの有害物質（大気汚染防止法及び水質汚濁防止法に規定されているもの）の漏洩や廃棄物処理に伴う環境汚染等の防止対策について定める。

1 災害発生直後の対応

町（生活環境部）は、関係機関及び工場・事業場と連絡を取って、県が実施する有害物質の漏出等の有無、汚染状況、原因等、必要な情報の迅速かつ的確な収集に協力する。

2 応急対策

町（生活環境部）は、次の措置を講じる。

(1) 環境モニタリングの実施

県が行う、災害の状況、工場の被災状況に応じた環境モニタリング調査について、その測定場所の選定、確保及び現場立会いを行う。

(2) 被災工場・事業場に対する措置

県と協力して、被災地域の有害物質を使用する工場に対して現地調査を実施し、環境関連施設の被災状況の調査、有害物質の漏出状況及び環境汚染防止措置の実施状況を把握するとともに、環境汚染による二次災害防止のための指導を行う。

(3) 建築物の解体撤去工事等に対する措置

県と協力して、被災により損壊した建築物の解体撤去工事において生じる、粉じんや石綿の飛散を防止するため、建築物の損壊状況の実態調査を行うとともに、当該建築物等の所有者及び解体工事事業者等に対し、粉じんや石綿の飛散防止等環境保全対策を実施するよう指導する。

(4) 環境情報の広報

工場からの有害物質の漏出による大気、公共用水域、地下水及び土壌の汚染等により、町民の生命身体に危険が生じる恐れがある場合は、県と連携して、直ちに関係機関に連絡するとともに、報道機関の協力等により広報を行い、一般への周知を図る。

第14節 災害ボランティアの要請・受入れ

〔とりまとめ担当課：福祉課〕

大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合における災害ボランティアの派遣・受入れについて定める。

1 ボランティアの出動要請など

(1) ボランティア活動を行う民間団体

- ① 防災ボランティアとして登録された個人及び団体
- ② 日本赤十字奉仕団、各種社会福祉事業団体、青年団体、婦人団体、商工団体、農林水産団体
- ③ 大学、高校、専修学校、各種学校等の学生、生徒
- ④ その他県に対し奉仕活動を申し入れた団体等

(2) ボランティアの出動要請

災害の規模、程度によっては、日本赤十字奉仕団、社会福祉協議会の関係者等に対し、協力要請をするものとする。

2 災害ボランティアの受入れ

町（生活環境部）は、町社会福祉協議会に、次の受け入れ措置を講じるよう要請するとともに、部内に災害ボランティア担当チームを編成し、連絡業務にあたらせる。

(1) 災害ボランティアの受入体制

大規模災害等が発生した場合、主として次の活動について、ボランティアの協力を得ることとし、受入・紹介窓口を開設する。

〈 災害ボランティアの主な活動内容 〉

- ① 災害情報、生活情報等の収集、伝達
- ② 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
- ③ 救援物資、資機材の配分、輸送
- ④ 軽易な応急・復旧作業
- ⑤ 災害ボランティアの受入・紹介事務

ボランティアの受入窓口となる災害ボランティアセンター、災害ボランティア本部は、多可町稲荷コミュニティセンターに、また、ボランティアセンター各地域支部をかみ総合福祉センター及び八千代地域局に設置し、相互に緊密な連携をとるものとする。

(2) 災害ボランティアの確保と調整

町は、被災地域におけるボランティアニーズをみながら、社会福祉協議会、日本赤十字社、各ボランティア団体と連携し、必要な災害ボランティアの確保とそのコーディネート及び情報提供など、ボランティアが円滑に活動できるための各種の支援に努める。

(3) 災害ボランティアの受入れ・派遣に当たっての基本事項

ボランティアの受入・紹介窓口、ボランティア団体、ボランティア・コーディネート機関等は、ボランティアの受入れ、派遣に当たっては、特に、次の事項を遵守する。

- ① 被災地の住民・自治会のボランティア受入れについての意向に配慮すること。
- ② ボランティアに対し、活動内容、現地の状況、ボランティア保険の加入など最低限の予備知識を持ったうえで、救援活動に参加するよう周知すること。
- ③ ボランティアの身分が被災地住民にわかるようにすること。
- ④ ボランティアに対し、被災地住民に負担をかけずに活動できる体制を整えて、救援活動に参加するよう周知すること。
- ⑤ ボランティアニーズは、時間の経過とともに変化するもので、それに併せて、ボランティアの希望や技能を把握し、活動のオリエンテーションをした上で派遣するよう努めること。
- ⑥ ボランティア、特にボランティア、スタッフに対して、レスパイトケア（一時的に現地を離れて休息をとる）の期間を持つよう配慮すること。
- ⑦ 被災地と後方支援との役割分担やネットワークを図るため、両者のネットワークのための会議を開催すること。
- ⑧ 町は、災害ボランティアと自主防災組織等地域住民との連携や円滑な関係づくりに努めること。
- ⑨ 感染症の拡大が懸念される状況下では、感染予防措置を徹底すること。

第15節 ライフラインの応急対策

〔とりまとめ担当課：総務課〕

町（本部指令部）は、ライフラインの早急な復旧に向けて各関係機関との連絡体制を確立し、災害情報及び対策状況等の情報を共有する。

第1 電力の確保

〔実施担当機関：総務部、関西電力送配電㈱〕

災害により機能が停止した電力の早期復旧のための対策について定める。

1 多可町の応急対策

(1) 被害状況等の情報収集

町（総務部）は、関西電力送配電㈱のほか、県警察本部、消防機関等防災関係機関と連携し、被害状況等の情報収集に努める。

(2) 広報の実施

被害状況、復旧状況等、住民が必要とする情報について、適切な広報を行う。

(3) 優先復旧等

- ① 応急対策上の必要性や被害状況等を勘案して、特に必要があると認める施設については、関西電力送配電㈱に対し、当該施設等を優先的に復旧するよう要請する。
- ② 関西電力送配電㈱から復旧用資機材置場の確保等の応援を求められたときは、応急対策に支障のない範囲で支援を行う。
- ③ 被害状況、応急対策の実施状況等を勘案し特に必要があると認めるときは、関西電力送配電㈱に対し、送電停止を含む適切な危険予防措置を講じるよう要請する。
- ④ 情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。

2 関西電力送配電㈱の応急対策

(1) 災害発生直後の対応

① 応急対策要員の確保

ア 協力会社等も含め、応急対策（工事）に従事可能な要員をあらかじめ調査し、把握する。

イ 非常災害時における特別組織の構成により、動員体制を確立すると同時に連絡方法を明確にする。なお、交通途絶や対策要員自身の被災により参集困難となった場合の対応要領についてあらかじめ定めておく。

ウ 社外者（協力会社等）及び他電力会社に応援を求める場合の連絡体制を確立するとともに、応援の受入れ、管理及び指揮の体制を確立する。

② 非常災害時の体制

非常災害が発生した場合には、規模、その他の状況により、非常災害に係る復旧対策を推進するために非常災害対策本部等の対策組織を設置し、被害復旧等応急対策を実施する。

なお、非常災害が発生するおそれがある場合にも、予防対策を推進するために対策組織を設置する。

③ 被害状況の把握

ア 電力設備の被害状況を把握し、復旧対策に当たる。

イ 電力設備のみならず、道路の被害状況等の災害全般にわたる被害状況を把握する。

④ 応急復旧用資機材の整備、確保

ア 保有資機材を確認し、在庫量を把握する。

イ 応急復旧資機材を緊急に手配する。

ウ 道路情報を入手の上、応急復旧用資機材の運搬方法、ルート等を検討し、輸送手段を確保する。

エ 緊急用資機材の現地調達及び使用に関する県又は市町との連携を確保する。

オ 災害時において、復旧用資機材置場としての用地確保の必要があり、かつ自社単独の交渉によってはこれが遅延すると思われる場合（他人の土地を使用する必要がある場合等）には、県又は市町に要請して確保を図る。

(2) 復旧作業内容

① 復旧順位

復旧計画の策定および実施に当たり、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。

なお、必要に応じ自治体と連携し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設の復旧を優先する。

② 復旧作業の現状と見通し等の伝達、広報

ア 電力設備の被害状況、供給状況、復旧作業の現状と見通し等について、防災関係機関、報道機関に対し、迅速かつ的確に情報を伝達する。

イ 停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。また、公衆感電事故や電気火災を防止するための広報活動を行う。

この広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、SNSおよびLアラート等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

(3) 災害時における危険予防措置

電力需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として送電を継続するが、災害の被害及び火災の拡大等に伴い感電等の二次災害のおそれのある場合で、関西電

力送配電が必要と認めた場合、又は、県、町、県警察本部、消防本部等から要請があった場合は、送電停止を含む適切な危険予防措置を講じる。

なお、送電を再開するに当たっては、前述の事象が解消され、かつ安全を確認した上で送電を行う。

(4) 災害時における電力の融通

災害の発生により、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、広域機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

第2 ガスの確保

〔実施担当機関：総務部、(一社)兵庫県LPガス協会〕

災害により機能が停止したガスの早期復旧のための対策について定める。

1 多可町の応急対策

(1) 被害状況等の情報収集

町（総務部）は、(一社)兵庫県LPガス協会、県警察本部、消防本部等防災関係機関と連携し、被害状況等の情報収集に努める。

(2) 広報の実施

被害状況、復旧状況等、住民が必要とする情報について、適切な広報を行う。

(3) 優先復旧等

① 応急対策上の必要性や被害状況等を勘案して、特に必要があると認める施設については、(一社)兵庫県LPガス協会に対し、当該施設等を優先的に復旧するよう要請する。

② (一社)兵庫県LPガス協会から復旧用資機材置場の確保等の応援を求められたときは、応急対策に支障のない範囲で支援を行う。

③ 情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。

2 (一社)兵庫県LPガス協会の応急対策

(1) 災害発生直後の対応

① 災害対策本部の設置

大規模な災害が発生した場合には、直ちに(一社)兵庫県LPガス協会内に、県LPガス災害対策本部を設置し、関係機関、関係団体等と連携して被害を最小限にとどめる措置を講じる。

② 情報の収集伝達

防災組織を通じ、各地区から被害情報の収集に努めるとともに、防災関係機関に対し、迅速かつ的確に必要な情報を伝達する。

(2) 応急対策の実施

① 緊急措置の周知

㈱ラジオ関西との「災害時におけるＬＰガスの二次災害を防止するための放送協定」によるＬＰガスの対応についての自動放送による周知を図る。

② ローラー作戦の展開

ＬＰガス消費家庭等が、災害のため広範囲にわたって被害を受け、ＬＰガス容器並びにガス供給管等に損傷があった場合、又は点検調査が必要となった箇所に対する対応については、各防災事業所がキーステーションとなり、応急対策を実施する。

③ 危険個所からの容器の撤収

ブロック塀や家屋の下敷きになっている容器など、危険な状態にある容器の撤収については、消防本部等との協力を得て迅速に回収する。

④ 要配慮者対策

ＬＰガス販売事業者は、あらかじめ保安台帳等により、高齢者・身体障害者等の家庭をチェックし、災害時には最優先で点検調査、安全対策等を実施する。

(3) 復旧対応

① ＬＰガスの供給

要請により病院、避難所等を優先に、ＬＰガスの供給を行う。

② 電話相談窓口の開設

災害対策本部及びキーステーションに、ＬＰガス電話相談窓口を開設し、町民の要望に対応する。

③ 不要容器の回収

不要となったＬＰガス容器については、町の廃棄物担当セクションと連携を取りながら、迅速に回収する。また、災害時に使用する容器には、不要になった時の返却・連絡先を明記した荷札を取り付けるなど、返却を周知する。

④ 要員の確保

県内の事業者だけで復旧を図ることが困難な場合は、近畿ＬＰガス防災協会連合会の相互応援協定等に基づき、他府県から協力を得る。

第3 電気通信の確保

〔実施担当機関：総務部、西日本電信電話（株）、（株）ＮＴＴドコモ関西、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株）、ＫＤＤＩ（株）、ソフトバンクモバイル（株）、楽天モバイル（株）〕

災害により機能が停止した電気通信の早期復旧のための対策について定める。

1 多可町の応急対策

(1) 被害状況等の情報収集

町（総務部）は、電気通信事業者、県警察本部、消防機関等防災関係機関と連携し、被害状況等の情報収集に努める。

(2) 広報の実施

被害状況、復旧状況等、住民が必要とする情報について、適切な広報を行う。

(3) 優先復旧等

- ① 応急対策上の必要性や被害状況等を勘案して、特に必要があると認める施設については、電気通信事業者に対し、当該施設等を優先的に復旧するよう要請する。
- ② 電気通信事業者から復旧用資機材置場の確保等の応援を求められたときは、応急対策に支障のない範囲で支援を行う。
- ③ 情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。

2 西日本電信電話株式会社(株)、(株)NTTドコモ関西、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)の応急対策

(1) 災害発生直後の対応

① 被害状況の把握

通信設備の被害状況の把握、復旧に必要な資機材及び要員の確保

② 災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、規模、その他の状況等により組織的かつ迅速に復旧対策推進するために、災害対策本部を設置し、応急対策及び復旧活動実施する。

③ 防護措置

設備被害の拡大を防止するため、必要な防護措置の実施

(2) 復旧作業に至るまでの対応

① 通信途絶の解消と通信の確保

通信途絶の解消と重要通信を確保するため、次の措置を講ずる。

ア 自動発電装置、移動電源車等による通信用電源の確保

イ 衛星通信・各種無線機による伝送路及び回線の作成

ウ 電話回線網に対する交換措置、伝送路切替措置等の実施

エ 応急復旧ケーブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成

オ 応急復旧用資機材の手配及び搬送ルート等の検討並びに輸送手段の確保

カ 非常用可搬形デジタル交換装置等の運用

キ 臨時・特設公衆電話の設置

ク 停電時における公衆電話の無料化

② 通信の混乱防止

災害発生に伴い、重要通信の疎通ができなくなるのを防止するため、一般からの通信を下記により規制し、110番、119番、災害救助活動に関する国または地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保する。

ア 通信の利用状況を監視し、利用制限、通話時分の制限の実施

イ 非常、緊急電話及び非常、緊急電報の疎通ルートを確保し他の通話に優先した取扱いの実施

ウ 「災害用伝言ダイヤル(171)」及び「災害用伝言板(web171)」を利用した安

否確認の実施によるふくそうの緩和

3 KDDI(株)の応急対策

(1) 情報の収集及び連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、通信の疎通を確保し、又は被災した通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報の収集及び連絡を行うものとする。

- ① 災害の規模、気象等の状況、通信設備等の被災状況等について情報を収集し、社内関係事業所間相互の連絡を行う。
- ② 必要に応じて総務省及び内閣府その他関係政府機関並びに関係公共機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。

(2) 準備警戒

災害予報が発せられた場合等において、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が予想される場合は、その状況に応じ緊急連絡用設備等の運用に必要な措置、異常事態の発生に備えた監視要員の配置、防災上必要な要員の待機、災害対策用機器の点検と出動準備、電源設備に対する必要な措置、伝送路の代替設定の準備、他の中央局における代替運用の準備等の準備警戒措置をとるものとする。

(3) 防災に関する組織

- ① 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要があると認めるときは、別に定めるところにより社内に災害対策本部等を設置する。
- ② 災害対策本部等は、災害に際し、被害状況、通信の疎通状況等の情報連絡、通信の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の災害対策に関する業務を行う。

(4) 通信の非常疎通措置

- ① 災害に際し、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が生じたときは、臨時回線の設定、災害対策用設備等の運用等により臨機の措置をとるとともに関係電気通信事業者に必要な協力を要請し、重要な通信の確保を図るものとする。
- ② 通信の疎通が著しく困難となり、重要な通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、利用制限等の措置をとるものとする。

(5) 設備の応急復旧

被災した通信設備等の応急復旧工事は、他の一般の諸工事に優先して、速やかに実施するものとする。

4 ソフトバンクモバイル(株)の応急対策

ソフトバンクモバイル(株)は、連携を図りながら、次のとおり応急対策を実施することとする。

(1) 災害発生直後の対応

- ① 情報収集および被害状況の把握
設備の被害状況の把握、復旧に必要な資材、要員の確保。

② 防災組織の確立

災害発生時、速やかに通信ネットワークの復旧対応を行う体制をとり、社内基準に基づき災害対策本部を設置し、ネットワーク復旧対策を講じる。また、必要に応じて、全国から要員派遣、復旧資材を含めた物資供給等を行う。

(2) 復旧作業にいたるまでの対応

① 応急措置

大災害発生時に輻輳拡大による、通信ネットワークのシステムダウン（通信障害）を防ぎ、電気通信事業法の定めに従って110番や119番などの重要通信の疎通を確保するため、輻輳の規模に応じて一般通信サービスを一時的に規制する場合がある。

② 応急復旧

移動電源車・移動無線基地局車・可搬型基地局による復旧。基地局停電対応として、移動電源車を出動させ電源を確保する。基地局が利用できなくなった場合には、移動無線基地局車を出動させ、通信エリアを確保する。また、小規模な避難所等には可搬型臨時基地局を設置し、通信サービスを復旧させる。

③ 公共機関による復旧活動への支援・協力

災害救助法適用時には公共機関の借用依頼に応じて、災害復旧活動に利用する携帯電話、衛星電話の貸出を行う。（借用台数等、依頼内容によっては貸出できない場合あり。）

④ 災害時のWEBサイト・報道発表による障害状況および復旧状況の告知

大規模災害が発生した場合には、被災地における障害状況や復旧状況、臨時基地局の稼働状況、ソフトバンクショップの営業状況などを、WEBサイトで地図等を用いて情報を公開する。

5 楽天モバイル㈱の応急対策

(1) 情報収集と連絡

災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、重要通信の確保または被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報収集と連絡を行う。

① 災害の規模、気象、停電、道路等の状況、電気通信設備等の被災状況、災害応急復旧計画および実施状況、復旧要員の稼働状況等について情報収集し、社内関係事務所間相互の連絡を行う。

② 必要に応じて社外関係機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。

(2) 警戒措置

災害予報が発せられた場合、報道された場合、またはその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて警戒の措置を取る。

(3) 重要通信の疎通確保

① 災害等に際し、通信輻輳の緩和および重要通信の確保を図る。

② 「災害救助法」（昭和22年10月18日法律第118号）が適用された場合等には、避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話等の貸出しに努める。

(4) 災害時における広報

- ① 災害の発生が予想される場合、または発生した場合に、通信の疎通、利用制限の措置状況および被災した電気通信設備等の応急、復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。
- ② テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページ等により直接該当被災地に周知する。

(5) 対策組織の確立

災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合は、対策組織を確立して被災の回復または予防の措置を講ずる。

(6) 社外機関に対する応援または協力の要請

災害が発生し、または発生が予想される場合において、必要に応じて、社外機関に対し応援の要請または協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。

(7) 災害時における災害対策用資機材の確保

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は現地調達または購買部門等に要求する。

(8) 設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連および情勢の緊急度を勘案して迅速・適切に実施する。

第4 水道の確保

〔実施担当課：上下水道課〕

災害により機能が停止した水道の早期復旧のための対策について定める。

1 災害発生直後の対応

(1) 応急対策人員の動員

災害発生後直ちにあらかじめ定めるところにより、応急対策人員を動員し、災害対策を実施する。

(2) 被害（断水状況）の把握

水道の各施設（貯水、取水、導水、浄水、送水、配水、給水施設）ごとに、被害状況の調査を実施する。

被害状況の的確な把握は、応急復旧計画を左右するため、情報の収集は早急かつ慎重に行う。

(3) 県等への応援要請

応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、速やかに「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づく支援の要請や、県を通じて県内市町、厚生労働省、他府県及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行う。

2 復旧過程

(1) 復旧方針の決定

被害の状況に応じて、応急復旧の完了の目標、復旧の手順と方法を定め、施設復旧に当たる工事班編成（人員・資機材）を行う。外部からの支援者については、到着次第、新たな工事班として組織し、作業内容を指示する。

(2) 施設毎の復旧方法

① 貯水、取水、導水並びに浄水施設

応急復旧に当たり、それぞれの施設について熟知している職員を配置し、被害を受けた重要な施設から機能の確保に必要な復旧を行う。

機械・電気並びに計装設備などの大規模な被害については状況に応じ、設備業者などの専門技術者を動員し、早急に対処する。

② 送・配水施設並びに給水管

配水場・ポンプ場については、(1)と同様に対処し、管路については、被害状況により復旧順位を決め、幹線から段階的に復旧を進める。

ア 第1次応急復旧

主要な管路の復旧が完了し、給水拠点、給水車などによる応急給水から管路による給水までの段階を第1次応急復旧とし、配水支管、給水管の被害が大きい地域においては共用栓による拠点給水、運搬給水を実施する。管路の被害が大きく、送水が困難な場合、復旧に長時間を要する場合については、仮設管による通水などにより、できるだけ断水地域を解消する。

イ 第2次応急復旧

第1次応急復旧によりほぼ断水地域が解消した段階で、引き続き各戸給水を目途に復旧を実施する。

③ 復旧の記録

災害による被害状況、応急給水、応急復旧状況等について、日報・記録写真等を整える。

④ 復旧作業の現状と見通し等の伝達

被災状況、応急復旧状況、回復見込みの情報等を防災関係機関、報道機関に対し、迅速かつ的確に提供する。

(3) 情報提供

情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。

第5 下水道の確保

〔実施担当課：上下水道課〕

災害により機能が停止した下水道の早期復旧のための対策について定める。

1 災害発生直後の対応

(1) 被害状況の把握

処理場、ポンプ設備、管路等のシステム全体について、速やかに被害状況を把握し、緊急措置、施設の復旧等を実施する。

(2) 下水道施設の調査と点検

次の事項に留意して、速やかに下水道設備の調査及び点検を実施し、排水機能の支障や二次災害のおそれのあるものについては、並行して応急対策を実施する。

- ① 二次災害のおそれのある施設等、緊急度の高い施設から、順次、重点的に調査・点検を実施する。
- ② 調査・点検漏れの生じないように、あらかじめ調査表や点検表を作成して実施する。
- ③ 調査・点検に際し、緊急措置として実施した応急対策は、その内容を記録する。

(3) 他の自治体への応援要請

応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、他の自治体等に対する広域的な支援の要請を行う。

2 復旧過程

(1) 復旧方針の決定

被災箇所の応急復旧にあつては、その緊急度を考慮し、工法・人員・資機材等も勘案の上、全体の応急復旧計画を策定して実施する。

(2) 施設毎の復旧方法

① 管路施設

ア 管路の損傷等による路面の障害

交通機関の停止・通行人の事故防止等の緊急措置をとるほか、関係機関と連携を密にして応急対策を講じる。

イ マンホール等からのいっ水

(ア) 排水路等との連絡管渠、複数配管している場合の他の下水道管又はループ配管等を利用して緊急排水する。

(イ) 可搬式ポンプを利用して他の下水道管きょ・排水路等へ緊急排水する。

(ウ) 分流式下水道の汚水管渠からのいっ水については、土のうで囲む等の措置を講じた上、排水路に誘導して緊急排水する。

ウ 吐き口等における護岸やゲートの損傷による浸水

河川等の管理者に連絡をとるとともに、土のうによる浸水防止・可搬式ポンプによる排水等の措置を講じる。

② ポンプ場及び処理場施設

ア ポンプ設備の機能停止

損傷箇所等の点検・復旧を実施するとともに、浸水等の場合には緊急排水・浸水防止等の措置を講じる。

イ 停電及び断水

第3編 風水害等応急対策計画
第3章 円滑な災害応急活動の展開
第15節 ライフラインの応急対策

設備の損傷・故障の程度等を確認の上、自家発電設備等の活用を図るとともに、損傷箇所の復旧作業を実施する。

ウ 自動制御装置の停止

手動操作の操作要領を策定するとともに、その習熟に努める。

エ 燃料タンク等からの危険物の漏えい

危険物を扱う設備については、災害発生後速やかに漏えいの有無を点検し、漏えいを発見した場合は速やかに応急措置を講じる。

オ 汚泥消化関係設備からの消化ガスの漏えい

災害発生後、速やかに漏えいの有無を点検し、漏えいを発見した場合は次の応急措置を講じる。

(ア) 火気使用の厳禁及び立入禁止の措置

(イ) 漏えい箇所の修復

(ウ) 漏えい箇所付近の弁等の閉鎖

カ 水質試験室における薬品類の飛散・漏えい

災害発生後、速やかに点検を実施し、応急措置を講じる。

キ 池及びタンクからのいっ水や漏水

土のうなどによって流出防止の措置をとるとともに、可搬式ポンプによる排水を行い、機械及び電気設備への浸水を防止する。

(3) 復旧作業の現状と見通し等の伝達

被災状況、応急復旧状況、回復見込み等の情報を防災関係機関、報道機関に対し、迅速かつ的確に提供する。

(4) 情報提供

情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。

第16節 教育保育対策

〔とりまとめ担当課：教育総務課、学校教育課、こども未来課〕

町（教育部）が県等関係機関、各学校長・教職員及び町民と協力して行うべき、災害時の教育対策について定める。

1 災害時に学校の果たすべき役割

災害時における学校の基本的役割は、まず、児童・生徒の安全確保と学校教育活動の早期回復を図ることにあることから、指定避難所として指定を受けた学校においても、指定避難所は、町が、自主防災組織等と連携して運営することとし、学校は、教育機能の早期回復に努めることを基本にしつつ、7日以内を原則として可能な範囲で協力する。

（→第4節「避難対策」の項を参照）

2 応急教育の実施のための措置

(1) 町教育委員会並びに県立学校長は、児童・生徒の被災状況や教育施設の状況を把握し、応急教育の実施に必要な措置を講じるとともに、県播磨東教育事務所を通じて県教育委員会に報告する。

- ① 短縮授業、二部授業、分散授業等の検討
- ② 校区の通学路や交通手段等の確保
- ③ 児童・生徒の衛生、保健管理上の適切な措置と指導
- ④ 学校給食の応急措置

災害救助法が適用された場合は、県教育委員会に学校給食の実施について協議、報告するほか、学校給食の実施が困難になった場合も報告する。

(2) 町教育委員会は、被災状況により次の措置を講じる。

- ① 適切な教育施設の確保（現施設の使用が困難なとき）
- ② 授業料の免除や奨学金制度の活用
- ③ 災害時における児童・生徒・園児の転校手続き等の弾力的運用
- ④ 被災職員の代替等対策
 - ア 複式授業の実施
 - イ 昼夜二部授業の実施
 - ウ 近隣府県、市町等からの人的支援の要請
 - エ 非常勤講師又は臨時講師の発令
 - オ 町教育委員会事務局職員の応援

(3) 災害救助法に基づく措置

- ① 町（教育部）は、学校及び町教育委員会の協力を受け、学用品の調達及び配分を行う。

ア 対象

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失又は

損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒

イ 学用品の品目

教科書及び教材、文房具並びに通学用品

ウ 供与期間

災害救助法が適用された場合、学用品の給与は、災害発生の日から、教科書については1ヶ月以内、その他の学用品について15日以内とする。また、災害救助法が適用されない場合においても同法に準じることとする。

- ② 町教育委員会は、災害により補給を要する教科書の状況について県播磨東教育事務所を通して県教育委員会に報告する。

なお、県教育委員会は、報告をとりまとめ、文部科学省に報告するとともに、県内の教科書特約供給所に必要な指示をする。

3 心の健康管理

町（教育部）は、生活環境部と協力し、次の措置を講じる。

(1) 被災児童・生徒への心のケア

- ① 教職員によるカウンセリング
- ② 電話相談等の実施
- ③ 教育相談センター、加東健康福祉事務所、こども家庭センター等の専門機関との連携

(2) 教職員の心の健康管理

- ① 災害救急医療チーム派遣制度の確立
- ② グループワーク活動の展開

4 教育施設の応急復旧対策

町（教育部）、県及び各学校長、施設管理者等は、災害発生後、速やかに被災状況を確認し、以下のとおり応急復旧等必要な措置を講じる。

(1) 県立学校

- ① 学校長は、軽易な復旧を判断・実施し、県教育委員会に報告する。
- ② 業者を必要とする復旧は、県教育委員会の指示により行う。

(2) 町立学校

- ① 町（教育部）は、被害状況を県播磨東教育事務所を経由して県教育委員会に報告する。
- ② 町（教育部）は、状況により一時的な復旧工事や間接的な復旧を行う。

(3) 社会教育施設

- ① 県の施設管理者は、被害状況を県教育委員会に報告する。
- ② 県の施設管理者は、状況により、一時的な復旧工事や間接的な復旧を行う。
- ③ 町（教育部）は、町教育委員会が管理する施設について、被害状況を県教育事務所を経由して県教育委員会に報告する。

(4) 指定文化財等

国・県・町指定文化財及び登録文化財等の所有者及び管理者は、被害が発生した場合、町教育委員会を経由して、県教育委員会に報告する。

なお、指定文化財等の被災程度が大きい場合は、県教育委員会が、文化庁に支援を依頼し、必要と認められるときは、文化財等救援委員会が、関係団体（美術館・博物館、県、町）の協力により、立ち上がり、応急復旧対策を行う。

指定文化財の詳細は資料編に示す。

5 保育対策

災害時において、乳幼児を持つ町民が安心して生活再建活動に専念できるよう援助し、併せて乳幼児のこころの安定を図るための保育対策を定める。

(1) 事前措置

- ① 教育部は、災害が発生又は発生するおそれがある場合に、各認定こども園等に災害に関する情報を迅速かつ的確に伝達するとともに、園児を保護者に引き渡す等の適切な指示を行う。
- ② 園長は、認定こども園等の立地条件及び施設の構造状況等を勘案し、災害発生時の応急対策計画と応急保育計画を策定するものとする。

(2) 災害発生直後の体制

- ① 園長は、状況に応じ適切な緊急避難措置を講ずるものとする。
- ② 園長は、災害の規模、園児、職員及び認定こども園等の施設・設備の被害状況を確認し、速やかに町へ報告するものとする。
- ③ 勤務時間外に災害が発生した場合、職員は勤務先の認定こども園等に自発的に緊急集合し、町が行う災害応急活動、復旧活動に協力し、応急保育の実施のための措置を講ずるものとする。
- ④ 園長は、応急保育計画に基づき、臨時体制等の編成を行い、迅速に応急保育の実施に努めるとともに、その旨を保護者に周知するものとする。
- ⑤ 教育部は、園長に適切な応急対策等に関して指示を行い、町からの情報の伝達、認定こども園等からの報告体制の万全を図る。また、衛生管理、復旧対策全般について総括的指導を行う体制をとる。

(3) 応急保育の実施

- ① 園長は、全保護者の被災状況を調査し、町に報告するものとする。
- ② 教育部は、応急、復旧対策の指示、伝達、報告体制の万全を図ることとし、園長はその徹底を行うものとする。

(4) 保育料の減免

災害によって損失を受けた場合は、その損失の程度に応じて減免する。

第17節 警備対策

〔とりまとめ担当課：生活安全課〕

西脇警察署が行う警備対策について、県地域防災計画の記載を抜粋する。

また、町のとるべき協力措置について定める。

1 災害時における警察活動

町の各部は、西脇警察署の行う以下の警察活動に関して、以下のとおり協力する。
なお、消防団部は、西脇警察署との連携のもとで被災地域の巡回パトロールを実施する。

- (1) 被害実態の把握（各部）
- (2) 被災者の救出救護（消防団部、各部）
- (3) 危険箇所の実態把握及び警戒（消防団部、各部）
- (4) 気象情報等の収集及び伝達（総務部）
- (5) 危険区域居住者に対する避難の指示、警告及び誘導（消防団部、総務部）
- (6) 行方不明者の搜索及び死体の見分（生活環境部、消防団部）
- (7) 被災地等における交通の安全と円滑の確保（総務部、建設部）
- (8) 被災地等における犯罪の予防検挙（生活環境部、消防団部）
- (9) 地域安全情報、地域関連情報等の広報活動（総務部）
- (10) 関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動（各部）

※（ ）内は、主な町関係部

2 社会秩序の維持

(1) 町の措置

町（本部指令部）は、社会秩序の維持を図るため、西脇警察署と連携し、次の措置を講じる。

① 治安の確保

西脇警察署と協議し、事故災害等の発生場所及びその周辺における治安を確保する。

② 流言飛語の防止

正確な情報を広報することにより、流言飛語を防止する。

③ 悪質商法等の防止

混乱に便乗した不当販売等を防止するため、商品及び役務の適正な取引に係る広報を行うとともに、消費生活相談を強化する。

(2) 警察署の措置

西脇警察署は、避難のための立退きの勧告又は指示等が行なわれた地域及びその周辺において、パトロール活動を強化する等により、盗難等各種犯罪の未然防止に努める。

第18節 農林関係対策

〔とりまとめ担当課：産業振興課〕

風水害等による影響を受けやすい農林業に関し、災害時の対策について定める。

1 畜産対策

町（産業経済部）は、家畜保健衛生所が実施する、畜舎及び家畜の被害状況把握に協力する。

生産者団体は、出荷先の被害状況等を勘案して出荷経路の確保及び出荷先変更、又は貯蔵施設等への一時保管及び出荷待機等を農家に指導する。

2 農林業対策

町（産業経済部）は、みのり農業協同組合、北はりま森林組合等農林業関係団体等と協力して、被害状況を把握し、以下のような応急対策を指導する。

(1) 水稻

- ① 地割れ等で漏水がある場合の早急修復と間断灌漑等水分確保
- ② 成熟期で品質低下が懸念される場合の早期収穫

(2) 野菜

- ① 排水の徹底
- ② 適切な薬剤散布
- ③ 長雨期における雨上がり後の周到的な灌水
- ④ 施肥（追肥）の減量と吸肥性のよい液肥の使用
- ⑤ 収穫物の除水滴、除湿の徹底

第19節 公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策

〔とりまとめ担当課：生活安全課〕

公共土木施設等の降雨等による水害・土砂災害等に備えた二次災害防止施策について定める。

第1 土砂災害

〔実施機関：町（建設部）、加東土木事務所（多可事業所）〕

- 1 町、県、関係機関は、総合土砂災害対策推進連絡会を活用して、総合的な土砂災害対策を推進する。
- 2 町（建設部）は、県と協力して、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握する。
- 3 町（建設部）は、県と協力して、それぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施する。
 - (1) 緊急復旧資材の点検・補強
 - (2) 観測機器の強化（警報機付伸縮計の設置等）
 - (3) クラックや崩壊箇所における砂防、急傾斜地崩壊防止対策
- 4 町（建設部）は、危険箇所の住民への周知と、警戒避難体制の強化を図る。
- 5 町は、土砂災害警戒区域の指定箇所について、情報の収集・伝達、災害に関する予報・警報の発令と伝達（→第2章第2節「災害情報の収集・伝達及び報告」の項を参照）、避難対策（→第3章第4節「避難対策」の項を参照）、救助対策（→第3章第2節「救助・救急、医療対策」の項を参照）等、被害の拡大防止措置を講じる。

第2 道路

〔実施機関：町（建設部）、加東土木事務所（多可事業所）〕

町（建設部）及び加東土木事務所（多可事業所）は、道路管理者として、次の措置を講じる。

- 1 緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握する。
- 2 危険箇所について通行制限又は禁止を行うとともに、関係機関への連絡や町民への周知を図る。
- 3 緊急輸送道路について重点的に点検し、状況により復旧、確保を図る。
- 4 危険箇所を対象とした応急復旧工事を早期に実施する。

第3 河川

〔実施機関：町（建設部）、加東土木事務所（多可事業所）〕

町（建設部）及び加東土木事務所（多可事業所）は、河川管理者として、次の措置を講じる。

- 1 緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握する。
- 2 危険箇所について、関係機関への連絡や町民への周知、警戒避難体制の整備を図る。
- 3 堤防・護岸等の河川管理施設等の被災箇所の早期復旧を実施する。

第4 ダム

〔実施機関：糺屋ダム管理所〕

糺屋ダム管理所は、ダム管理者として、次の措置を講じる。

町（産業経済部）は、糺屋ダム管理所より危険箇所について報告を受けたときは、町民への周知と警戒避難体制の強化を行う。

- 1 ダム及び貯水池周辺の点検を実施し、被害及び危険箇所を把握する。
- 2 ダムの機能に支障がある場合は、応急対策を実施する。
- 3 堤体の安全性に支障がある場合は、緊急放流を行って速やかに貯水位を低下させる。

第5 ため池

〔実施機関：町（産業経済部）、ため池管理者〕

- 1 ため池管理者は、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握し、町へ報告する。
- 2 ため池管理者は、それぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施する。
 - (1) 緊急復旧資材の点検・補強
 - (2) ため池危険箇所の貯水位の低減や堤体開削
- 3 町（産業経済部）は、危険箇所の町民への周知と警戒避難体制の強化を行う。

第6 森林防災対策

〔実施機関：町（産業経済部）、北はりま森林組合〕

町（産業経済部）は、北はりま森林組合と協力して次の措置を講じる。

- 1 県と連携して、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握する。
- 2 県と連携して、それぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施する。
 - (1) 緊急復旧資材の点検・補強
 - (2) 警報機付伸縮計の設置

(3) 危険性の高い箇所、仮設防護柵、土留工等の応急対策工事や不安定土砂の除去

3 危険箇所の町民への周知と警戒避難体制の強化を行う。

第7 農地・農業用施設

〔実施機関：農地・農業用施設の発注者及び受注者、農地・農業用施設の管理者〕

農地・農業用施設の発注者及び受注者、農地・農業用施設の管理者は、次の措置を講じる。

町（産業経済部）は、農地・農業用施設の発注者及び受注者、農地・農業用施設の管理者と連携し、二次災害防止に努める。

- 1 施工中の農地・農業用施設の発注者及び受注者は、工事用資材の流出や被害の拡大の防止に努める。
- 2 既設の農地・農業用施設の管理者は、パトロールを強化するとともに、危険箇所について補強補修等を行う。

第8 宅地防災対策

〔実施機関：町（建設部）〕

1 災害警戒等

(1) 町（建設部）は、県と連携して、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握する。

(2) 町（建設部）は、県と連携して、それぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施する。

- ① ビニールシート等の応急措置
- ② 宅地防災相談所等の開設

(3) 町（建設部）は、民間宅地に関する崩壊危険箇所の町民への周知と警戒避難体制の強化を行う。

2 被災宅地危険度判定実施体制の確保

(1) 町（建設部）は、県に被災宅地応急危険度判定士の派遣を要請し、調査体制、資機材を確保する。また、応急危険度判定実施本部を設置し、調査分担、日程、判定基準等を調整する。

(2) 応急危険度判定士は、「応急危険度判定調査表」を使用して判定し、判定ステッカーを調査宅地に貼付する。

第4章 大規模事故災害等災害応急対策の推進

第1節 基本対策

第1 組織の設置

〔とりまとめ担当課：生活安全課〕

町長は、町域内において大規模な事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を推進するため、多可町大規模事故災害警戒本部（以下「(事故)災害警戒本部」という。）又は多可町大規模事故災害対策本部（以下「(事故)災害対策本部」という。）を設置する。

1 本部

町長は、職権により（事故）災害警戒本部を、又は災害対策基本法及び多可町災害対策本部条例に基づき、（事故）災害対策本部を設置する。

(1) 設置基準等

	(事故) 災害警戒本部	(事故) 災害対策本部
設置基準	次のいずれかに該当するとき。 ① 火災・災害等即報要領の即報基準に達したとき。 ② その他大規模事故、突発重大事故の発生等により、被害が生ずるおそれがあるとき。 ③ (事故) 災害対策本部を廃止したが、引き続き警戒を要するとき。	次のいずれかに該当するとき。 ① 火災・災害等即報要領の直接即報基準に達したとき。 ② 災害救助法の適用基準に達するおそれがあるとき。 ③ 災害が発生した場合において、その状況を勘案して、災害応急対策を行うため又は災害応急対策に備える必要があるとき。
廃止基準	次のいずれかに該当するとき。 ① 災害の警戒にあたる必要がなくなったとき。 ② (事故) 災害対策本部を設置したとき。	次のいずれかに該当するとき。 ① 災害応急対策が概ね終了したとき。 ② 災害応急対策に備えて設置した場合で、災害が発生するおそれが解消したとき。
設置場所	本庁舎（本部指令部）	本庁舎（本部指令部）
業 務	災害に備えるための動員、事前対策の検討、災害情報の収集・伝達、防災関係機関等との連絡・調整及び応急対策に係る業務を行う。	災害の防御及び応急対策に係る業務を総合的に推進する。

※事故原因がテロ等の武力攻撃等によることが判明したときは、「多可町国民保護計画」による本部体制に移行する。

※事故原因が鳥インフルエンザの感染症によることが判明したときは、「高病原性

鳥インフルエンザ対策マニュアル」による本部体制に移行する。

(2) 組織

災害警戒本部及び災害対策本部の組織を準用する。(→第2章第1節第4「災害警戒本部」、第5「災害対策本部」の項を参照)

2 その他必要な事項

(→第2章第1節第4「災害警戒本部」、第5「災害対策本部」の項を参照)

第2 配備、動員

〔とりまとめ担当課：生活安全課〕

(→第2章第1節第1「配備体制」、第2「職員の動員」の項を参照)

第3 情報の収集・伝達及び報告

〔とりまとめ担当課：生活安全課〕

(→第2章第2節「災害情報の収集・伝達及び報告」の項を参照)

第4 防災関係機関等との連携促進

〔とりまとめ担当課：生活安全課〕

1 町の措置

(1) 災害対策基本法に基づく応援要請

(2) 周辺市町との連携

- ① 町は、周辺市町にて、大規模事故が発生した場合、必要に応じて、問い合わせ窓口の設置、支援情報の提供、こころのケアの実施等に努める。
- ② 町は、大規模事故が発生した場合、周辺市町等との情報共有に努める。
- ③ 町は、周辺市町にて、大規模事故が発生した場合、必要に応じて、事故発生地の市町の災害対策本部に職員を派遣し、連絡調整を図るなど、事故発生地の市町との連携強化に努める。

2 関係機関等との連携強化

- (1) 町は、県、県警察本部、関係市町、消防機関、自衛隊及び事業者等と、必要に応じ、可能な限り隣接して現地指揮所等を設営するとともに、事故現場における協議調整の場として現地調整所を設ける。
- (2) 現地調整所には、関係機関の責任者等を配置し、相互の役割分担を明確にするとともに、共通の対応方針のもと、救助、消火、避難誘導及び医療活動等の応急対策活動を展開する。

(→第2章第3節「防災関係機関等との連携」の項を参照)

第5 災害救助法の適用

〔とりまとめ担当課：生活安全課〕

(→第2章第4節「災害救助法の適用」の項を参照)

第6 消火活動

〔とりまとめ担当課：生活安全課〕

1 町

町（本部指令部）は、大規模事故災害時における、北はりま消防本部の行うべき消火活動に対し、消防団部をはじめ各部の行う協力支援活動を総合調整する。

2 北はりま消防本部の対応

北はりま消防本部は、大規模事故発生時の消防力の効果的な運用を図るため、次のとおり活動体制を確立する。

(1) 重点目標

消防力の効果的な運用を図るため、防御活動の重点目標を次のとおりとする。

- ① 大規模火災の発生を未然に防止するため、火災の初期鎮圧と延焼防止
- ② 危険物施設に対する防御
- ③ 避難経路の火災防御
- ④ 救助・救急
- ⑤ 情報活動
- ⑥ 広報

(2) 消防計画に定める基本的事項

大規模事故に備えるため、消防計画に定める基本的事項を次のとおりとする。

- ① 本部における所掌事務に関する事項
- ② 消防本部と消防団の業務分担に関する事項
- ③ 職員の動員と編成・配置
- ④ 通信網の確保に関する措置
- ⑤ 情報収集等に関する体制
- ⑥ 町（本部指令部）との連絡等に関する事項
- ⑦ 西脇警察署、関西電力送配電、西日本電話等関係機関との連絡等に関する事項
- ⑧ 重点防御に関する方針
 - ア 住宅等密集地の火災・危険物施設の事故等に対する措置
 - イ 避難経路の防御に対する措置
 - ウ 救助・救急に関する措置
- ⑨ 広報に関する措置

(3) 大規模災害時における広域消防応援体制

(→第2章第3節第2「関係機関との連携」の「2.北はりま消防本部の対応」の「(1)大規模災害時における広域消防応援体制」の項を参照)

第7 救助・救急、医療対策

1 人命救出活動

〔とりまとめ担当課：生活安全課〕

(→第3章第2節第1「人命救出活動」の項を参照)

2 救急医療活動

〔とりまとめ担当課：健康課〕

(→第3章第2節第2「救急医療活動」の項を参照)

3 医療・助産対策

〔とりまとめ担当課：健康課〕

(1) 現地救護所の設置

町は、被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との問題から、負傷者の搬送に時間がかかる場合は、被災地に現地救護所を設置する。

(2) トリアージの実施と現場医療活動

町は、必要に応じ、西脇市多可郡医師会等に対し、トリアージや現地における治療活動を行う医師の派遣を要請する。

うちトリアージを担当する医師は、救護班や救急隊員等が傷病者の重症度や緊急度を理解した上で、治療や搬送を行えるよう、トリアージを実施するものとする。

災害現場での治療活動については、止血、被覆、固定、保温など応急的治療を行う。また、生命の危機に直面している負傷者に対しては気道確保や人工呼吸を行う。

注) トリアージとは、救急救命士や救急医らが中心となり、傷病者の救急度と重傷度の評価を行い治療の優先順位を決定すること。

(3) 医薬品等の供給

① 品目

町は、県と協力して、発災後に必要となる医薬品等の迅速、確実な確保に努める。

② 調達方法

町は、加東健康福祉事務所等の協力を得て、救護所等で使用する医薬品を確保する。

また、医療機関で使用する医薬品についても不足が生じる場合、加東健康福祉事務所等と連携し、補給を行う。

③ 搬送、供給方法

医薬品の供給を求められた販売業者は、町が指定する場所まで搬送する。

④ 費用

救急医療対策に要した費用については、現行関係法の適用により処理しうるものは、同法により、その他のものについては、事故責任者の負担とする。

(4) 多発外傷への対応

① 現場から医療施設への負傷者等の搬送等の初動対応

ア 北はりま消防本部は、多発外傷の疑いのある負傷者を発見した場合は、直ちに、西脇市多可郡医師会に情報提供し、協力を依頼するとともに、救急告示医療機関、災害対応病院、災害拠点病院（北播磨医療圏：西脇市立西脇病院）をはじめとする医療機関へ負傷者を搬送する。

イ 北はりま消防本部、災害医療コーディネーター※、災害拠点病院（北播磨医療圏：西脇市立西脇病院）、医療機関等は、負傷者の数及び隣接地域を含めた医療機関の受入能力を考慮して、県による搬送先医療機関の広域調整、救護班、その他県医師会等を通じた医師等の派遣要請が必要となる可能性があるかと判断した時点で、その状況を県（地域医療情報センター又は医務課）に連絡する。

なお、県は、搬送担当機関（北はりま消防本部）、災害拠点病院（北播磨医療圏：西脇市立西脇病院）その他医療機関等から連絡を受けた場合などのほか、必要があると判断した場合は、搬送先医療機関の広域調整、救護班の派遣要請等の準備をする。

ウ 町及び北はりま消防本部消防長は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県にヘリコプターの出動を要請する。

なお、県は、大規模事故災害に際して、必要と認める場合は、独自に、又は町の要請に基づき、他機関に対してヘリコプターの出動準備を求める。

（※災害医療コーディネーター：災害時において医療・救護活動が円滑に行われるよう、内部・外部の調整を行う人）

② 二次搬送等

ア 医療機関は、負傷者の容態・数及び自己の施設及び医師等の確保の情報などを判断し、他の医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、直ちに北はりま消防本部に対し、二次搬送の要請をする。

医療機関、北はりま消防本部は、必要に応じて地域医療情報センター、災害拠点病院（北播磨医療圏：西脇市立西脇病院 災害医療コーディネーター）と連携をとり、二次搬送先を決定する。

イ 北はりま消防本部は、県と連携して、負傷者の二次搬送を実施する。

(5) 広範囲熱傷、化学熱傷への対応

① 現場から医療施設への負傷者等の搬送等の初動対応

ア 北はりま消防本部は、広範囲熱傷又は化学熱傷の疑いのある負傷者を発見し

た場合は、必要に応じて県へヘリコプターの出動要請を行うなど、対応可能な医療機関等へ負傷者を搬送する体制を整える。

イ 北はりま消防本部、災害医療コーディネーター、災害拠点病院（北播磨医療圏：西脇市立西脇病院）、その他の医療機関等は、負傷者の数及び隣接地域を含めた医療機関の受入能力を考慮して、他府県を含めた広域搬送が必要となる可能性があるかと判断した時点で、県（地域医療情報センター又は医務課）に連絡する。

なお、県は、搬送担当機関（北はりま消防本部）、災害医療コーディネーター、災害拠点病院（北播磨医療圏：西脇市立西脇病院）、その他医療機関等から連絡を受けた場合などのほか、必要があると判断した場合は、県外を含む搬送先医療機関の広域調整等の準備をする。

ウ 町及び北はりま消防本部消防長は、ヘリコプターによる搬送を要する可能性があるかと判断した場合、県又はドクターヘリ基地病院等へヘリコプターの出動待機を要請する。

なお、県は、大規模事故災害に際して、必要と認める場合は、独自に、又は町の要請に基づき、他機関に対してヘリコプターの出動準備を求める。

② 二次搬送等

ア 災害拠点病院（北播磨医療圏：西脇市立西脇病院）その他の医療機関は、負傷者の容態・数及び自己の施設及び医師等の確保の情報などを判断し、他の医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、直ちに北はりま消防本部に対し、二次搬送の要請をする。

イ 北はりま消防本部は、県と連携して、対応可能な医療機関へ負傷者を搬送する。

なお、県は、搬送に当たっては、必要に応じて、県消防防災ヘリコプターの活用のほか、航空機を有する関係機関への搬送依頼を行う。

(6) 有毒ガス、化学物質等による中毒への対応

① 原因物質の特定

ア 中毒患者又はそのおそれのある者を発見した場合、北はりま消防本部、西脇警察署等は、原因物質の特定が困難な場合は、日本中毒情報センター（072-727-2499：24時間対応）に連絡をとり、原因物質の絞り込みを行う。

イ 北はりま消防本部、西脇警察署、医療機関、加東健康福祉事務所等の関係機関は、必要に応じ、医療機関等が採取した生体試料（尿、血液等）と、想定される原因物質の情報を提供して、県立衛生研究所、県警科学捜査研究所等に検査分析を依頼する。

また、関係機関は、化学物質等による中毒の可能性が考えられる場合には、関係機関相互の情報提供に努める。

② 二次搬送等

ア 北はりま消防本部、医療機関等は、必要に応じて搬送、受入れにあたって除染を行い、二次災害防止等に努める。

イ 医療機関は、解毒剤等が院内にない場合は、卸売業者を通じて確保に努めるとともに、必要に応じ、町（生活環境部）に解毒剤の確保を依頼する。

ウ 町（生活環境部）は、解毒剤の確保ができないときは、県（薬務課）に要請する。

エ 災害拠点病院（北播磨医療圏：西脇市立西脇病院）その他の医療機関は、負傷者の容態、数及び自己の施設及び医師等の確保の状況から、対応可能な医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、直ちに北はりま消防本部に対し、二次搬送の要請をする。

オ 北はりま消防本部は、県と連携して、対応可能な医療機関へ負傷者を搬送する。

(7) 間接的な被害者へのフォロー

医療機関は、被災者の家族等間接的な被害者への対応について、負傷者等への対応状況を勘案しながら、受入窓口や家族等の待合所を設け、被災者の健康状況を案内するなど、可能な範囲で体制を整える。

第8 交通・輸送対策

1 交通確保対策

〔とりまとめ担当課：企画秘書課〕

（→第3章第3節第1「交通確保対策」の項を参照）

2 緊急輸送対策

〔とりまとめ担当課：総務課〕

（→第3章第3節第2「緊急輸送対策」の項を参照）

3 ヘリコプターの運航

〔とりまとめ担当課：生活安全課〕

（→第3章第3節第3「ヘリコプターの運航」の項を参照）

第9 避難対策

〔とりまとめ担当課：生活安全課〕

（→第3章第4節「避難対策」の項を参照）

第10 こころのケア対策

〔とりまとめ担当課：健康課〕

1 被災者等のこころのケア

生活環境部は、県（こころのケアセンター、精神保健福祉センター、健康福祉事務所等）と連携して、次のとおり、被災者等に対するこころのケア対策を行う。

- (1) 被災者や目撃者等の状態に応じた段階的なこころのケア
- (2) 精神的支援を必要とする人に、ホットラインの設置等による電話相談窓口の設置
- (3) 保健師等による訪問を通じた被災者等の状況やニーズの把握
- (4) 医療機関においては、加東健康福祉事務所（保健所）と連携したこころのケアの視点を取り入れた治療

2 児童、生徒、園児のこころのケア

教育部は、県（教育委員会）及び認定こども園等と連携して、次のとおり、家族等が被災した児童・生徒・園児などに対するこころのケア対策を行う。

- (1) 教職員によるカウンセリング
- (2) 電話相談等の実施
- (3) カウンセラーの派遣
- (4) 県教育相談センター、加東健康福祉事務所、こころのケアセンター等の専門機関との連携
- (5) 事故により、心の健康に係る諸問題を抱え、教育的配慮を必要とする児童・生徒・園児の実態を把握し、当該児童・生徒・園児へのより効果的なこころのケアに資するための実態調査

3 道路管理者、道路運送事業者及びその他事故責任者によるこころのケア対策

道路管理者、道路運送事業者及びその他事故責任者は、必要に応じ、被災者及びその関係者等に対するこころのケア対策を行う。

- (1) 被災者及びその関係者のためのホットラインの設置
- (2) 被災者及びその関係者への巡回訪問
- (3) 乗務員、運転員、その他従業員に対するこころのケア

4 救援活動従事者のメンタルヘルス維持

町は、災害時の救援活動に従事した者には、P T S D（心的外傷後ストレス障害）の症状が比較的早期に現れやすいことに留意し、緊張を和らげ、こころのしこりをほぐすためのスタッフミーティングの開催等を行う。

また、災害時の救援活動現場責任者・指導者は、救援活動従事者が疲労のために仕事の能率が悪くなっている場合は、業務命令により休養をとらせたりするなどの配慮に努める。

第11 遺体の火葬等

〔とりまとめ担当課：住民課〕

（→第3章第7節第5「遺体の火葬等」の項を参照）

第12 要配慮者支援対策

〔とりまとめ担当課：福祉課〕

（→第3章第9節「要配慮者支援対策」の項を参照）

第13 災害情報等の提供と相談活動

1 災害広報

〔とりまとめ担当課：総務課〕

(1) 基本方針

航空運送事業者又は鉄道事業者、防災関係機関は、次の点に留意して広報する。

- ① 被災者及びその関係者等のニーズを十分把握し、災害状況、救出状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等、被災者及びその関係者に役立つ、正確かつきめ細かな情報を迅速かつ的確に提供する。
- ② 情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡を取り合う。
また、情報の発信元を明確にし、できる限り専門的な用語の使用を避け、住民等が理解しやすい広報に配慮するとともに、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。
さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供を行う。
- ③ テレビやラジオ等の放送事業者、通信社、新聞社等の放送・報道機関の協力を得る。
また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ等へのニーズに応えるため、災害情報共有システム（Lアラート）やインターネット等を活用し、的確な情報を提供する。
- ④ 必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応するように人員を配置する。
また、情報のニーズを見極め、情報の収集・整理を行う。
- ⑤ 救助活動を行う機関は、被害者の救出状況等について、適時適切な広報に努める。

(2) 町による広報

（→第3章第11節第1「災害広報」の「2. 町による広報」の項を参照）

2 相談窓口の設置

〔とりまとめ担当課：住民課〕

(1) 町の相談窓口

生活環境部は、必要に応じ、被災者のための相談窓口を設け、住民からの相談又は要望事項を聴取し、災害対策に反映する。

また、本部指令部、事故責任者、西脇警察署等関係機関と相互に安否確認等に関する情報を共有するとともに、被災者の家族等の詰所を設けて、安否確認等の情報を提供する。

(2) 事業者等

航空運送事業者又は鉄道事業者は、町、北はりま消防本部、西脇警察署等関係機関と情報を共有し、被災者の家族等の詰所を設けて安否確認等の情報を提供する。

(3) 安否確認等の窓口対応について

- ① 町における安否情報の取扱いについては、災害対策基本法の改正を踏まえて、関係機関と協議のうえ、災害時における効果的な仕組みの構築やルール化を図る。
- ② 町は、安否情報の確認のための民間事業者サービス等の効果的、効率的な活用も図れるよう普及啓発に努める
- ③ 安否情報の収集、提供については、個人情報保護法や個人情報関係省庁連絡会議申合せ（平成18年2月28日）、県個人情報保護条例や県個人情報保護審議会答申等を踏まえて対応する。
- ④ 県警察本部は必要に応じ、行方不明者相談所を開設するなど、被害者の家族等に対して安否情報の提供に努めることとする。
- ⑤ 医療機関は、患者の家族等の受入窓口や待合所を設けるとともに、厚生労働省の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」等を踏まえ、患者の健康状況等に係る情報を提供するなど、間接的な被害者への適切な対応に努める。
- ⑥ 航空運送事業者は、被害者の家族等に対して安否情報を提供するため、相談窓口等を設けて対応する。
- ⑦ 航空運送事業者又は道路管理者並びに消防機関、警察本部、医療機関、県及び市町は、必要な範囲で相互に安否確認等に関する情報の共有に努め、必要に応じて適切に提供を図る。

第14 社会秩序の維持

〔とりまとめ担当課：生活安全課〕

（→第3章第17節「警備対策」の「2. 社会秩序の維持」の項を参照）

第2節 個別対策

第1 大規模火災・危険物事故災害応急対策

〔とりまとめ担当課：生活安全課〕

1 大規模火災応急対策

大規模な火災その他の災害が発生した場合における消火活動について、以下のとおり定める。

(1) 消火活動の実施

北はりま消防本部は、火災の通報を受けた場合、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行う。また、消防団は、北はりま消防本部と連携し活動する。

特に大規模な災害の場合は、最重要防御地域等の優先順位等を定め迅速に対応する。

(2) 相互応援協定の運用

北はりま消防本部は、県広域消防相互応援協定の円滑な運用に努める。

また、町長(本部長)は、広域災害又は町全域災害等で、必要がある場合には、知事に応援出動指示権の発動等を要請する。

(3) 他機関との連携

① 北はりま消防本部は、西脇警察署と相互に協力する。

② 町長(本部長)は、必要に応じ知事に対し自衛隊派遣要請を求める。

(4) 救急搬送業務

町(本部指令部)及び北はりま消防本部は、大規模火災の発生時における要救護者の緊急搬送等にあたり、必要に応じて、まず町内の医療機関、運輸業者等の協力を求め、次に隣接市町等の応援を求める。

(5) 住民、自主防災組織等との連携

① 防火管理者等

多数の者が出入りする施設等の防火管理者、その他法令に定める防火等の管理に責任を有する者は、それら施設の消防計画等に基づき、従業員等に指示して施設の出火防止、避難の指示等にあたる。

② 住民及び自主防災組織

住民及び自主防災組織等は、発災後初期段階において自発的に初期消火活動を行うとともに、消防隊到着後は消防隊の指示に従い、支援の要請があれば可能な限り消防隊に協力する。

2 林野火災応急対策

林野火災が発生した場合における消火活動について、以下のとおり定める。

(1) 消防体制

北はりま消防本部は、火災の通報を受けた場合、速やかに火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行う。また、消防団は、北はりま消防本部と連携し活動する。

特に大規模な災害の場合は、最重要防御地域等の優先順位等を定め迅速に対応する。また、近隣市町、西脇警察署及び県北播磨県民局等関係機関に通報する。

(2) 広報活動

町（総務部）、北はりま消防本部、西脇警察署は、火災発生地区の住民、入山者（登山、観光客、営林活動作業等）等に対して、防災行政無線、広報車等により、火災発生の状況、注意事項、避難指示等を周知する。

自主防災組織等は、これに協力をする。

(3) 相互応援協定の運用

北はりま消防本部は、県広域消防相互応援協定の円滑な運用に努める。

また、町長（本部長）は、広域災害又は町全域災害等で、必要がある場合には、知事に応援出動指示権の発動等を要請する。

(4) 他機関との連携

① 北はりま消防本部は、西脇警察署と相互に協力する。

② 町長（本部長）は、必要に応じ知事に対し自衛隊派遣要請を求める。

(5) 救急搬送業務

町（本部指令部）及び北はりま消防本部は、大規模火災の発生時における要救護者の緊急搬送等にあたり、必要に応じて、まず町内の医療機関、運輸業者等の協力を求め、次に隣接市町等の応援を求める。

(6) 消防活動

北はりま消防本部は、状況に応じて現場指揮本部を設置し、関係機関と連携して防御にあたるとともに、状況把握を行い隣接消防機関等への応援要請を準備する。

また、地上隊による消火活動のみで困難な場合は、その旨県へ通報し、空中消火体制を要請する。

〈 空中消火体制の主な準備事項 〉

- ① 陸空通信隊の編成
- ② 林野火災用防災地図の作成
- ③ 空中消火補給基地の設定
- ④ ヘリポート等の設定
- ⑤ 空中消火用資機材等の点検・搬入

(7) 避難、救出等

- ① 町（本部指令部）及び北はりま消防本部は、林野火災が住宅地まで及ぶ危険性がある場合は避難区域を設定し、避難広報、誘導、指定避難所の開設・受入れを行う。また、孤立者を発見した場合は、ヘリコプターによる救出を県に要請する。
- ② 西脇警察署
西脇警察署は、応急活動に必要な交通規制を行う。

3 危険物事故の応急対策

消防法に定める危険物（石油等）の応急対策については、当該事業所等が、北はりま消防本部等に通報の上、当該事業所等の定める計画により実施するが、災害の規模、態様によっては、町、県、その他関係機関が総合的な対策を実施することとする。

(1) 事業所等

危険物施設の所有者、管理者及び占有者で、その権限を有する者（以下「責任者」という。）は、災害発生と同時に次の措置をとる。

- ① 連絡通報
 - ア 責任者は、発災時に直ちに119番で北はりま消防本部に通報するとともに、必要に応じて、付近住民並びに近隣企業に通報する。
 - イ 責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて関係機関に通報する。
- ② 初期防除
責任者は、各種防災設備を効果的に活用し、迅速なる初期防除を行う。中でも特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ、誘発防止に最善の方途を講ずる。
- ③ 医療救護
企業内医療班は、応急救護を実施する。
- ④ 従業員等の避難
責任者は、企業自体の計画により、従業員等の避難を実施する。
- ⑤ 住民救済対策
企業は、被災地区の僅少なものについて、企業自体の補償で救済する。

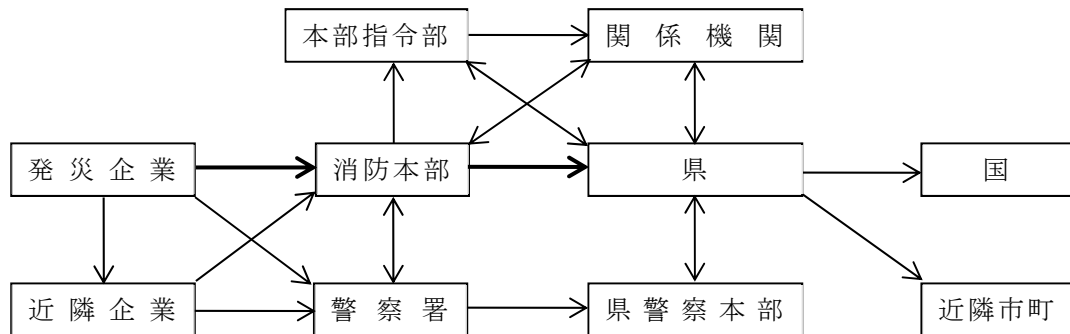
(2) 町、県、北はりま消防本部その他関係機関

災害の規模、態様に応じ、県及び町地域防災計画並びに関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関相互の密接な連絡協力のもとに次の応急対策を実施する。

① 災害情報の収集及び報告

北はりま消防本部は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況の実態を的確に把握するとともに、町・県、その他関係機関に災害発生の上報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

■情報系統図



② 災害広報

町、県、報道機関等は、災害による不安・混乱を防止するため、相互に協力して、広報車、CATV、テレビ・ラジオ、災害写真等を媒体とする広報活動を行う。

③ 救急医療

当該事業所、西脇警察署、北はりま消防本部、県、医療機関、その他関係機関は連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施する。

④ 消防応急対策

北はりま消防本部は、危険物火災の特性に応じた消防活動を迅速に実施する。
 また、町長(本部長)は、必要がある場合には、知事に応援出動指示権の発動、他府県への応援要請を求める。

⑤ 避難

町長(本部長)は、西脇警察署と協力して避難のための立退きの指示、勧告、避難所の開設並びに避難所への収容を行う。

(→第3章第4節「避難対策」の項を参照)

⑥ 災害警備

西脇警察署は、関係機関の協力のもとに被災地域における社会秩序の維持に万全を期する。

⑦ 交通応急対策

道路管理者(町、県)、西脇警察署は、交通の安全、緊急輸送の確保のため、被災地域の交通対策に万全を期する。

⑧ 自衛隊、日赤等の出動

町長は、災害時、人命又は財産の保護のため、自衛隊、日赤等の災害派遣を要請する必要があると認める場合、知事に対し派遣要請をするよう求める。

⑨ 公共機関応急対策

関西電力送配電、NTT西日本、その他の公共機関は、県地域防災計画の定めるところにより、それぞれ必要に応じ応急対策を実施する。

⑩ 水質汚染対策

河川に危険物が流出した場合、県及び河川管理者は水質汚染調査を行い、町(本

部指令部)に報告するとともに、必要に応じて汚染拡大防止対策を行う。

町(上下水道部)は、必要に応じて、取水停止や広報を行う。

⑪ 給水

町(上下水道部)は、地域防災計画の定めるところにより、必要に応じ飲料水を供給する。

(→第3章第6節第2「応急給水」の項を参照)

⑫ 住民救済対策

企業、県、町、その他関係機関は、合同して住民の救済対策を講じる。

なお、被災地区の拡大により災害救助法が適用された場合は、その定めによる。

⑬ 災害原因の究明

県、西脇警察署、兵庫労働局、北はりま消防本部は、災害の発生原因の究明にあたることとし、高度な技術を要する場合は、国の派遣する学術調査団の原因究明を待って、公式発表を行う。

4 高圧ガス事故の応急対策

当該事業者等が、消防本部等に通報の上、当該事業所等の定める計画により実施するが、災害の規模、態様によっては、町、県等が総合的な対策を実施することとする。

(1) 事業者等

事業者は、災害発生と同時に次の措置をとる。

① 緊急通報

事業者は、高圧ガス施設が発災又は危険な状態となった場合は、あらかじめ定められた情報伝達経路により防災関係機関(町、県、西脇警察署、北はりま消防本部)に通報する。

② 災害対策本部等の設置

事業者は、高圧ガスに関する災害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、速やかに事業所内に災害対策本部等を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

③ 応急措置の実施

事業者及び防災関係機関は連携し、高圧ガスの性質(毒性、可燃性、支燃性等)に基づいた適切な応急措置を実施する。

ア 状況により、設備を緊急運転停止

イ 火災が発生した場合、消火、高圧ガスの移動、安全放出、冷却撒水

ウ ガスが漏洩した場合、緊急遮断等の漏洩防止措置

エ 状況により、立入禁止区域及び火気使用禁止区域の設定

オ 状況により、防災要員以外の従業員の退避

カ 発災設備以外の設備の緊急点検

キ 交通規制

④ 防災資機材の調達

事業者は、防災資機材が不足又は保有していない場合、直ちに近隣の事業所等

から調達する。

⑤ 被害の拡大防止措置及び避難

事業者は、可燃性ガス又は毒性ガスが漏洩した場合は、ガス検知器等で漏洩したガスの濃度を測定し、拡散状況等の把握に努める。

(2) 町、県、北はりま消防本部その他関係機関

① 緊急通報

事業者より通報を受けた防災関係機関〈町、県、西脇警察署、北はりま消防本部〉は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

② 災害対策本部等の設置

防災関係機関〈町、県、西脇警察署、北はりま消防本部〉は、高圧ガスに関する災害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、災害対策本部等を設置し、当該事業所及び他の防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

③ 応急措置の実施

事業者及び防災関係機関は連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を実施する。

④ 防災資機材の調達

ア 県、北はりま消防本部は、事業者による防災資機材の確保が困難な場合、連携して防災資機材を調達する。

イ 西脇警察署、北はりま消防本部は、防災資機材の緊急輸送に協力する。

⑤ 被害の拡大防止措置及び避難

ア 防災関係機関は、被害が拡大し事業所周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。

イ 町（本部指令部）は、必要に応じ避難の勧告、指示を行う。

（→第3章第4節「避難対策」の項を参照）

5 火薬類事故の応急対策

当該事業者等が、消防本部等に通報の上、事業者の定める計画により実施するが、災害の規模、態様によっては、町、県等関係機関が総合的な対策を実施することとする。

(1) 事業者等

事業者は、災害発生と同時に次の措置をとる。

① 緊急通報

事業者は、火薬類施設が発災又は危険な状態となった場合は、あらかじめ定められた情報伝達経路により防災関係機関〈町、県、西脇警察署、北はりま消防本部〉等に通報する。

② 災害対策本部等の設置

事業者は、火薬類に関する災害が発生した場合は、速やかに事業所内に災害対策本部等を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

③ 応急措置の実施

事業者は、防災関係機関と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を実施する。

ア 火薬類製造所における応急措置

(ア) 作業者は、原則として機械を停止して安全な場所に移動し、待機するとともに合成反応の仕込みの停止等の二次災害防止のための措置を行うよう努める。

(イ) 火災・爆発が発生した場合、主として延焼防止活動を行うとともに、消防機関（先着の消防隊員）に消火活動等に必要な情報を提供する。

各監督者は、その判断により防災要員以外の作業者を定められた順路に従って、安全な場所へ避難させる。

イ 火薬庫における応急措置

(ア) 事業者は、火薬庫周辺に山火事が発生し、又はその延焼により貯蔵中の火薬類に引火爆発の恐れが生じた場合、貯蔵中の火薬類を近隣の火薬庫等に速やかに搬出する。なお、搬出に当たっては、西脇警察署、北はりま消防本部及び県などの関係機関に対して、連携を密にして対処する。

(イ) 事業者は、時間的余裕がない等の事情により、搬出ができないとき、消防機関（先着の消防隊員）に山火事の消火活動等に必要な情報を提供するとともに、火薬類に対して状況に応じた安全措置を行う。

ウ 販売所（庫外貯蔵所）における応急措置

(ア) 事業者は、庫外貯蔵所周辺に火災が発生し、又はその延焼により貯蔵中の火薬類に引火爆発の恐れが生じた場合、貯蔵中の火薬類を自社の火薬庫等に速やかに搬出する。搬出に当たっては、西脇警察署、北はりま消防本部及び県などの関係機関に対して、連携を密にして対処する。

(イ) 事業者は、時間的余裕がない等の事情により、搬出ができないとき、消防機関（先着の消防隊員）に消火活動等に必要な情報を提供するとともに、火薬類に対して状況に応じた安全措置を行う。

エ 消費場所における応急措置

(ア) 火薬類の使用者は、土砂崩れ、鉄砲水等により火薬類が土中に埋没した場合、火薬類が存在する恐れのある場所を赤旗等で標示し、見張人を置き、関係者以外を立入禁止とする。なお、土砂を排除した後、現場の状況に応じた適切な方法で火薬類を回収又は廃棄する。

(イ) 火薬類の使用者は、雷が消費場所周辺に発生すれば、発破作業を中止することとし、雷雲の発生、接近を察知するため、作業前に気象情報を把握するとともに、発破場所に雷検知器又はラジオを持ち込むこととする。

オ 運搬中における応急措置

(ア) 運搬者は、火薬類の運搬中に事故等が発生した場合、安全な場所に車両又は火薬類を移動させ、火薬類が落下・散乱した場合は、速やかに回収し火薬類の盗難防止のため、警戒監視する。

(イ) 運搬者は、車両に損傷を受けたとき等の緊急措置が必要な場合、荷送人又

は運搬事業主へ速やかに報告し、その指示を受ける。荷送人は必要な指示を行うとともに、代替車の手配及び近隣火薬類占有者等への保管委託を行う。

(2) 町、県、北はりま消防本部その他関係機関

① 緊急通報

事業者より通報を受けた防災関係機関（町、県、西脇警察署、北はりま消防本部）は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

② 災害対策本部等の設置

防災関係機関（町、県、西脇警察署、北はりま消防本部）は、火薬類に関する災害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、災害対策本部等を設置し、当該事業所及び他の防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

③ 応急措置の実施

事業者及び防災関係機関は連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を実施する。

また、西脇警察署は、運搬中の事故の場合、必要があれば支援措置を行うこととし、県及び関係団体は、荷送人等が行う近隣火薬類占有者等への保管委託に協力する。

④ 被害の拡大防止措置及び避難

ア 防災関係機関は、被害が拡大し事業所周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。

イ 町（本部指令部）は、必要に応じ避難の勧告、指示を行う。

（→第3章第4節「避難対策」の項を参照）

6 毒物・劇物事故の応急対策

事業者等が、加東健康福祉事務所等に通報の上、当該事業所等の定める計画により実施するが、災害の規模、態様によっては、町、県等が総合的な対策を実施することとする。

(1) 事業者等

事業者は、災害発生と同時に次の措置をとる。

① 通報

事業者は、毒物・劇物が流出し付近住民に保健衛生上の危害を及ぼす危険が発生した場合に、加東健康福祉事務所、北はりま消防本部、西脇警察署等に緊急通報を行う。

② 応急措置

事業者は、防災関係機関と連携し、毒物・劇物の性質に基づいた適切な応急措置を実施する。

③ 避難

事業者は、その判断により防災要員以外の作業者を定められた順路に従って、安全な場所へ避難させるとともに、付近の住民、企業等への通報、避難誘導を行う。

(2) 町、県、北はりま消防本部その他関係機関

① 緊急通報

事業者より通報を受けた防災関係機関〈町、加東健康福祉事務所、西脇警察署、北はりま消防本部〉は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

② 応急措置の実施

ア 加東健康福祉事務所は、事業者から緊急通報があった場合、事業者にマニュアルによる対応を徹底させる。

イ 北はりま消防本部は、火災が発生した場合、施設防災管理者と連絡を密にして、延焼防止、汚染区域の拡大の防止に努める。

ウ 加東健康福祉事務所は、大量流出に際しては、医療機関へ連絡するとともに、北はりま消防本部、西脇警察署等は、連携して被災者の救出救護、避難誘導を実施する。

③ 災害対策本部等の設置

防災関係機関〈町、県、西脇警察署、北はりま消防本部〉は、毒物・劇物に関する災害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため必要と認める場合は、災害対策本部等を設置し、当該事業所及び他の防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

④ 避難

ア 防災関係機関は、被害が拡大し事業所周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。

イ 町（本部指令部）は、必要に応じ避難の勧告、指示を行う。

（→第3章第4節「避難対策」の項を参照）

⑤ 水質汚染対策

河川に毒物・劇物が流出した場合、県及び河川管理者は水質汚染調査を行い、町（本部指令部）に報告するとともに、必要に応じて汚染拡大防止対策を行う。

町（上下水道部）は、必要に応じて、取水停止や広報を行う。

第2 交通災害応急対策

〔とりまとめ担当課：生活安全課〕

道路における事故災害及び航空機事故災害が発生した場合における応急対策について定める。

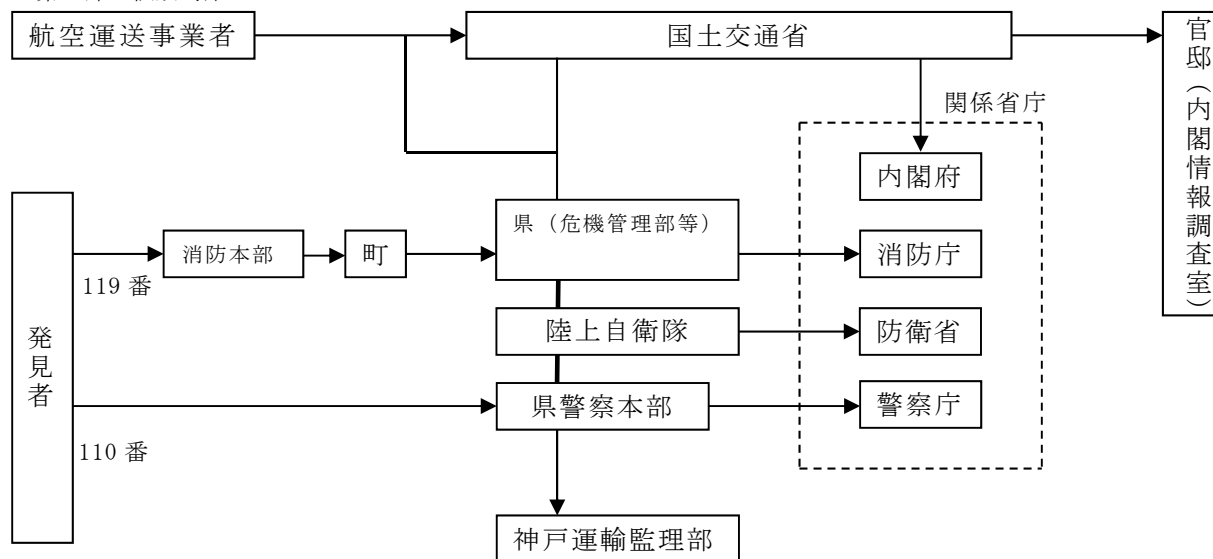
1 通報、伝達、情報提供

(1) 航空機事故災害（墜落等）

① 第一報の情報伝達

航空機事故による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報等伝達系統は次のとおりとする。

第3編 風水害等応急対策計画
 第4章 大規模事故災害等災害応急対策の推進
 第2節 個別対策

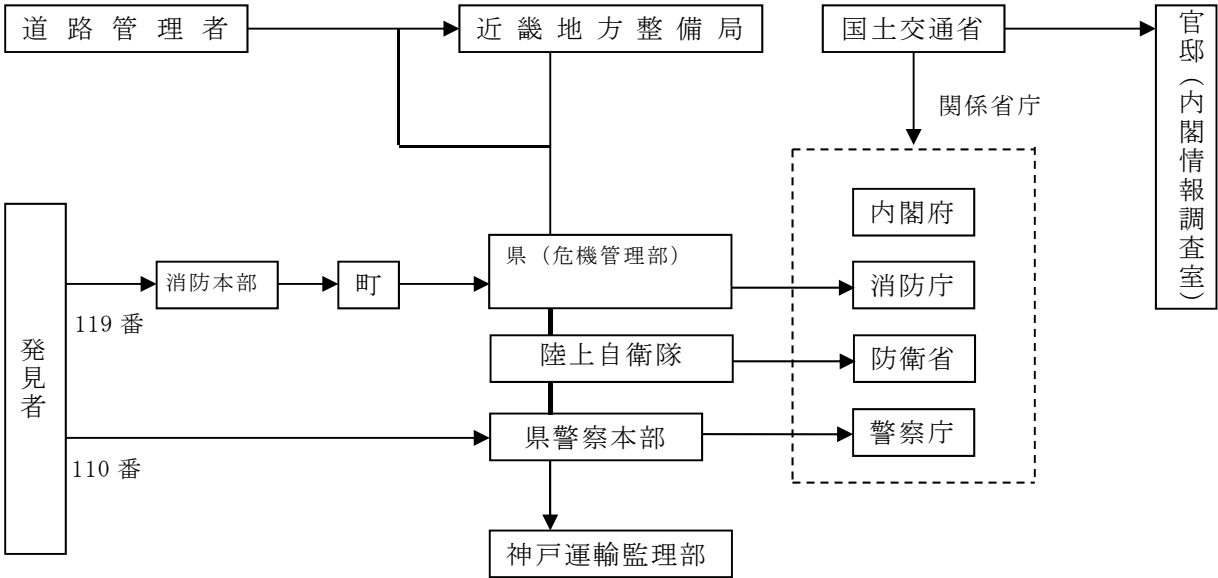


② 航空機事故災害の通報・伝達上の注意事項

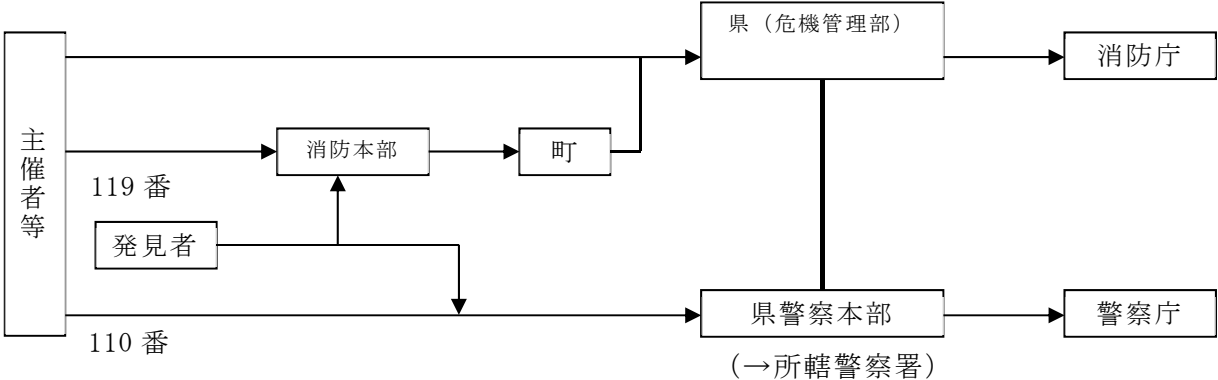
- ア 関係機関（町・消防本部、県警察本部、県）は、相互に情報交換する。
- イ 連絡先（電話、ファクシミリ番号は資料編に示す）
- 官邸（内閣情報調査官）：内閣情報集約センター
- 国土交通省：総合政策局技術安全課、航空局総務課
- 内閣府：政策統括官（防災担当）付参事官室
- 警察庁：警備局警備課
- 防衛省：運用局運用課
- 消防庁：応急対策課
- 兵庫県：危機管理部災害対策課、同消防保安課
- （勤務時間外及び緊急の場合）
- 北播磨県民局総務企画室総務防災課（勤務時間内の場合）
- 兵庫県警察本部：警備部災害対策課
- 町：生活安全課、北はりま消防本部

① 第一報の情報伝達

ア 道路管理者は、道路構造物の被災等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、当該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況等の早期把握に努め、防災関係機関等との連携の下に、的確な対応をとる。この場合の情報伝達は次の系統で行う。



イ 歩道上等において雑踏事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、イベント等の主催者、主催者から警備を委託された者又は雑踏事故の発見者（以下、本項において「主催者等」という。）は、防災関係機関への通報等、的確な対応をとる。この場合の情報伝達は次の系統で行う。



② 道路事故災害の通報・伝達上の注意事項

ア 関係機関（町・消防本部、県警察本部、県）は、相互に情報交換する。

イ 連絡先（電話、ファクシミリ番号は資料編に示す）

官邸（内閣情報調査官）：内閣情報集約センター

国土交通省：道路局国道課

内閣府：政策統括官（防災担当）付参事官室

警察庁：警備局警備課

防衛省：運用局運用課

消防庁：緊急対策室

近畿地方整備局：道路部

近畿運輸局：企画部安全防災・環境課

兵庫県：危機管理部災害対策課、同消防保安課

（勤務時間外及び緊急の場合）

北播磨県民局総務企画室総務防災課（勤務時間内の場合）

兵庫県警察本部：警備部災害対策課

町：生活安全課、北はりま消防本部

2 救助・救急活動

(1) 航空機墜落事故における搜索活動

町及び北はりま消防本部は、航空災害等において事故現場が不明な場合など必要に応じて、県、西脇警察署、大阪航空局等とともに、ヘリコプターなど多様な手段を活用し、相互に連携して搜索を実施する。

(2) 救助・救急活動

町及び北はりま消防本部は、道路管理者その他関係機関と連携し、航空機災害、道路災害等の場合、救出が困難で、かつ治療の緊急度が高い負傷者が発生する可能性を考慮し、必要に応じて現地への救護班の派遣要請等適切な措置をとる。

3 消火及び避難誘導活動

(1) 航空機墜落事故の場合

- ① 北はりま消防本部は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
- ② 北はりま消防本部は、航空機に積載された緊急用酸素の爆発及び航空燃料の燃焼（油火災）に留意し、化学消防車、化学消火薬剤による消火活動を的確かつ重点的に実施する。
- ③ 北はりま消防本部は、西脇警察署及び町（本部指令部）等と連携して、地区住民等の生命及び身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、必要に応じて、警戒区域を設定する。

(2) 道路事故の場合

- ① 北はりま消防本部は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消

火活動を行う。

- ② 北はりま消防本部は、化学消防車、化学消火薬剤による消火活動を重点的に実施する。
- ③ 北はりま消防本部は、西脇警察署及び町（本部指令部）等と連携して、地区住民等の生命及び身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、必要に応じて、警戒区域を設定する。
- ④ 自動車火災・爆発を起こす可能性があるときは、速やかに自動車の運転に従事する者等は、乗客、乗員等を避難させる。
- ⑤ 町（本部指令部）及び北はりま消防本部は、自動車から危険物等が流出し、又はその恐れがある場合等には、必要に応じて、西脇警察署の協力を得て、付近の住民に対して、避難のための立退きの指示、勧告等を行う。

4 代替輸送

町（本部指令部）、道路管理者、西脇警察署、その他関係機関は、幹線道路が長時間に渡って使用不能になる場合など必要に応じて、う回路の設定及び周知、交通規制の実施、バス路線の変更等の対策を行う。

5 危険物等の対策

(1) 危険物等への対策の特殊性

災害時の危険物等への対策に係る関係機関及びその対策に従事する者は、危険物等の関連する災害の特殊性（引火爆発の危険、毒性危険、反応危険及びそれらの複合危険）に応じ、救助・救急、医療等の対策実施にあたって特別の配慮をする。

(2) 責任者等

危険物等搬送中の事故発生（のおそれがある）事業所の責任者（以下「責任者」という。）又は事故の発見者は、直ちに次の措置をとる。

① 連絡通報

ア 発災時に直ちに 119 番で北はりま消防本部に連絡するとともに、必要に応じて、付近住民等に通報する。また、危険物等の種類が不明な場合等は、その特定に努める。

イ 被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて関係機関に通報する。

② 初期防除

責任者は、危険物等の流出を周囲に周知するなど可能な範囲で、速やかに初期防除を行う。

ただし、危険物等の種類が特定されていない場合は、関係機関の指示に従う。

(3) 町、県その他防災関係機関

災害の規模、態様に応じ、町及び県地域防災計画及び関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関相互の連携・協力のもとに次の応急対策を実施する。

① 災害情報の収集及び報告

ア 町及び北はりま消防本部は、被災現地に職員を派遣する等により、被災状況の実態を的確に把握するとともに、その他関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

イ 状況によりその必要があると認めるときは、県に対しあわせて自衛隊の派遣要請を求める。

② 災害広報

町及び北はりま消防本部は、県と協力して、危険物等の流出による大気、公共用水域、地下水及び土壌の汚染等により、住民の生命身体に危険が生じる恐れがある場合は、直ちに関係機関に連絡するとともに、報道機関等を通じて広報を行う。

③ 危険物等の特定

ア 西脇警察署、町及び北はりま消防本部、県その他関係機関は、事故責任者等を通じて危険物等の情報を収集する。また、責任者等を通じても危険物等の種類が特定されない場合は、県立衛生研究所、県警刑事部科学捜査研究所等と連携し、又は県を通じて専門家・専門機関等と連携をとる。

イ 町及び県その他関係機関は、危険物等が特定された後、必要に応じて物質の特性と身体への影響等について、CATV、ホームページ並びに報道機関等を通じた緊急の広報を行う。

④ 現場の安全確認、患者の移動及び除染

事故責任者、西脇警察署、町及び北はりま消防本部、県その他関係機関は連携して次の活動を行う。

ア 危険区域を画するため、警戒線を張り、関係者以外の立ち入りを禁止し、安全地帯を設定する。

イ 負傷者等を汚染された環境から搬出する。

ウ 西脇警察署及び北はりま消防本部は、関係機関との連携の下に、負傷者等に対する救助、一次除染及び救急搬送活動、物質の検知及び情報収集活動を行う。

⑤ 救急搬送等

ア 北はりま消防本部は、医療機関、(財)日本中毒情報センター、関係機関と連携をとり、負傷者等を医療機関へ搬送する。

イ 町及び北はりま消防本部は、危険物等取扱に関する専門家・専門機関等の助言が必要な場合は、県に要請する。

⑥ 消防応急対策

ア 北はりま消防本部は、危険物等の火災の特性（爆発を伴う大規模火災の危険性等）に応じた消防活動を迅速に実施する。

イ 状況によりその必要があると認めるときは、町長(本部長)は、知事に応援出動指示権の発動及び他府県への応援要請等を求める。

⑦ 避難

町長(本部長)は、西脇警察署及び北はりま消防本部と協力して、避難のための

立退きの指示、指定避難所の開設及び指定避難所への受入れを行う。

⑧ 災害警備

町長(本部長)は、関係機関と連携し、西脇警察署の行う被災地域における社会秩序の維持活動に協力する。

⑨ 交通応急対策

町長(本部長)は、他の道路管理者、西脇警察署と連携し、交通の安全、緊急輸送の確保のため、周辺道路の交通対策に万全を期する。

⑩ 環境モニタリング

町(生活環境部)は、県が行う環境モニタリング調査において、その測定場所の選定、確保及び現場立会いを行う。

⑪ 住民救済対策

事故責任者及び町、県その他防災関係機関は、被災住民の救済対策を行う。

6 風評被害の影響の軽減

(1) 町(本部指令部)は、県その他防災関係機関と協力して、報道機関の協力を得ながら、次の事項についての的確な情報提供を行うことにより、道路災害等による風評被害等の未然防止を図る。

① 道路、バス交通等の使用又は供用の状況

② 被災した構造物等の復旧状況

③ 危険物等の流出等の場合の緊急時モニタリングの結果

④ その他風評被害の未然防止又は軽減のために必要な情報

(2) 風評被害等が発生したと認められる場合は、農林産物、地場産業の商品等の適正な流通の促進及び観光振興のため、広報活動の強化等により影響の軽減を図るとともに、農林業対策、観光対策等に十分な配慮を行う。

第3 原子力等事故災害応急対策

〔とりまとめ担当課：生活安全課〕

応急対策を迅速かつ円滑に展開するため、町、県その他の防災関係機関の緊急時の情報の収集・伝達体制、防災関係機関相互の連携の仕組みを盛り込んだ応急活動体制及び必要な対策について定める。

1 情報収集体制の確立

町、国、県等から得た情報を、他市町、県と連携し、情報収集体制を確立する。情報収集に当たっては、平常時モニタリングの情報をもとに放射性物質の放出の有無についても確認する。

2 災害対策本部等の設置

原子力災害発生時における配備レベルと配備体制等は次頁表による。動員や配備要

員については、第2章第1節第1「配備体制」の項を参照。

配備体制基準

配備レベル	配備体制
【フェーズ1】情報収集事態 (1) 福井県の原子力施設等立地市町において震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき（福井県において、震度6弱以上の地震が発生した場合を除く） (2) 原子力規制委員会から情報収集事態が発生したことの連絡が県にあったとき (3) その他副町長が警戒体制を決定したとき	初動警戒配備
【フェーズ2】警戒事態 (1) 福井県において震度6弱以上の地震が発生したとき、又は大津波警報が発令されたとき (2) 原子力規制委員会から警戒事態が発生したことの連絡が県にあったとき (3) 原子力防災管理者から警戒体制を発令したことの連絡が県にあったとき (4) その他副町長が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき	警戒体制配備
【フェーズ3】施設敷地緊急事態 (1) 原子力防災管理者から原災法第10条第1項に定める通報が県にあったとき (2) 原子力規制委員会から施設敷地緊急事態が発生したことの連絡があったとき (3) 福井県及び兵庫県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、 $5\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出されたことが判明したとき (4) その他町長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき	非常体制配備 (1号～3号配備)
【フェーズ4】全面緊急事態 (1) 原子力規制委員会から全面緊急事態が発生したことの連絡があったとき (2) 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき	

3 防護措置の実施

町は、下記に記す防護措置を行うが、その実施時期については、県と連絡をとり、必要な時に行う。

(1) 屋内退避の実施

町は、原子力災害時において、県から予防的防護措置（屋内退避）の準備を開始するよう連絡があったとき、または屋内退避が必要と判断するときは、屋内退避の対象地域を明かにするとともに、同報系防災行政無線、たかちょう防災ネット、広報車、テレビ・ラジオ、インターネット、CATV、緊急速報メール、自治会長を通じた連絡など多様な伝達手段を用いて、速やかに住民、屋内退避区域に所在する学校、社会福祉施設等の長に屋内退避を指示し、原則として次に掲げる事項につい

て伝達する。

- ア 災害対策本部からの緊急通報であること
- イ 事故の概要
- ウ 放射性物質または放射線の放出状況、今後の予測及び環境への影響
- エ 応急対策の状況及び今後とるべき措置
- オ 屋内退避措置をとること及び対象地区
- カ 屋内退避に当たっての注意事項（窓を閉め気密性に配慮など）
- キ 飲食物等の摂取制限に関する事項
- ク その他必要事項

(2) 安定ヨウ素剤の予防服用

町は、県と連携し、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、国が決定した方針に従い、直ちに服用対象の住民等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用すべき時期及び服用の方法の指示、医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置を講じる。

4 広域避難の受入

(1) 県の調整

県は、避難元府県と連携し、応援計画に基づき、広域避難の受入れ（避難者の輸送、避難所等での受入れ）を実施する。

県は、避難者を受け入れるにあたり、避難元府県との調整や避難者の登録、情報提供等を行う窓口を設置する。

(2) 避難者への配慮

町は、県や避難元市町村と連携して、避難所の運営を行う。また、避難先の生活・医療・雇用情報等を取りまとめ、避難者に対し情報提供を行うほか、ボランティアとも連携し避難者の生活支援に努める。

避難者の避難生活が長期にわたると見込まれる場合は、避難元府県と調整の上、必要に応じ、二次避難先として、旅館・ホテル等への移転を支援するとともに、住居の斡旋や応急仮設住宅（民間賃貸住宅や公営住宅等のみなし仮設住宅を含む）の提供等について配慮する。

※広域避難については、第3章第4節第6「広域避難（広域一時滞在）等」参照。

5 住民への的確な情報伝達

不正確な情報による社会的混乱を防止するとともに、町民等の適切な判断と行動を助け、町民の安全を確保するためには、正確で分かりやすい情報を速やかに広報することが重要である。町は、町民から寄せられる問合せ、要望、意見等に適切に対応できる体制を整備する。

(1) 住民への情報提供・広報の実施

① 原子力災害対策の特殊性への配慮

町は、県と連携し、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないな

どの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における町民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、町民等の適切な判断と行動を助け、町民等の安全を確保するため、正確かつわかりやすい情報を速やかに公表する。

② 住民のニーズに即した情報の提供

町は、県と連携し、町民等のニーズを把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果等）、安否情報、医療機関等の情報、飲食物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、関係機関が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等周辺地域の町民等に役立つ正確かつ詳細な情報を、災害対応のフェーズや場所に応じて適切に提供する。

なお、その際、町民の安心感の醸成に資するよう配慮するとともに、要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に確実に情報が伝わるよう配慮する。

③ 住民等の生活環境等を考慮した手段による情報伝達

町は、県と連携し、町民等の生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、多様な情報伝達手段を用いるよう配慮する。

情報伝達手段については、報道機関の協力を得るとともに、自主広報媒体（ホームページ、電子メール、ソーシャルメディア等）、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能等の多様なメディアを活用する。

(2) 住民等からの問合せに対する対応

町は、県、国、原子力事業者等と連携し、町民等からの問合せに対応する相談窓口を速やかに設置する。相談窓口には、原子力災害の特殊性を踏まえた対応のできる人員を配置するほか、相談対応を通じて住民等のニーズを見極め、必要とされる情報の収集・整理を行い、ホームページ等で随時情報発信を行う。

6 被災者の生活支援

町は、所在県及び国の原子力被災者生活支援チーム等と連携して実施する原子力災害事後対策や、避難期間が長期に及ぶ場合の就労や住まいの確保、さらには移住も含めた避難者の生活支援について、関係機関・団体と連携し、必要な支援を行う。

7 風評被害等の影響の軽減

(1) 風評被害の抑制

原子力災害では、農林水産物、鉱工業製品、観光入込、企業誘致はもとより、被災者・地域住民の人権問題に至るような風評被害が発生するおそれがある。

風評被害の拡大は、正確な情報が適時に提供されず、先行き不透明感が長期にわたって続くことから生じる場合が多い。

町は、県と連携し、原子力災害による風評被害を未然に防止し、また、その影響を軽減するため、国及び関係機関・団体と連携し、農林水産物、鉱工業製品、地場産品等の流通の促進、観光入込や企業誘致の維持・回復に向けて、迅速かつ的確な情報発信に努めるとともに、積極的な広報活動を展開する。

農林水産物については、県等が行う放射性物質モニタリング検査の方法及び検査結果、出荷制限・摂取制限等の情報発信に努めるとともに、スーパーなどの小売店の店頭においても同検査や自主検査結果などを周知するよう取組を促進する。また、観光分野においては、誘客キャンペーン、物産展などPR活動に積極的に取り組むとともに、地域団体と連携した集客対策を行うなど、自粛ムードの払拭へ向けた地域での取り組みを促進する。

(2) 被災中小企業等に対する支援

町は、県や国と連携し、被害を受けた中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

第4 高病原性鳥インフルエンザ応急対策

〔とりまとめ担当課：産業振興課〕

1 組織の設置

町長は、町の地域及び近隣市町において、高病原性鳥インフルエンザが発生したときには、「多可町高病原性鳥インフルエンザ対策本部設置要綱」に基づき、多可町高病原性鳥インフルエンザ対策本部を設置する。

2 応急対策の実施

各班は、速やかに情報を共有するとともに、「多可町高病原性鳥インフルエンザ対策マニュアル」に基づき、迅速かつ適切な対応を行う。

第5 新型インフルエンザ等応急対策

〔とりまとめ担当課：健康課〕

1 組織の設置

町長は、町の地域及び近隣市町において、新型インフルエンザ等が発生したときには、多可町新型インフルエンザ等対策本部を設置する。

2 応急対策の実施

国や県対策本部の基本的対処方針を基本としつつ、有識者や関係機関の意見等も考慮のうえ、対策項目ごとに適切な対策レベルを選定し、実行する。

第6 その他の事故等災害応急対策

〔とりまとめ担当課：生活安全課〕

その他の事故等災害に際して、必要な応急対策について定める。

1 雑踏事故対策

(1) 関係機関の情報連携

行事等の主催者等、西脇警察署、北はりま消防本部及び町（本部指令部）、西脇市多可郡医師会等は、雑踏事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一報の伝達から応急対策の終了まで、相互に情報を交換するなど、特に緊密な情報連携を図る。

(2) 雑踏事故発生のおそれがある場合の現場の対応

① 群集の密度、行動等から雑踏事故の発生のおそれがあると認識した主催者、警備員、警察官等は、相互に連絡を取り、拡声器等を使用して群集に対し周辺の状況を説明し、警備員等への協力を求めるとともに、必要に応じて入場制限、誘導等の措置により群集の分断、整理を行う。

② 町（本部指令部）及び北はりま消防本部は、雑踏事故の発生のおそれがあるとの通報を受けた場合、直ちに現場の確認のため職員を急行させる。

(3) 雑踏事故発生時の対策

行事等の主催者及び町等その他関係機関は、次に定める対策など、事故の態様に応じ、必要な対策を行う。

① 行事等の主催者等

行事等の主催者等は、雑踏事故が発生した場合には、迅速に町（本部指令部）及び北はりま消防本部、西脇警察署、県等にその旨をするとともに、負傷者を搬送し、救護活動に必要な場を確保するなど応急措置に努める。

② 町（本部指令部）及び北はりま消防本部

ア 会場及び周辺の道路の混雑状況等、消防活動等を実施する上で必要な状況の迅速かつ的確な把握に努め、救助活動等に迅速に着手する。

イ 必要に応じて広域応援を他の消防本部又は県に要請する。

ウ 多数の負傷者が発生した場合、西脇市多可郡医師会へ情報提供し、協力を依頼するとともに、必要に応じて災害拠点病院（西脇市立西脇病院 災害医療コーディネーター）と連携を取り、医療上の助言を得るなど、医療機関と連携を取り、医師の派遣及び搬送先の医療機関の確保を的確に行う。

③ 医療機関等

ア 行事等の主催者等及び北はりま消防本部と事前に連携を図っている医療機関は、関係機関から雑踏事故発生の第一報を受けた場合、医師、看護師等の招集など負傷者の受入体制を整えるよう努める。

イ 西脇市多可郡医師会は、関係機関から雑踏事故発生の第一報を受けた場合、現地へのトリアージ医師の派遣、現地における医療行為を実施するための医療関係者の派遣等について、協力するよう努める。

注) トリアージとは、救急救命士や救急医らが中心となり、傷病者の救急度と重傷度の評価を行い治療の優先順位を決定すること。

④ 西脇警察署

ア 事故の拡大防止と負傷者の救護に最善の努力を払う。

イ 事故現場の群衆から負傷者を隔離するとともに、救護活動に必要な道路及び場所を確保する。

ウ 主催者関係機関と連携して、効果的な広報活動により人心の安定を図る。

⑤ 県の措置

県は、雑踏事故発生の第一報を受けた場合、隣接・近接の消防本部等に広域応援の準備を求めるなど、北はりま消防本部、災害拠点病院（西脇市立西脇病院 災害医療コーディネーター）、西脇市多可郡医師会等と連携して、負傷者の搬送手段及び搬送先医療機関の確保にあたりるとともに、医療関係者の現地派遣の調整に努める。

2 その他突発重大事案応急対策

(1) サリン等の発散

- ① 消防吏員、警察官は、サリン等又はサリン等の疑いがある物質の発散により、人の生命又は身体被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、法令の定めるところにより、相互に連携し、その被害に係る場所への立入りを禁止し、又はこれらの場所にいる者を退去させ、サリン等を含む物品等を回収又は廃棄し、その他その被害を防止するために必要な措置をとる。
- ② 住民は、サリン等若しくはサリン等の疑いがある物質若しくはこれらの物質を含む物品を発見し又はこれらが所在する場所を知ったときは、速やかに警察官等に通報する。
- ③ 町（本部指令部）は、サリン等又はサリン等の疑いがある物質の発散により、人の生命又は身体被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、時機を失することなく自衛隊等の専門家の派遣要請を県に要求する。
- ④ 町（本部指令部）は、事故原因がテロ等の武力攻撃等による場合は、「多可町国民保護計画」に基づき総合的な対策を行う。

(2) その他突発重大事案

町（本部指令部）及び北はりま消防本部は、西脇警察署の行う初動措置に協力を行う。その他の応急対策については、第1節「基本対策」及び第2節の各個別対策を準用し適切に行う。